

西原町都市計画マスタープラン

(案)

令和 6 年 2 月時点

西 原 町

目 次

序章 都市計画マスタープランの位置づけ

1. 都市計画マスタープランとは
2. 計画の経緯
3. 計画の位置づけ

第1章 都市づくりの現状と課題

1. 都市づくりに係る時代潮流
2. 上位関連計画における位置づけ
3. 西原町の都市の現状
4. 住民意向調査
5. 都市づくりの課題

第1回
議 題

第2章 全体構想

1. まちづくりの基本理念
2. 将来都市像
3. まちづくりの目標
4. 人口フレームの設定
5. 将来都市構造

第2回
議 題
(本日)

第3章 分野別構想

1. 土地利用・市街地整備の方針
2. 交通体系に関する方針
3. みどりと水に関する方針
4. 都市環境形成に関する方針
5. 都市防災・防犯に関する方針
6. 観光・交流のまちづくりの方針

第4章 地区別構想

第5章 実現化方策

序 章

都市計画マスタープランの 位置づけ

1. 都市計画マスタープランとは

（１）都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市町村が、住民の意見を反映しつつ将来のまちのあるべき姿やまちづくりの基本的な方向性をわかりやすく示すものです。

（２）都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの役割は次のとおりです。

- ① 本町を「こんなまちにしたい」という目標や将来像を示し、町民と共有していくための指針となります。
- ② 都市計画やまちづくりに関する施策を町が進める際の、基本的な方針を示します。
- ③ 土地利用や公園・道路、市街地整備事業等の個別の計画を策定する際には、本計画を反映していくこととなるため、本計画は、個別の計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりを支えるものとなります。
- ④ 町民と行政が協働で進めるまちづくりの基本的な方針を示します。

2. 計画の経緯

■平成 12(2000)年：「西原町都市計画基本計画」（当初計画）策定

平成 9 年の都市計画法改正により新たに創設された「都市計画に関する基本的な方針」として、「西原町都市計画基本計画」を策定しました。

■平成 24(2012)年：「西原町都市計画マスタープラン」策定

当初計画から 10 数年が経過し、少子高齢化や景気の低迷、地球規模での環境問題の顕在化、自然災害の甚大化のほか、人々の暮らし方や価値観の多様化、地方分権の波が一層高まる中で、市町村においては、地域の特性を活かしつつ、時代潮流に即したまちづくりの方向性を明確に示すことが重要となっていました。さらに、本町では自立都市の形成を目指し、中心核やサブ核、中城湾港沿いのマリンタウン整備計画を進めており、これらの地区では、町の顔としてふさわしい環境の整備や都市機能の集積など、次の段階のまちづくりの展開が求められ、「都市計画マスタープラン」を改定しました。

■平成 29(2017)年：「西原町都市計画マスタープラン」一部改定

平成 25 年度の大型 MICE 施設整備に係る基本構想の実現に向けた建設地検討の結果、平成 27 年 5 月 22 日、本町と与那原町にまたがる「中城湾港マリンタウン地区」に大型 MICE 施設の建設が決定されたことを受け、MICE 関連施策を効果的に推進するための土地利用の見直しを図るため、本町都市計画マスタープランの一部改定を実施しました。

■令和 7（2025）年：「西原町都市計画マスタープラン」全面改定

平成 24 年の計画策定から 10 年が経過し、少子高齢化や景気の低迷、地球規模での環境問題の顕在化、自然災害の甚大化のほか、DX、人々の暮らし方や価値観の多様化などの社会情勢の変化とともに、計画の進捗が一時的に停止していた大型 MICE 施設についても、動向が見られることから、これらを踏まえ、全面改定を行いました。

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

都市計画運用指針【第12版】(国土交通省、令和4年4月)によると、都市計画マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープランと、議会の議決を経て定められた市町村の基本構想に即したものとするとともに、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第4条に基づく市町村計画等に即したものとすることが望ましいとされてます。

本町においては、那覇広域都市計画区域マスタープラン(令和4年11月策定)および、西原町まちづくり基本条例(平成24年3月策定)、第4次西原町国土利用計画(平成24年4月策定)に即すものとして位置づけされます。



（２）計画期間について

本計画は、20 年程度の長期を見据えた計画とし、計画の基準年度を令和 7（2025）年、目標年次を令和 27（2045）年、中間年次を令和 17（2035）年とします。

また、中間年や経済情勢等により計画内容に大きな変更を要する場合は、状況に応じて適宜見直しを図ります。

第 1 章

都市づくりの現状と課題

1. 都市づくりに係る時代潮流

近年の世界、国内及び沖縄県における注視すべき動向並びに都市づくりに係る法制度の動向などから、都市づくりの潮流を整理します。

(1) 世界や国内における動向

令和元（2019）年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響や、我が国が都市化の時代から安定・成熟した都市型社会へ移行してきていることから、暮らし方や働き方などの生活様式は多様化しつつあります。また、近年は情報通信技術の著しい進展や脱炭素社会の実現に向けた取組が進んでおり、世界や国内における動向は著しく変化しています。

注視すべき世界や国内における動向

- ① 人口減少・超高齢社会への本格突入
- ② デジタル化、情報通信技術の進展やイノベーションの展開
- ③ 経済的・社会的な「格差」の進行と SDGs（持続可能な開発目標）や社会的包摂の取組
- ④ ウィズコロナ・アフターコロナへの対応
- ⑤ アジア諸国の著しい経済成長をはじめとするグローバル化の進展
- ⑥ 甚大化する自然災害リスク
- ⑦ 2050 年脱炭素社会への挑戦
- ⑧ 暮らしの在り方、働き方、住まい方、生き方の多様化
- ⑨ 官民連携や民間活力の導入

(2) 沖縄県における動向

沖縄県は、令和 4（2022）年に本土復帰から 50 年を迎え、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（第 6 次沖縄振興計画）」が策定され、県土の発展方向が示されました。また、令和 3（2021）年には「東海岸サンライズベルト構想」においては、本町を含む本島東海岸域のあり方が示され、大型 MICE 施設を中心としたまちづくりの取組が位置づけされました。

注視すべき沖縄県における動向

- ① 中城湾港西原与那原地区（マリントウンエリア）における、スマートシティの形成など、MICE を中心とした魅力あるまちづくりへの取り組み
- ② 加工、流通又は販売を行う企業の立地について、都市計画法及び農振法等、各計画の調和により、計画的な産業用地を確保

(3) 都市づくりに係る法制度の動向

わが国の人口減少と少子高齢社会の到来は、社会全般にわたり大きな影響を与え、これまでの社会経済の仕組みが大きく転換していくことを示しており、これにより、都市づくりのあり方も大きく変わりつつあります。

その一方で、安全・安心な地域コミュニティの確保、自然的環境や景観の保全・創出といったゆとりや潤いを求める質の高い生活の希求が広がっており、国民の意識にも大きな変化がみられます。

注視すべき都市づくりに係る法令等		目的	関連計画・制度等
①	まち・ひと・しごと創生法 およびデジタル田園都市国家構想基本方針	○少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける ○デジタルの力を活用し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく	■まち・ひと・しごと総合戦略
②	改正都市再生特別措置法	○頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じる ○生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成する	■コンパクト・プラス・ネットワーク ■立地適正化計画 ■「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり
③	空家等対策の推進に関する特別措置法	○適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護する ○生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する	■空家等対策計画
④	改正 PFI 法・改正都市公園法	○都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資する ○民間事業者が収益を挙げることができる公園施設の設置をさらに進めるために、「公募設置管理制度 (Park-PFI)」を創設	■Park-PFI
⑤	改正地球温暖化対策推進法	○全ての者が自主的かつ積極的に地球温暖化の防止に取り組むことが重要であることに鑑み、温室効果ガスの排出量の削減等を促進するための措置を講ずる ○温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指す	■2050 年脱炭素社会

注視すべき都市づくりに係る法令等		目的	関連計画・制度等
⑥	改正建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	○建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置等を講ずる ○建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与する	■気候風土適応住宅制度 ■ZEB、ZEH 等
⑦	景観法	○都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずる ○美しく、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることにより国民生活の向上に寄与する	■景観計画 ■景観条例
⑧	住生活基本法	○住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与する	■新たな住生活基本計画
⑨	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について【通知】	○人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図る	■インフラ長寿強化計画 ■公共施設等総合管理計画
⑩	大規模災害からの復興に関する法律	○大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念や復興基本方針、復興のための特別の措置等について定める ○大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図ることにより住民が安心して豊かな生活できる地域社会の実現に寄与する	■復興まちづくりの前の事前準備ガイドライン ■復興準備計画
⑪	災害対策基本法	○国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にする ○防災計画の作成、災害予防、災害応急対策その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る	■地域防災計画
⑫	国土強靱化基本法	○大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定める ○国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資する	■国土強靱化地域計画

注視すべき都市づくりに係る法令等		目的	関連計画・制度等
⑬	無電柱化推進法	○災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献	■地域防災計画 ■景観計画 ■景観条例

2. 上位関連計画における位置づけ

(1) 上位計画

計画	都市計画に関する概要
① 都市計画区域 マスタープラン	【主要な都市計画の方針】 ○土地利用(商業地):てだこ浦西駅周辺については、沖縄自動車道、県道浦添西原線、沖縄都市モノレールが結節する立地特性を活かしたまちづくりを推進 ○土地利用(工業地)西原町小那覇の臨海部の石油関連施設、糸満市西崎の工業地及び豊見城市豊崎の工業地は、公害の防止に留意しつつ、今後とも機能を維持 ○道路:浦添西原線は放射道路を連結する横軸の道路として整備を推進 ○公共交通:MaaS 等により、公共交通の利便性の向上を図り交通手段を自動車から公共交通機関への転換を促進 ○河川:流域全体で水害を軽減させる流域治水に取り組むとともに、多自然川づくりを積極的に推進し、地域に親しまれる河川環境の保全 ○市街地整備:西原町西原西、徳佐田、幸地 ○緑地:中城村から西原町、与那原町に至る東海岸の斜面緑地の保全を検討
② 西原町 まちづくり 基本条例 (西原町 まちづくり指針)	【まちの将来像】 「文教のまち 西原」～人かがやき 自然ゆたか 文化かおる 平和創造のまち～ ○文化事業の推進:国指定史跡「内間御殿」の整備 ○環境保全対策の推進:町リサイクルヤードを整備、中間処理施設(ゴミ焼却施設)の新炉建設検討 ○商工業の振興:小那覇工業専用地域などへの企業誘致、 ○観光振興:内間御殿などの地域資源の発掘と活用 ○道路網:国道 329 号西原道路の早期事業化、県道浦添西原線、県道那覇北中城線の整備促進 ○河川:小波津川河川改修の推進 ○都市基盤整備:大型MICE施設周辺の土地利用については、特に国道 329 号西原バイパスの整備と併せて小那覇工場適地南側への拡大 ○交通結節:大型MICE施設建設事業や周辺の環境整備に伴う公共交通機関の整備については、関係機関と連携して促進 ○モノレール:西原町まちづくり推進協議会と連携し、沖縄県事業として、モノレールを大型MICE施設が立地される東海岸地域まで延伸決定されるよう要請 ○民間活力:本町の公共施設の維持管理及び老朽化による建て替えについて、民間活力を活用したPPP/PFI事業の導入
③ 西原町 国土利用計画	【利用区分別の基本方向】 ○農用地:継続的で良好な管理を通じて農用地の有効利用 ○森林:人々が憩う貴重な自然とのふれあいの場として地域の活性化や町民のニーズに配慮しながら、適正な維持・管理 ○住宅地:面整備の導入等により計画的に宅地の供給を進める ○工業地:住宅地との混在等により生活環境に支障が生じている地域では、環境改善を図るために、工場施設の適正な土地利用の誘導。移転等により発生する跡地等については、地域のニーズを的確に捉えて有効活用。 ○その他(業務系):土地利用の高度化、低未利用地の有効利用を図る。その際に、市街地等の中心部・拠点部における人々の交流機会を増やし、商業の活性化及び良好な環境の形成、経済活動のソフト化・サービス化に配慮しながら、事務所・店舗等に必要用地の確保を図る ○その他(流通):都市モノレール新駅周辺地区は、高速交通網の結節点という立地条件を視野にいたした流通業務系土地利用の立地誘導 ○マリンタウン:マリーナや人工海浜等と一体となった良質なレクリエーション空間を形成するため、商業施設の立地を促進 ○沿岸域:沿岸域は各種利用への多様な期待があることから、自然環境に配慮しつつ生産活動の場として利活用に努める

(2) 関連計画

計画		主要施策のうち都市計画に関連する事項
①	第2期西原町人口ビジョン/ デジタル田園都市 構想総合戦略 (令和5年3月)	【人口の将来展望】令和42年(2060年):37,000人 ○関係・交流人口の拡大 生涯学習と交流・賑わいの新拠点の整備(西原町中央公民館再整備事業) ○活気のある都市形成 大型MICE施設周辺(マリンタウン後背地)地区を計画的かつ段階的に活力のある都市へ機能配置
②	西原町農業振興 地域整備計画 (平成29年9月) ※改定中	○農用地利用計画 県都那覇市に隣接する恵まれた立地条件を活かし、都市近郊型農業の推進 体験及び参加型農業や農産物加工品の開発等の農業の多面的展開 ○生活環境施設整備計画 「水と緑のネットワーク計画」を策定し、体系的な森林緑地の保全と育成 森林や緑地を身近に感じ、交流の場として活用できる各種公園の整備
③	西原町道路整備 計画 (平成28年3月)	【短期整備路線】 小波津川南線、小波津川北線、兼久・仲伊保線、都市計画道路東崎兼久線 【中期整備路線】小波津屋部線、森川翁長線、都市計画道路兼久安室線、都市計画道路呉屋安室線、等
④	西原町景観計画 (平成27年3月)	【基本方針】 (1)やすらぎと自然緑地景観づくり ○斜面緑地保全や、斜面緑地と一体化した集落形態の保全 ○主要視点場からの眺望の確保、特に運玉森への眺望保全 (2)うるおいの都市の骨格景観づくり ○県道浦添西原線など主要幹線道路(既存及び新設)の道路景観の整備 ○MICE施設周辺地区の良好な市街地景観整備 ○小波津川沿川のまちの中心核としての景観整備 (3)歴史文化が息づく景観づくり ○内間御殿をはじめとする歴史・文化的資源を活用した景観づくり ○中頭・国頭方東西両海道など地域に残る歴史の道を活用した景観づくり
⑤	西原町地域防災 計画 (平成30年4月) ※改定中	【災害予防計画】 ○防災上危険な市街地の解消 土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図る 避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する ○避難公園 都市公園の近隣公園を公共ゾーン(中央公民館、庁舎等)に配置することにより、避難地としての面積拡大、機能向上を図る ○新規開発に伴う指導・誘導 新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る 土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う ○防災上重要な道路の整備 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進 ○津波に強いまちの形成 徒歩による避難を原則として、短時間で避難が可能となるようなまちづくり 町や県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、町役場関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める
⑥	西原町強靱化 地域計画 (令和3年4月)	【道路網及び排水施設の整備】 ●公共施設等における耐震化対策の推進 ●治水対策 ●治水施設の機能維持(長寿命化対策) ●緊急物資輸送機能の確保 ●土砂災害 【都市基盤施設の整備】 ●民間住宅・建築物等の耐震化促進 ●公共建築物の耐震化の促進 ●密集市街地等の整備改善と避難地の確保 ●緊急物資輸送機能の確保 ●公共施設等における耐震化対策の推進

計画		主要施策のうち都市計画に関連する事項
⑦	西原町地域福祉計画 (令和 4 年 3 月)	【地域の階層と範囲】 第1層は町全体として、制度に基づいた支援、福祉サービス提供、相談支援を実施 第2層は中学校区単位とし、町内2地区で地域課題を自分たちで解決する取り組みを推進及び支援。第2層での仕組みにおいては自治会単位で把握した地域課題を吸い上げ、地域支援や個別支援の解決に向けては第2層での協議と行動、さらに第1層での制度を中心とした支援へつないでいきます。
⑧	西原町公共施設等総合管理計画 (平成 29 年 3 月)	【公民館・図書館】 ○耐用度を勘案しながら大規模修繕又は建替えを検討 【スポーツ・レクリエーション施設】 ○耐用度を勘案しながら大規模修繕又は建替えを検討 【公営住宅】 ○費用対効果を重視し、多面的な角度から運営管理方法を検討
⑨	西原町観光振興計画 (平成 30 年 3 月)	【戦略 1】文教のまちならではの交流促進と観光人材の育成 ○観光客増加による災害時のリスクへの対応強化(避難誘導 等) 【戦略 2】歴史・文化の継承と文化遺産の保存・活用、沖縄戦の記憶の継承 ○文化遺産の魅力発信と回遊性の向上 【戦略3】マリントウンの魅力を活かした交流拠点創出 ○大型 MICE 施設整備と連携した開発 ○マリントウンエリアと中心核商業系ゾーンとの連携 ○周辺地域との連携による魅力ある拠点の形成 【戦略4】農商工と観光が連携した地場産業の活性化と拠点形成 ○農水産物流通・加工・観光拠点施設の有効活用
⑩	西原町歴史文化基本構想 (平成 29 年 2 月)	【保存活用区域の設定】 核となる文化遺産を中心に、文化遺産および周辺環境が一体となって価値をなす文化的空間の創出 ・幸地グスク周辺、棚原区周辺、運玉森周辺、金丸(尚円王)ゆかりの地

3. 西原町の都市の現状

(1) 西原町の概況

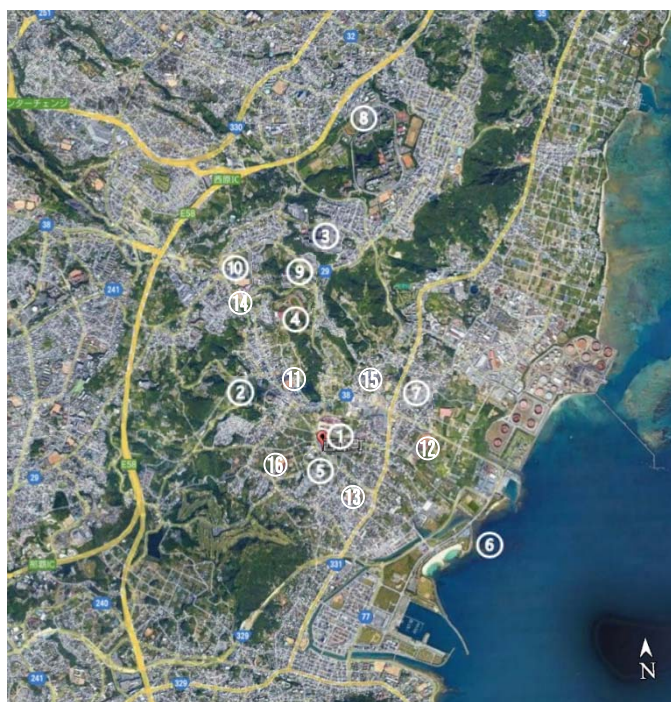
1) 位置・現況

本町は、沖縄本島中南部に位置し、東西・南北に約 5 km、面積約 15.9 km²の町域を有します。北西部は海拔約 100mの丘陵地となっており、南東部の平野にかけて泥岩からなる傾斜地が広がっています。

町の北部は中城村・宜野湾市、西部は浦添市・那覇市、南部は南風原町・与那原町と接しています。県庁所在地である那覇市から約 10 km圏にあることなどから、生活利便性の高い都市であるとともに、中城湾などの自然資源に恵まれています。



■ 主な公共施設



出典：GoogleEarth

①	西原町役場
②	東部消防 西原分署
③	琉大附属病院（移転予定）
④	西原運動公園
⑤	西原中央公民館
⑥	西原マリンパーク
⑦	内間御殿
⑧	琉球大学
⑨	キリスト教短期大学
⑩	西原高校
⑪	西原中学校
⑫	西原東中学校
⑬	西原小学校
⑭	坂田小学校
⑮	西原東小学校
⑯	西原南小学校

資料：西原町勢要覧（イラストマップより一部抜粋）

2) 気象

亜熱帯に属する本町における令和4（2022）年の気候は、平均気温 23.7℃（最高 29.9℃、最低 17.2℃）で、1 年の 3/4 が年間を通して平均気温 20℃以上となっています。

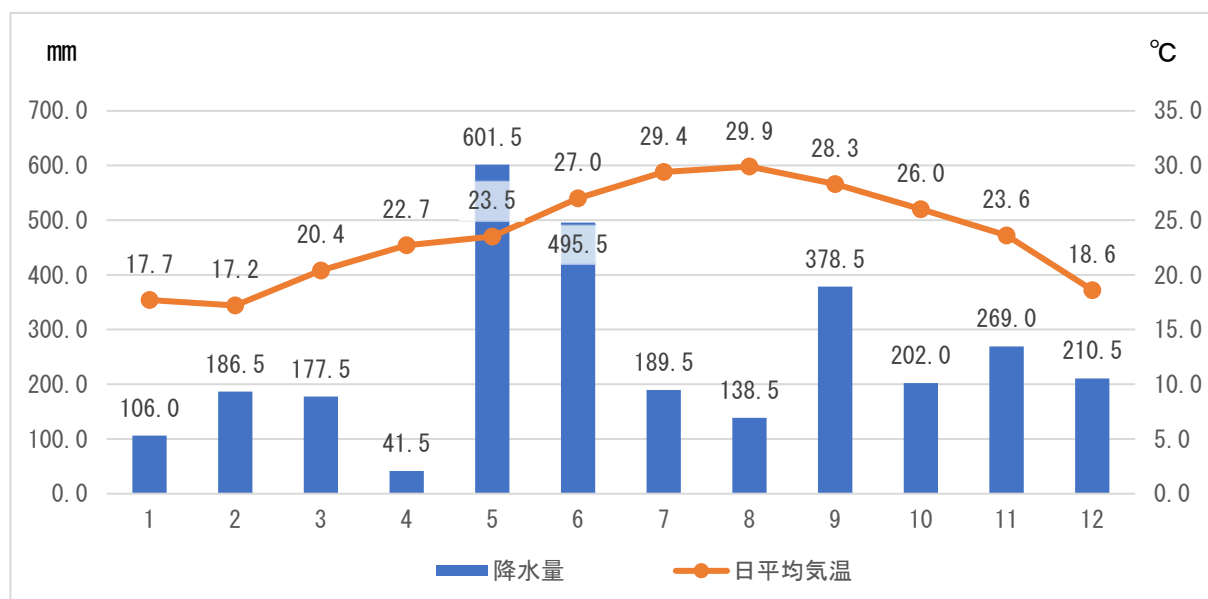
また、平均湿度は 80%であり、降雨量は 5 月から 6 月に特に多くなっています。

■ 気象概況

	気温（℃）			平均湿度（%）	日照時間（h）	降水量（mm）
	平均	最高	最低			
H22年	23.1	33.2	23.1	74	1,502.7	2,895.5
H23年	22.9	32.9	22.9	75	1,602.3	2,122.0
H24年	23.0	33.3	23.0	74	1,538.9	2,733.0
H25年	23.3	34.8	23.3	73	1,809.0	2,071.0
H26年	23.1	33.9	23.1	73	1,760.2	2,584.0
H27年	23.6	33.8	23.6	73	1,813.8	1,425.0
H28年	24.1	33.9	24.1	74	1,757.2	2,368.0
H29年	23.6	35.1	23.6	71	1,646.0	1,907.0
H30年	23.5	33.1	23.5	74	1,876.5	2,469.5
R元年	23.9	33.9	23.9	77	1,665.6	2,637.5
R2年	23.8	34.7	23.8	77	1,737.2	2,481.0
R3年	23.6	33.5	23.6	77	1,867.1	2,485.5
R4年	23.7	33.5	23.7	80	1,588.8	2,996.5

資料：国土交通省・気象庁（観測地点：那覇市）

■ 月別平均気温と降水量の変化（令和4年）



資料：国土交通省・気象庁（観測地点：那覇市）

3) 土地利用現況

① 都市計画（用途地域）

都市計画区域（町全体）1590.0haのうち、市街化区域は782.6ha（49.2%）、市街化調整区域は807.4ha（50.8%）となっています。

用途地域（782.6ha）の指定状況でみると、第1種中高層住居専用地域が最も多く181.5ha（23.2%）、次いで第1種低層住居専用地域が177.4ha（22.7%）、工業専用地域が158.8ha（20.3%）の順となっています。

工業専用地域の指定は、県内では本町を含めて3地域（他うるま市、糸満市）であり、県内の工業系産業を支える重要な位置づけである事が伺えます。

■都市計画区域等の面積

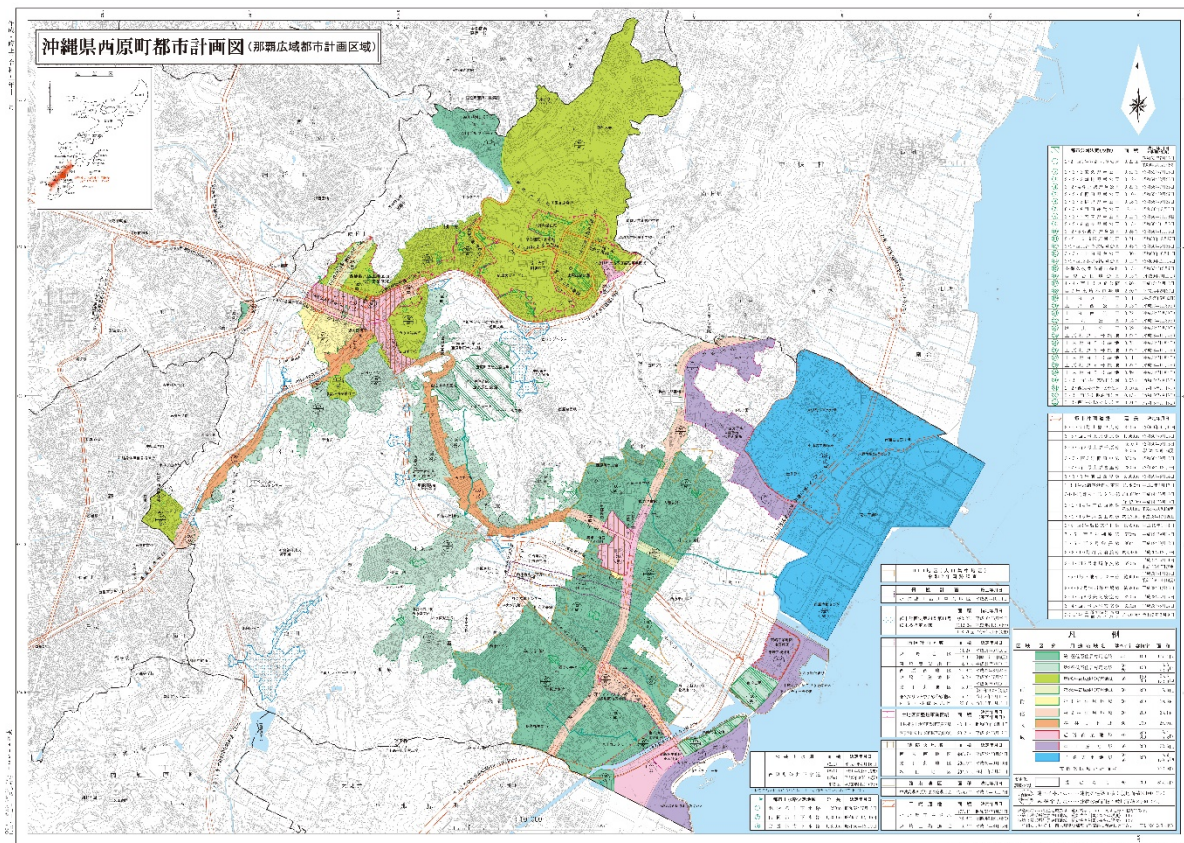
（単位：ha）

市街化区域		市街化調整区域
第1種低層住居専用地域	177.4	
第2種低層住居専用地域	100.6	
第1種中高層住居専用地域	181.5	
第2種中高層住居専用地域	5.8	
第1種住居地域	10.3	
第2種住居地域	33.1	
準住居地域	25.9	
近隣商業地域	35.7	
準工業地域	53.5	
工業専用地域	158.8	
計	782.6	807.4
合計		1,590.0

資料：西原町所管部

※令和5年11月時点の値

■都市計画図（令和5年11月作成）



資料：西原町所管部

② 土地利用現況

農地 272.1ha の内、約 90% (244.9ha) が市街化調整区域となっています。

宅地 365.2ha の内、約 61% (221.6ha) が市街化区域に、約 39% (143.6ha) が市街化調整区域となっています。

町土の約 42% (667.6ha) が自然的土地利用に、約 58% (922.4ha) が都市的土地利用されています。

■ 土地利用現況表

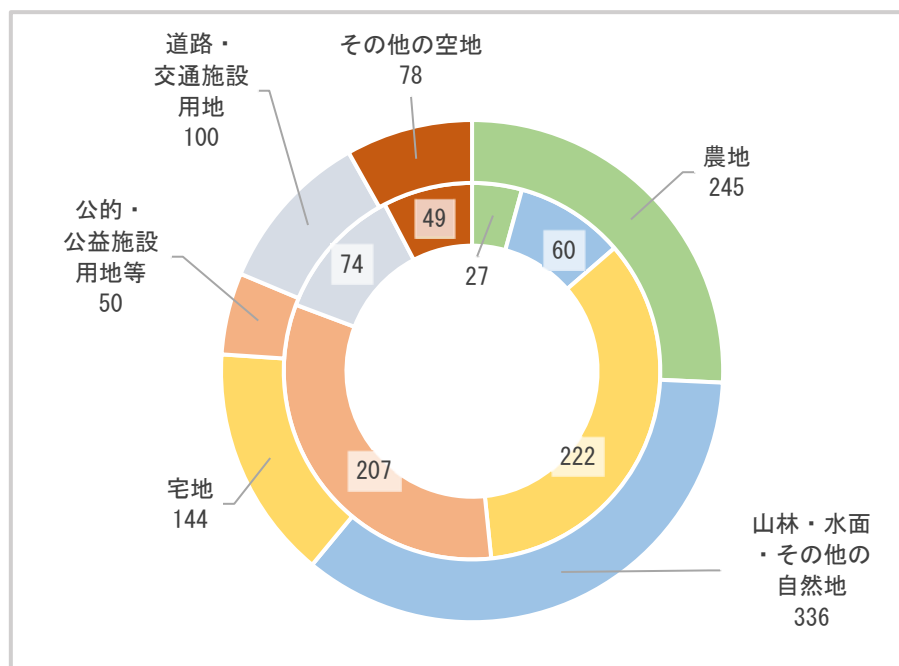
(単位:ha)

	市街化区域	市街化調整区域	計
自然的土地利用 計	87.2	580.4	667.6
農地	27.2	244.9	272.1
山林・水面 ・その他の自然地	59.9	335.6	395.5
都市的土地利用 計	551.1	371.4	922.4
宅地	221.6	143.6	365.2
公的・ 公益施設用地等	206.5	50.2	256.8
道路・ 交通施設用地	73.9	99.7	173.6
その他の空地	49.0	77.9	126.9
合計	638.2	951.8	1590.0

資料：平成28年度沖縄県都市計画基礎調査・土地利用現況表を基に作成

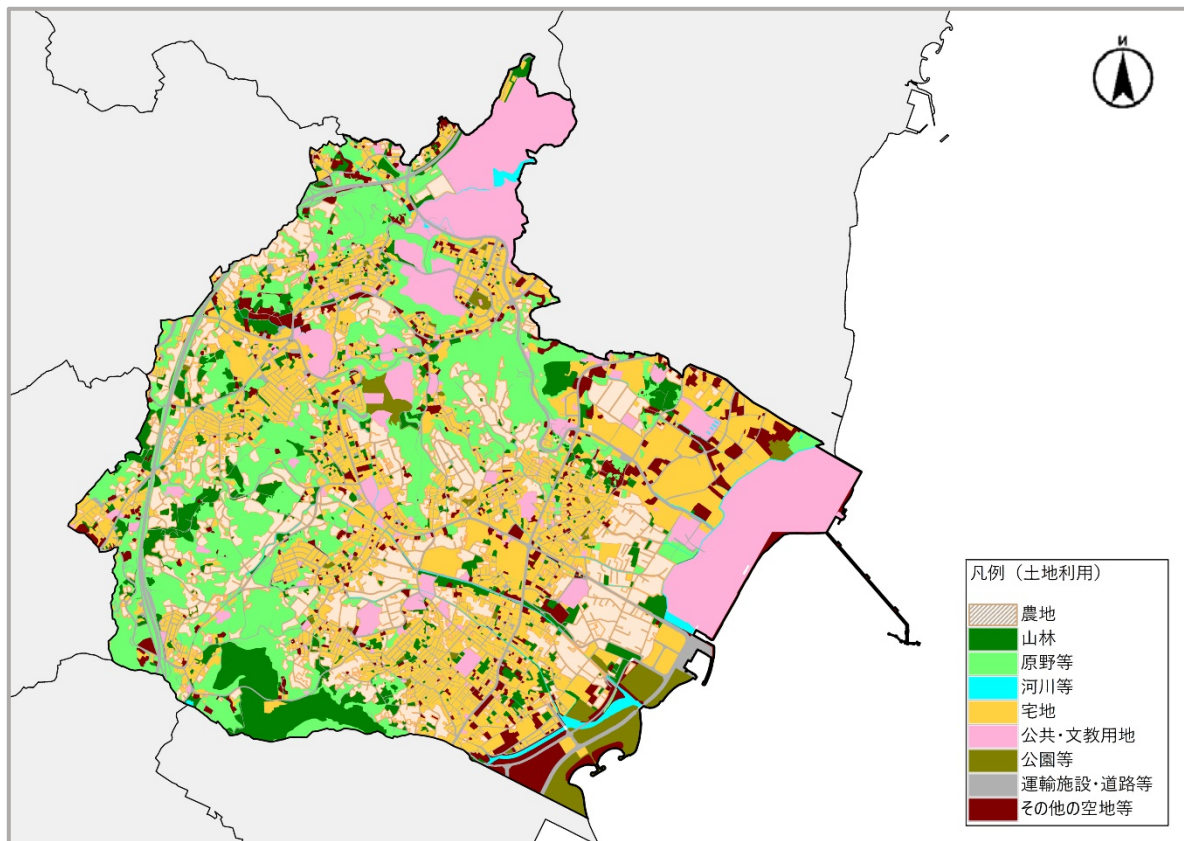
■ 土地利用現況面積・グラフ（内側：市街化区域、外側：市街化調整区域）

(単位：ha、)



資料：平成 28 年度沖縄県都市計画基礎調査・土地利用現況表を基に作成

■ 土地利用現況図



資料：平成 28 年度沖縄県都市計画基礎調査・土地利用現況図を基に作成

4) 交通の状況

① 交通量

平成 27 (2015) 年の 12 時間交通量をみると、国道 329 号 (小那覇) が最も多く 21,774 台、次いで那覇北中城線 (上原)、浦添西原線 (翁長) となり 1 万台を超えています。

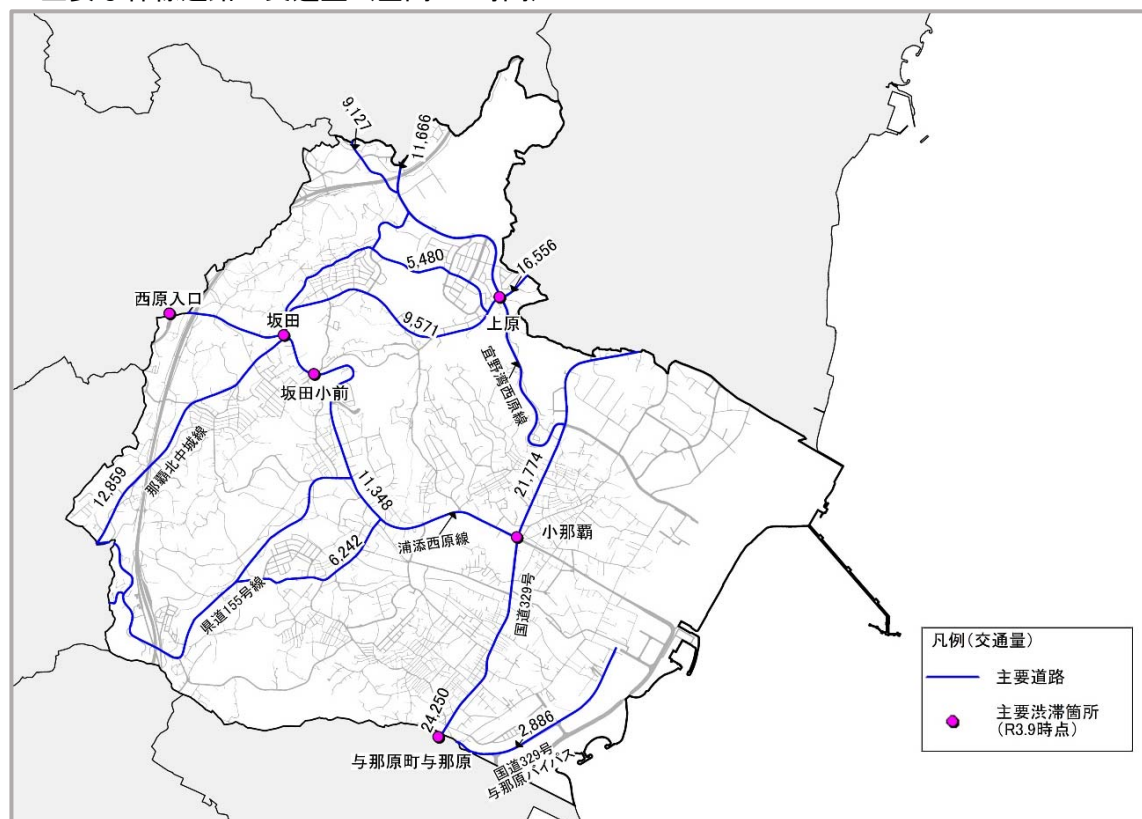
■ 主要な幹線道路断面交通量の推移

(単位：台、%)

路 線 名	観測地点名	1 2 時間交通量			混雑度
		平成17年	平成22年	平成27年	
国道329号	小那覇	27,382	18,925	21,774	1.45
国道329号 与那原ハイツ	東崎	-	2,310	2,886	0.45
県道155号	翁長	5,579	5,657	-	-
	池田	-	-	6,242	0.62
那覇北中城線 (県道29号)	翁長	16,247	10,071	-	-
	上原	-	-	16,556	1.05
	棚原	12,076	13,136	9,571	1.00
浦添西原線 (県道38号)	翁長	12,381	13,093	11,348	1.35
宜野湾西原線 (県道34号)	森川	5,712	8,831	-	-
	上原	12,213	13,001	-	-

資料：道路交通センサス (国土交通省)

■ 主要な幹線道路の交通量 (昼間 12 時間)

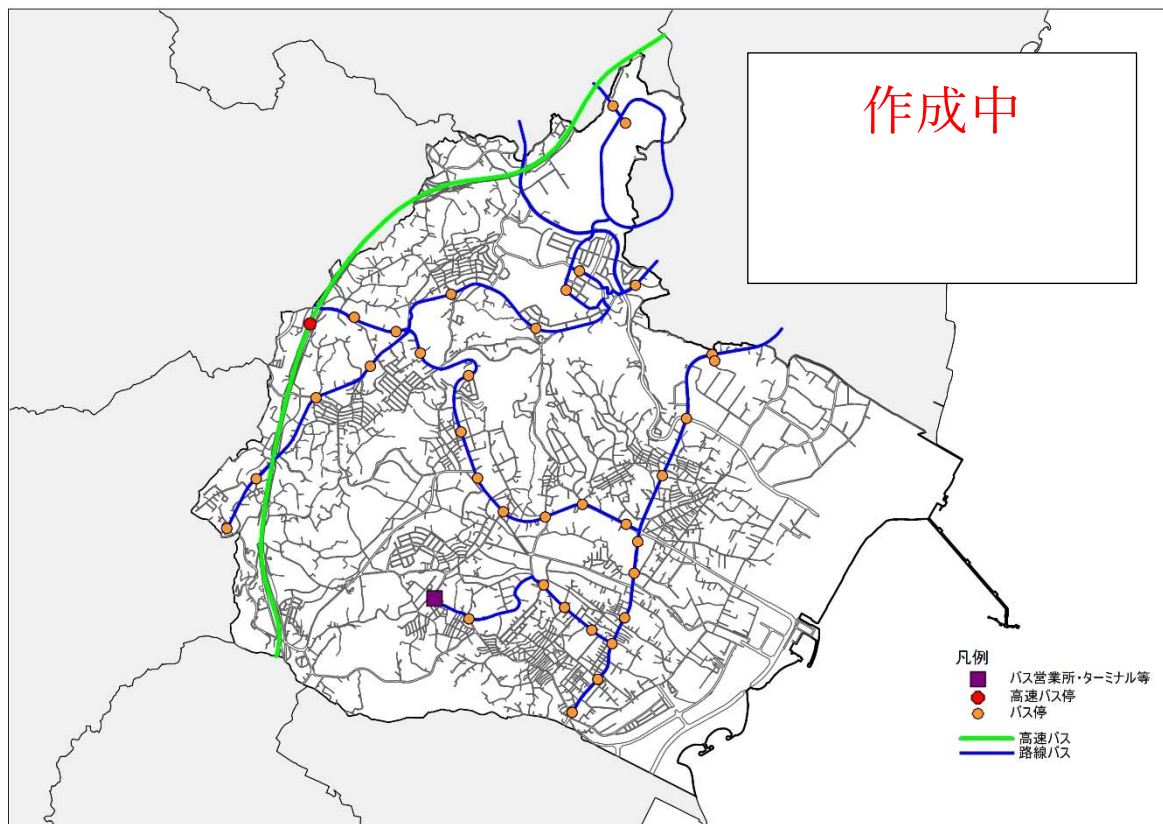


資料：平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 (国土交通省)

※交通量の一部で、観測地点が西原町外の値を記した。

② 公共交通

■ 公共交通



資料：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）

5) 人口の状況

① 人口と世帯数の推移

平成 22 (2010) 年 (現都市マス基準年次) から令和 2 (2020) 年の 10 年間で、人口は 218 人 (1.0%) と微増しています。同様に総世帯数でみると、1,492 人 (26.0%) 増加しており、人口と世帯の増加率で大きな隔たりがあります。

この事は世帯当たりの人員が減少傾向にある事でも示されており、本町でも核家族化が進んでいる事が伺えます。

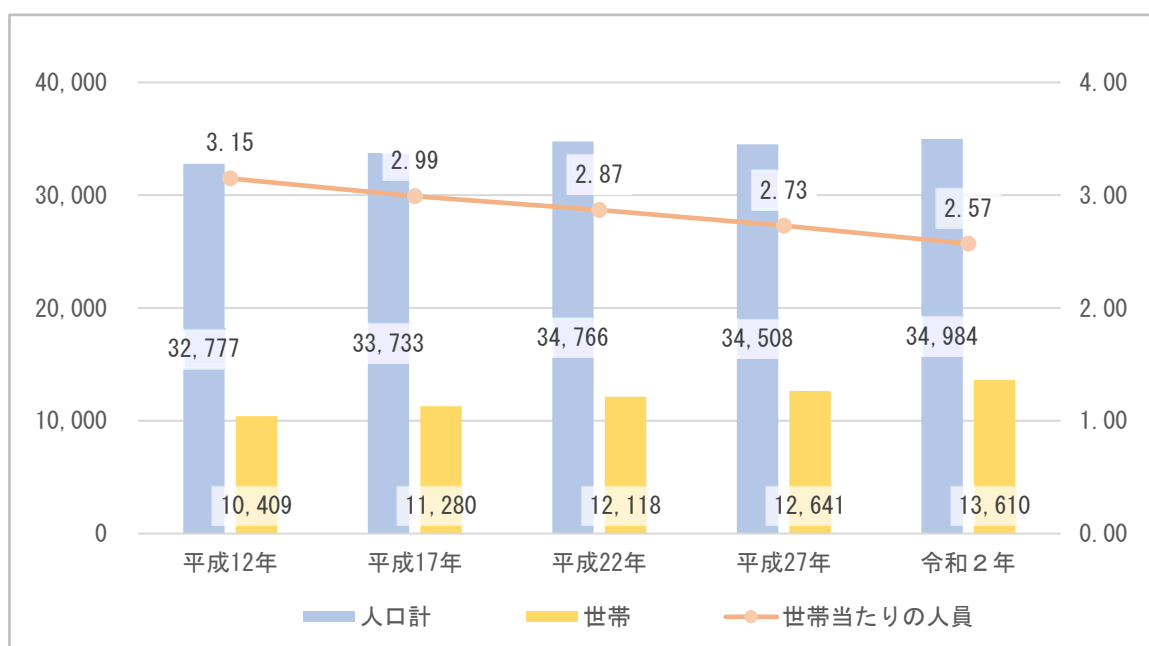
■ 人口・世帯数の推移

(単位:人、世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	県・令和2年
人口計	32,777	33,733	34,766	34,508	34,984	1,467,480
男性	16,508	16,838	17,328	17,280	17,647	722,812
女性	16,269	16,895	17,438	17,228	17,337	744,668
総世帯	10,409	11,280	12,118	12,641	13,610	614,708
世帯当たりの人員	3.15	2.99	2.87	2.73	2.57	2.39

資料：国勢調査

(単位：人、世帯)



資料：国勢調査

② 年齢別人口の推移

15歳未満の人口は平成12(2000)年を、15～64歳の人口は平成22(2010)年ピークに減少しますが、令和2(2020)年では微増しました。

65歳以上の人口は増加が進み、高齢化率でみると平成12(2000)年(9.6%)から令和2(2020)年(21.5%)で約3倍増となっています。

平成22(2010)年(現都市マス基準年次)から令和2(2020)年の10年間で65歳以上人口は2,647人(54.4%)増となっています。

本町でも高齢化が進んでいる事が伺えます。

■ 年齢別人口の推移

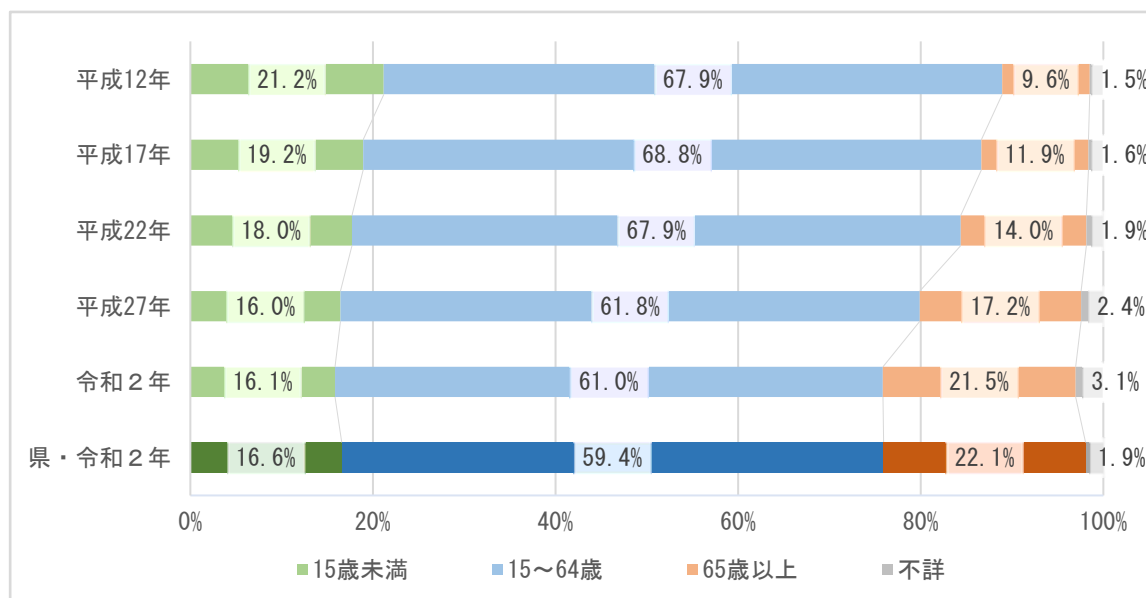
(単位:人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	県・令和2年
15歳未満	6,958	6,490	6,266	5,528	5,637	243,246
15～64歳	22,258	23,212	23,590	21,341	21,351	871,154
65歳以上	3,151	4,024	4,867	5,946	7,514	324,708
85歳以上	488	554	655	816	1,077	56,234
不詳	410	7	43	1,693	482	28,372
計	32,777	33,733	34,766	34,508	34,984	1,467,480
高齢化率	9.6	11.9	14.0	17.2	21.5	22.1

資料：国勢調査

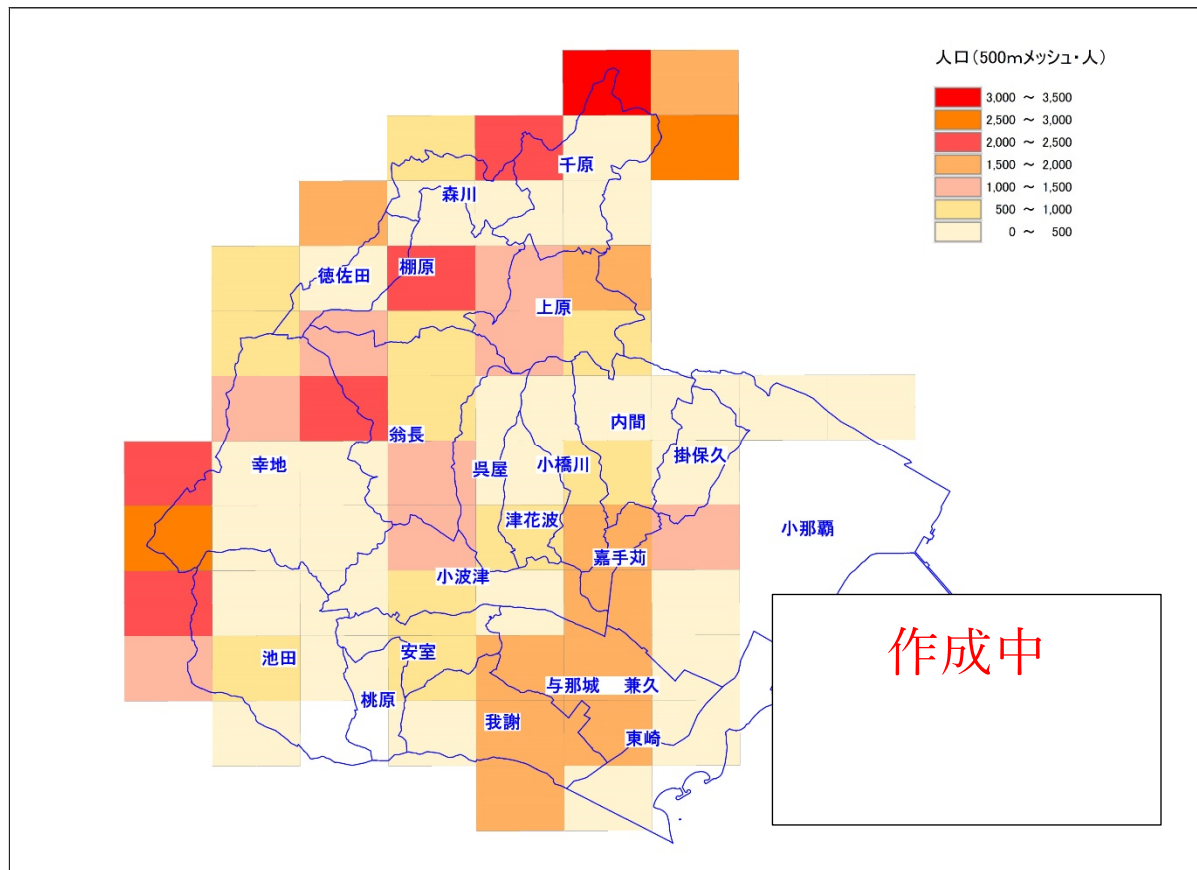
■ 年齢別人口構成比の推移

(単位：%)



資料：国勢調査

■ 年齢別人口分布図



資料：国勢調査

③ 人口動態

自然動態は出生数が死亡者数を上回る自然増で推移していますが、平成 22（2010）年の 224 人から令和 2（2020）年の 58 人（168 人減）と減少傾向になっています。

社会動態でみると、概ね転入数が転出数を下回る社会減で推移しています。

■ 人口動態の推移

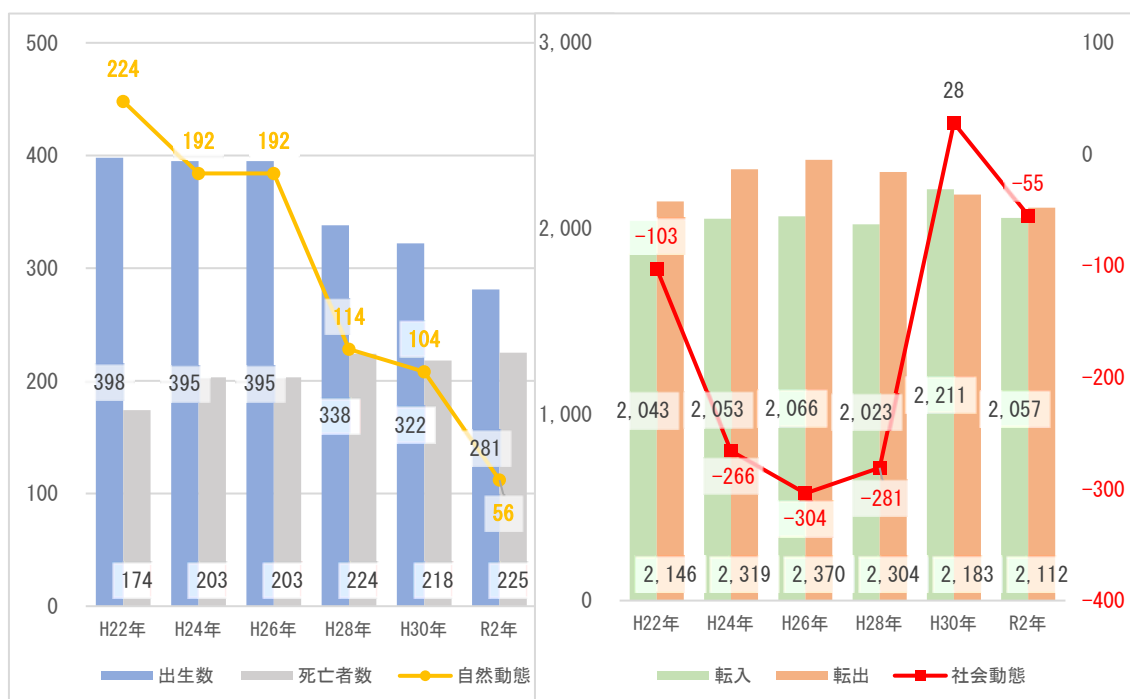
（単位：人）

	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
出生数	398	395	395	338	322	281
死亡者数	174	203	203	224	218	225
自然動態	224	192	192	114	104	56
転入	2,043	2,053	2,066	2,023	2,211	2,057
転出	2,146	2,319	2,370	2,304	2,183	2,112
社会動態	-103	-266	-304	-281	28	-55
人口増減計	121	-74	-112	-167	132	1

資料：統計にしはら（西原町HP）

■ 人口動態の推移

（単位：人）



資料：統計にしはら（西原町 HP）

④ 流出・流入人口

○ 通勤・通学人口

令和2(2020)年の15歳以上で町内に常住する者のうち、町内に就業する者は5,199人、町外で就業する者は8,970人となっています。また、町内に通学する者は1,182人、町外に通学する者は1,027人となっています。

同じく15歳以上で町内に従業・通学する者のうち、町外からの就業者は11,484人、町外からの通学者は2,949人となっています。

■ 常住地における15歳以上の就業・通学者（令和2年）【西原町から他市町村へ】

(単位:人)

	就業者		通学者		総数	
西原町に常住する 就業・通学者	14,564		2,277		16,841	
西原町内で従業・通学	5,199		1,182		6,381	
他市区町村で従業・通学	8,970		1,027		9,997	
順位 1位	那覇市	2,965	那覇市	442	那覇市	3,407
2位	浦添市	1,676	浦添市	170	浦添市	1,846
3位	宜野湾市	819	宜野湾市	134※	宜野湾市	953
4位	南風原町	500	与那原町	134※	与那原町	582
5位	中城村	482	南風原町	31	南風原町	531
その他	2,345		116		2,678	
従業・通学地の場所が不詳・外国	183		13		196	
不詳	395		68		463	

資料：国勢調査

※同数の為、同率3位とする。

■ 従業地における15歳以上の就業・通学者（令和2年）【他市町村から西原町へ】

(単位:人)

	就業者		通学者		総数	
西原町で従業・通学する者	17,261		4,212		21,473	
西原町内に常住	5,199		1,182		6,381	
他市区町村に常住	11,484		2,949		14,433	
順位 1位	那覇市	2,515	那覇市	725	那覇市	3,240
2位	宜野湾市	1,668	浦添市	479	宜野湾市	2,026
3位	浦添市	1,475	宜野湾市	358	浦添市	1,954
4位	中城村	960	沖縄市	246	中城村	1,136
5位	南城市	891	うるま市・中城村	178※	沖縄市	1,041
その他	3,975		963		5,034	
従業・通学地の場所が 不詳・外国で西原町に常住	183		13		196	
不詳	395		68		463	

資料：国勢調査

※同数の為、同率5位とする。

○ 昼間・夜間人口

夜間人口は平成 22（2010）年をピークに減少しますが、令和 2（2020）年に微増に転じています。昼間人口は平成 22（2010）年をピークに減少しています。

平成 12（2010）～令和 2（2020）年の昼間人口比率は、流入超過で推移しています。令和 2（2020）年は 114.4%となっており恩納村（124.4%）に次いで県内 2 番目の値となっています。

■ 昼・夜間（流出・入）人口の推移

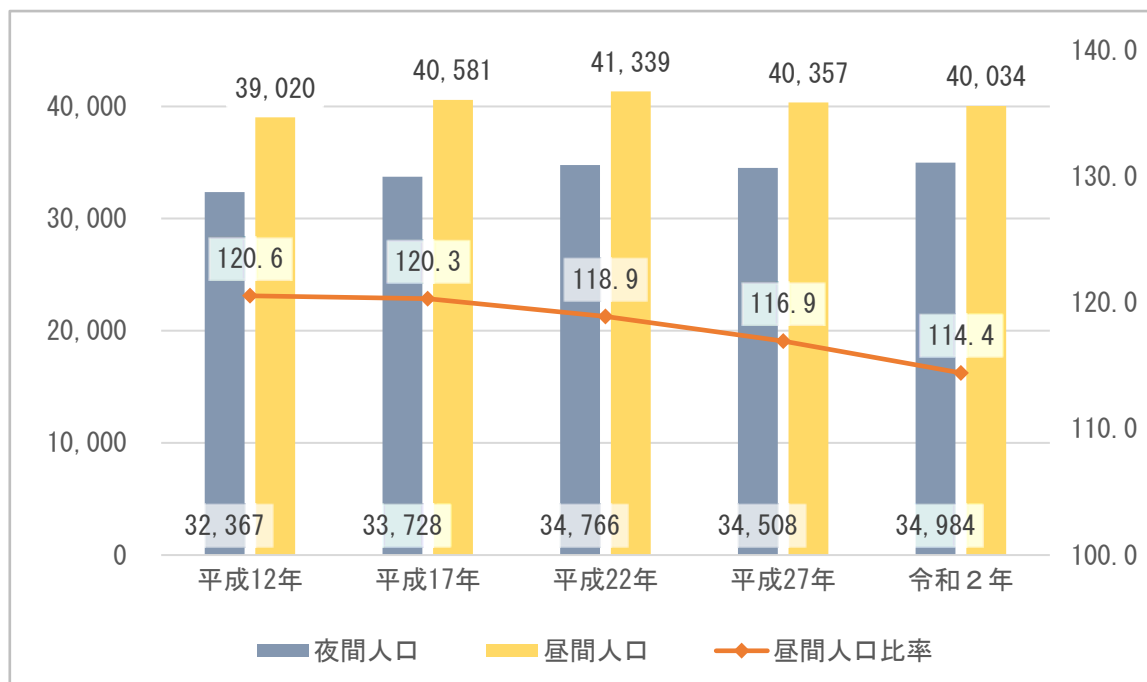
（単位：人、％）

	夜間人口 a	流入人口 b	流出人口 c	昼間人口 d=a+b-c	昼間人口比率 d/a
平成12年	32,367	16,612	9,959	39,020	120.6
平成17年	33,728	16,994	10,139	40,581	120.3
平成22年	34,766	16,343	9,770	41,339	118.9
平成27年	34,508	16,019	10,170	40,357	116.9
令和 2 年	34,984	14,948	9,898	40,034	114.4

資料：国勢調査

■ 昼・夜間人口の推移

（単位：人、％）



資料：国勢調査

6) 産業

① 産業分類別就業者数の推移

○ 常住地（西原町に住む）による産業別就業者数

令和2（2020）年の町に住む就業者数を産業別にみると、「医療、福祉」が最も高く、次いで「卸売業、小売業」、「建設業」の順になっています。また、「医療、福祉」は平成22（2010）年の構成比と比べると3.7ポイント増（14.8%→18.5%）と伸びており、近年の高齢者福祉サービスにおける需要が反映されている事が予想されます。

令和2（2020）年の「第2次産業」を構成比でみると、町（16.8%）が県全体（13.7%）より、3.1ポイント上回っています。

■ 常住地による産業分類別、15歳以上の就業者数の推移

（単位：人、％）

産業大分類	平成22年		平成27年		令和2年		県・令和2年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
A. 農業・林業	271	1.8	254	1.7	214	1.5	20,949	3.6
B. 漁業	10	0.1	10	0.1	14	0.1	2,318	0.4
第1次産業計	281	1.9	264	1.8	228	1.6	23,267	4.0
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.0	3	0.0	2	0.0	289	0.1
D. 建設業	1,398	9.5	1,431	9.8	1,505	10.3	52,022	9.0
E. 製造業	907	6.2	963	6.6	947	6.5	27,042	4.7
第2次産業計	2,310	15.7	2,397	16.5	2,454	16.8	79,353	13.7
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	87	0.6	83	0.6	76	0.5	3,096	0.5
G. 情報通信業	300	2.0	341	2.3	344	2.4	14,375	2.5
H. 運輸業、郵便業	717	4.9	653	4.5	677	4.6	25,594	4.4
I. 卸売業、小売業	2,321	15.8	2,280	15.7	2,238	15.4	81,655	14.1
J. 金融・保険業	255	1.7	242	1.7	239	1.6	11,040	1.9
K. 不動産業、物品賃貸業	231	1.6	279	1.9	297	2.0	13,445	2.3
L. 学術研究、専門・技術サービス業	402	2.7	432	3.0	424	2.9	18,500	3.2
M. 宿泊業、飲食サービス業	655	5.8	674	6.0	653	5.9	46,677	8.1
N. 生活関連サービス業、娯楽業	508	3.5	460	3.2	511	3.5	22,007	3.8
O. 教育、学習支援業	969	6.6	994	6.8	1,047	7.2	33,978	5.9
P. 医療、福祉	2,177	14.8	2,559	17.6	2,699	18.5	90,530	15.7
Q. 複合サービス事業	84	0.6	123	0.8	111	0.8	4,924	0.9
R. サービス業（他に分類されないもの）	1,086	7.4	1,160	8.0	1,160	8.0	49,805	8.6
S. 公務	693	4.7	661	4.5	650	4.5	35,800	6.2
第3次産業計	10,685	72.8	11,141	76.5	11,326	77.8	451,426	78.2
T. 分類不能	1,395	9.5	754	5.2	556	3.8	23,373	4.0
合計	14,671	100.0	14,556	100.0	14,564	100.0	577,419	100.0

資料：国勢調査

○ 従業地（西原町で働く）による産業別就業者数

令和2（2020）年の町で働く就業者数を産業別にみると、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「建設業」の順になっており、常住地と同じ結果となっています。

令和2（2020）年の「第2次産業」を構成比でみると、ここでも町（23.4％）が県全体（13.7％）より、9.7ポイント上回っており、小那覇や東崎の準工業・工業専用地域が町の基幹産業として大きく関わっている事が考えられます。

同様に、「教育、学習支援業」が、町（12.0％）が県全体（5.9％）より、6.2ポイント上回っており、文教のまちとして多くの文化教育施設があることの表れだと考えられます。

■ 従業地による産業分類別、15歳以上の就業者数の推移

（単位：人、％）

産業大分類	平成22年		平成27年		令和2年		県・令和2年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
A. 農業・林業	306	1.7	287	1.7	263	1.5	20,956	3.6
B. 漁業	6	0.0	5	0.0	7	0.0	2,319	0.4
第1次産業計	312	1.8	292	1.7	270	1.6	23,275	4.0
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0	0	0.0	2	0.0	289	0.1
D. 建設業	2,073	11.7	2,019	11.7	2,145	12.4	52,096	9.0
E. 製造業	2,296	13.0	2,140	12.4	1,896	11.0	26,990	4.7
第2次産業計	4,372	24.7	4,159	24.0	4,043	23.4	79,375	13.7
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	68	0.4	76	0.4	68	0.4	3,094	0.5
G. 情報通信業	115	0.7	103	0.6	153	0.9	14,357	2.5
H. 運輸業、郵便業	950	5.4	915	5.3	926	5.4	25,578	4.4
I. 卸売業、小売業	3,078	17.4	2,873	16.6	2,916	16.9	81,667	14.1
J. 金融・保険業	101	0.6	120	0.7	146	0.8	11,046	1.9
K. 不動産業、物品賃貸業	233	1.3	240	1.4	261	1.5	13,435	2.3
L. 学術研究、専門・技術サービス業	354	2.0	373	2.2	395	2.3	18,512	3.2
M. 宿泊業、飲食サービス業	801	4.5	725	4.2	675	3.9	46,773	8.1
N. 生活関連サービス業、娯楽業	500	2.8	426	2.5	455	2.6	22,018	3.8
O. 教育、学習支援業	1,958	11.1	2,095	12.1	2,079	12.0	33,982	5.9
P. 医療、福祉	2,204	12.5	2,730	15.8	2,972	17.2	90,528	15.7
Q. 複合サービス事業	45	0.3	63	0.4	48	0.3	4,923	0.9
R. サービス業（他に分類されないもの）	844	4.8	940	5.4	950	5.5	49,837	8.6
S. 公務	312	1.8	328	1.9	316	1.8	35,846	6.2
第3次産業計	11,563	65.4	12,007	69.4	12,360	71.6	451,596	78.2
T. 分類不能	1,422	8.0	846	4.9	588	3.4	23,361	4.0
合計	17,669	100.0	17,304	100.0	17,261	100.0	577,607	100.0

資料：国勢調査

② 土地の価格

○ 地価公示（国）

多くの調査地点で平成 27（2015）年までは減少、もしくは停滞が続いていましたが、平成 28（2016）年以降、上昇傾向に転じています。

平成 25（2013）年から令和 4（2022）年の 10 年間で、最も価格が上がったのが「西原-1：字幸地神嘗 322 番 10」の 26,300 円増（27.0%増）、最も伸び率が高かったのは「西原-3：字小那覇後原 74 番 17 外」で、28.6%増（21,800 円増）となっています。

■ 地価の推移＜地価公示＞

（単位：㎡/円、％）

基準地番号	西原-1		西原-2		西原-3		西原-4		西原-5	
位置図番号	国-1		国-2		国-3		国-4		国-5	
地番及び住居表示	字幸地神嘗322番10		字棚原浅原777番1		字小那覇後原74番17外		字与那城屋那真志267番6外		字翁長東16番	
調査年	価格	変化率	価格	変化率	価格	変化率	価格	変化率	価格	変化率
H25	71,200	-0.1	67,400	-0.4	54,400	0.0	60,700	0.0	53,500	-0.2
H26	71,200	0.0	67,400	0.0	55,000	1.1	61,100	0.7	53,400	-0.2
H27	71,200	0.0	67,400	0.0	55,400	0.7	61,500	0.7	53,500	0.2
H28	73,800	3.5	68,100	1.0	56,000	1.1	62,200	1.1	53,700	0.4
H29	77,100	4.3	70,200	3.0	58,000	3.4	64,400	3.4	55,700	3.6
H30	80,500	4.2	72,700	3.4	62,200	6.8	67,500	4.6	58,300	4.5
R元	85,400	5.7	76,700	5.2	67,400	7.7	73,000	7.5	61,300	4.9
R2	90,800	5.9	80,300	4.5	73,000	7.7	80,000	8.8	64,000	4.2
R3	94,000	3.4	82,700	2.9	73,700	0.9	81,500	1.8	64,300	0.5
R4	97,500	3.6	85,500	3.3	76,200	3.3	84,000	3.0	66,500	3.3

基準地番号	西原5-1		西原-6		西原-7	
位置図番号	国5-1		国-6		国-7	
地番及び住居表示	字我謝浜川原786番2外		字兼久吉川原70番1		字幸地小又423番2	
調査年	価格	変化率	価格	変化率	価格	変化率
H29	87,500	-	56,200	-	74,000	-
H30	90,700	3.5	59,100	4.9	77,900	5.0
R元	94,300	3.8	64,700	8.7	82,900	6.0
R2	99,500	5.2	70,100	7.7	88,500	6.3
R3	99,900	0.4	71,900	2.5	90,900	2.6
R4	100,000	0.1	-	-	93,800	3.1

資料：地価公示（国土交通省）

○ 地価調査（県）

多くの調査地点で平成 27（2015）年までは減少、もしくは停滞が続いていましたが、平成 28（2016）年以降、上昇傾向に転じています。

平成 25（2013）年から令和 4（2022）年の 9 年間で、最も価格が上がり、伸び率が高かったのが「西原-3：上原 2 丁目 20 番 13」で 43,800 円増（36.2%増）となっています。

■ 地価の推移＜地価調査＞

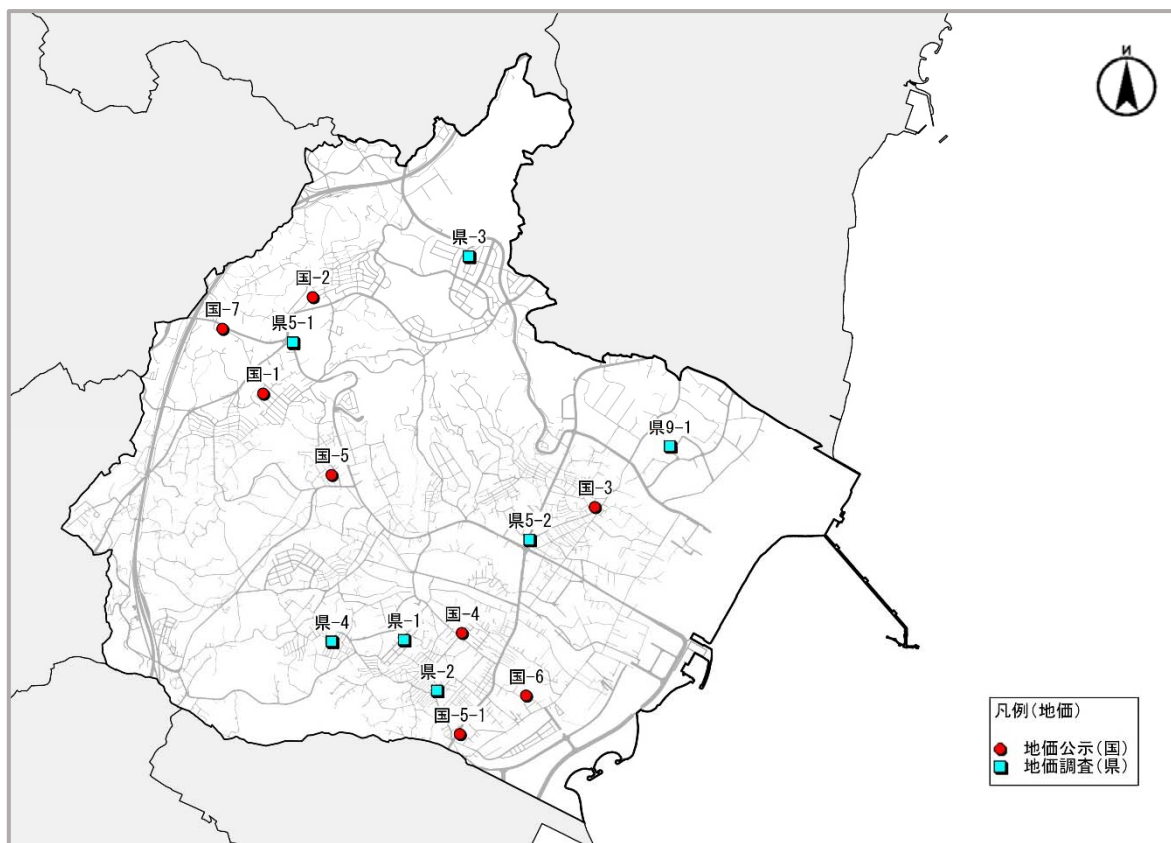
（単位：㎡/円、％）

基準地番号	西原-1		西原-2		西原-3		西原-4	
位置図番号	県-1		県-2		県-3		県-4	
地番及び住居表示	我謝我謝8番123		字我謝前原186番		上原2丁目20番13		字安室安室原51番	
調査年	価格	変化率	価格	変化率	価格	変化率	価格	変化率
H25	62,800	0.0	57,500	0.0	77,200	-0.5	47,600	0.0
H26	62,800	0.0	57,500	0.0	77,200	0.0	47,600	0.0
H27	63,300	0.8	57,500	0.0	78,100	1.2	47,600	0.0
H28	66,400	4.7	57,800	0.5	80,000	2.4	50,100	5.0
H29	69,500	4.5	58,400	1.0	83,900	4.6	52,600	4.8
H30	73,000	4.8	60,000	2.7	88,000	4.7	55,300	4.9
R元	78,100	6.5	63,000	4.8	94,600	7.0	58,100	4.8
R2	86,000	9.2	70,000	10.0	109,000	13.2	62,500	7.0
R3	89,000	3.4	77,000	9.1	115,000	5.2	66,300	5.7
R4	93,000	4.3	85,000	9.4	121,000	5.0	69,500	4.6

基準地番号	西原-5-1		西原-5-2		西原-9-1	
位置図番号	県-5-1		県-5-2		県-9-1	
地番及び住居表示	字翁長坂田升593番外		字嘉手苅儀間108番2		字小那覇古茶川原1300番	
調査年	価格	変化率	価格	変化率	価格	変化率
H25	90,300	-0.6	83,900	-1.0	26,400	0.0
H26	90,300	0.0	83,600	-0.4	26,400	0.0
H27	90,300	0.0	83,600	0.0	26,400	0.0
H28	93,600	3.5	87,400	4.3	26,900	1.9
H29	97,300	3.8	90,000	2.9	28,000	3.9
H30	103,000	5.5	93,100	3.3	29,200	4.1
R元	110,000	6.4	96,900	3.9	30,500	4.3
R2	118,000	6.8	104,000	6.8	32,700	6.7
R3	120,000	1.7	104,000	0.0	36,900	11.4
R4	131,000	8.4	107,000	2.8	40,600	9.1

資料：沖縄県地価調査基準地の標準価格一覧

■ 地価公示・調査 基準値位置図



資料：地価公示（国土交通省）、沖縄県地価調査基準地の標準価格一覧

○ 平均価格（住宅地）の推移

平成 24（2012）年から令和 4（2022）年までの 10 年間で、西原本町の住宅地の平均価格の推移を地価公示でみると、19,300 円増（23.3%増）となっています。同様に地価調査でみると、26,100 円増（28.3%増）となっています。

■ 地価公示（国） 平均価格（住宅地）の推移

（単位：円）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
沖縄県	74,000	72,800	73,300	74,000	75,800	79,900	85,000	93,800	103,100	104,000	105,500
西原町	63,500	61,400	61,600	61,800	62,800	65,100	68,300	73,100	78,100	79,900	82,800

資料：地価公示（国土交通省）

■ 地価調査（県） 平均価格（住宅地）の推移

（単位：円）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
沖縄県	44,200	43,800	44,900	45,700	47,400	49,400	52,900	59,100	62,600	63,700	65,200
西原町	66,000	61,300	61,300	61,600	63,600	66,100	69,100	73,500	81,900	86,800	92,100

資料：沖縄県地価調査

① 津波浸水想定区域

中城湾沿岸で最大クラスの津波が発生した場合は、小那覇、兼久において 2～5m 未満の津波による浸水が想定されており、危険度の高い区域となっています。

② 急傾斜地崩壊危険区域

棚原、小橋川の 2 箇所（約 220ha）が危険区域となっています。

③ 地すべり防止区域

池田、津花波の 2 箇所（約 13ha）が防止区域となっています。

④ 洪水浸水想定区域

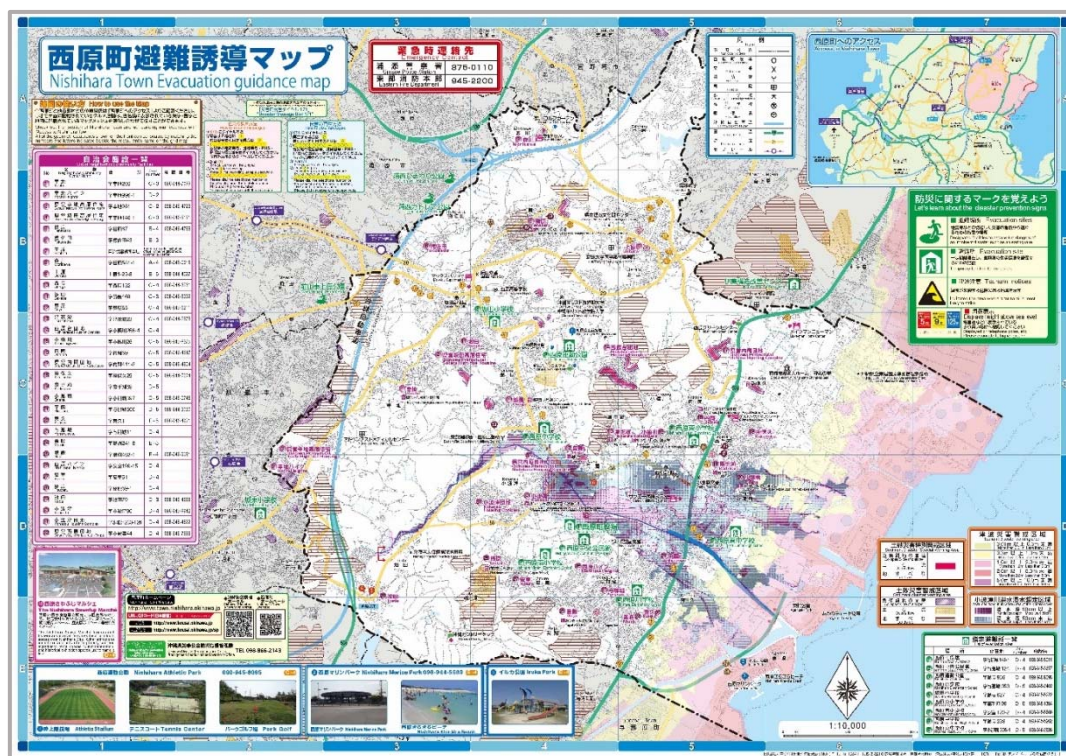
台風による大雨の影響で小波津川が氾濫し、浸水が想定される区域が住宅地を含めた箇所に広くみられます。

⑤ 指定避難所

町役場をはじめ、町内の 6 つの小・中学校、西原中央公民館、西原運動公園が指定避難所となっています。

資料：「西原町地域防災計画（平成 30 年 4 月修正）「西原町避難誘導マップ」より

■ 防災マップ



資料：西原町 HP

4. 住民意向調査

住民意向を把握するため、本町の町民を対象とした一般アンケート調査及び高校生・中学生アンケートを行いました。

調査結果は、「西原町都市計画マスタープラン改定に伴うアンケート調査報告書」に記載していますが、ここでは抜粋で示します。

(1) 一般アンケート調査

1) アンケート調査の目的

西原都市計画マスタープランの改定にあたり、将来のまちづくりに関する町民意向を幅広く反映させることを目的に、町民に対する一般アンケート調査を行いました。

2) 実施期間

令和5（2023）年2月6日に配布を行い、令和5（2023）年2月24日を締切りとしました。

3) 調査対象

行政区別に、18歳以上の本町に居住する町民から2,000人を対象としました。また、対象者の抽出方法は、無作為抽出としました。

4) 実施方法

調査票を郵送配付（2,000通）し、郵送回収、Webアンケートフォームでの回収を行いました。

5) 回収状況

	配布数（通）	回収数（件）	回収率（％）
郵送	2,000	370	18.5
Web	—	117	—
計	2,000	487	24.4

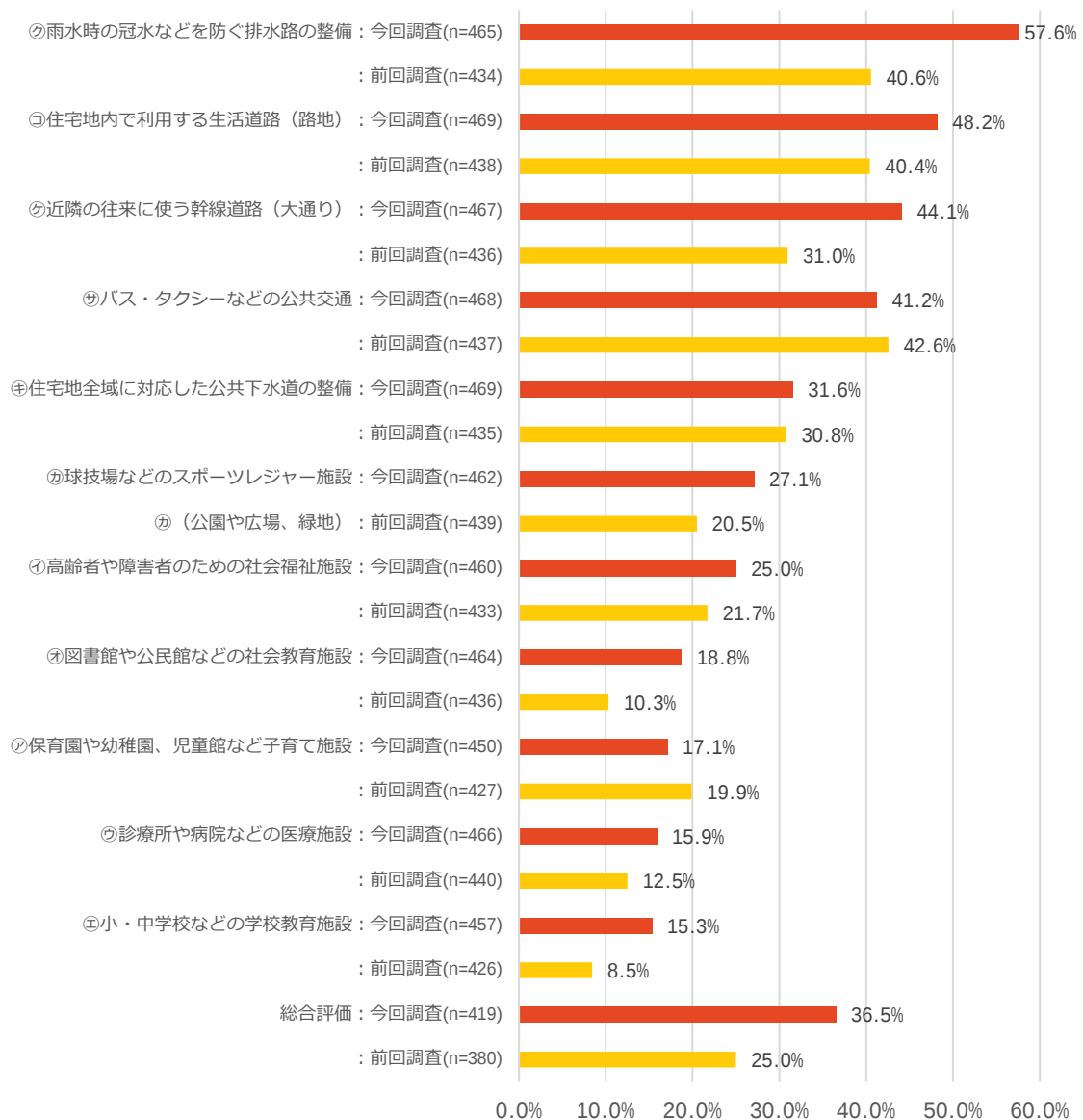
6) 調査結果（抜粋）

住民意向の変化を見るために、西原町都市計画マスタープラン(H24(2012)年策定)の際に実施された住民アンケート(前回調査：H22(2010)年実施)との対比を参考として示します。

① 公共施設等について（不満度）

不満度の高い順でみると「㉞排水路の整備(57.6%)」が突出して高く、続いて㉡生活道路(路地)(48.2%)、「㉟幹線道路(大通り)(44.1%)」、「㉠公共交通(41.2%)」となり、道路に関連する項目が高い結果となりました。

前回調査結果と比較すると、概ねの傾向は変わりませんが、「㉞排水路の整備(40.6→57.6%、17pt増)」の不満度が顕著に高くなっています。

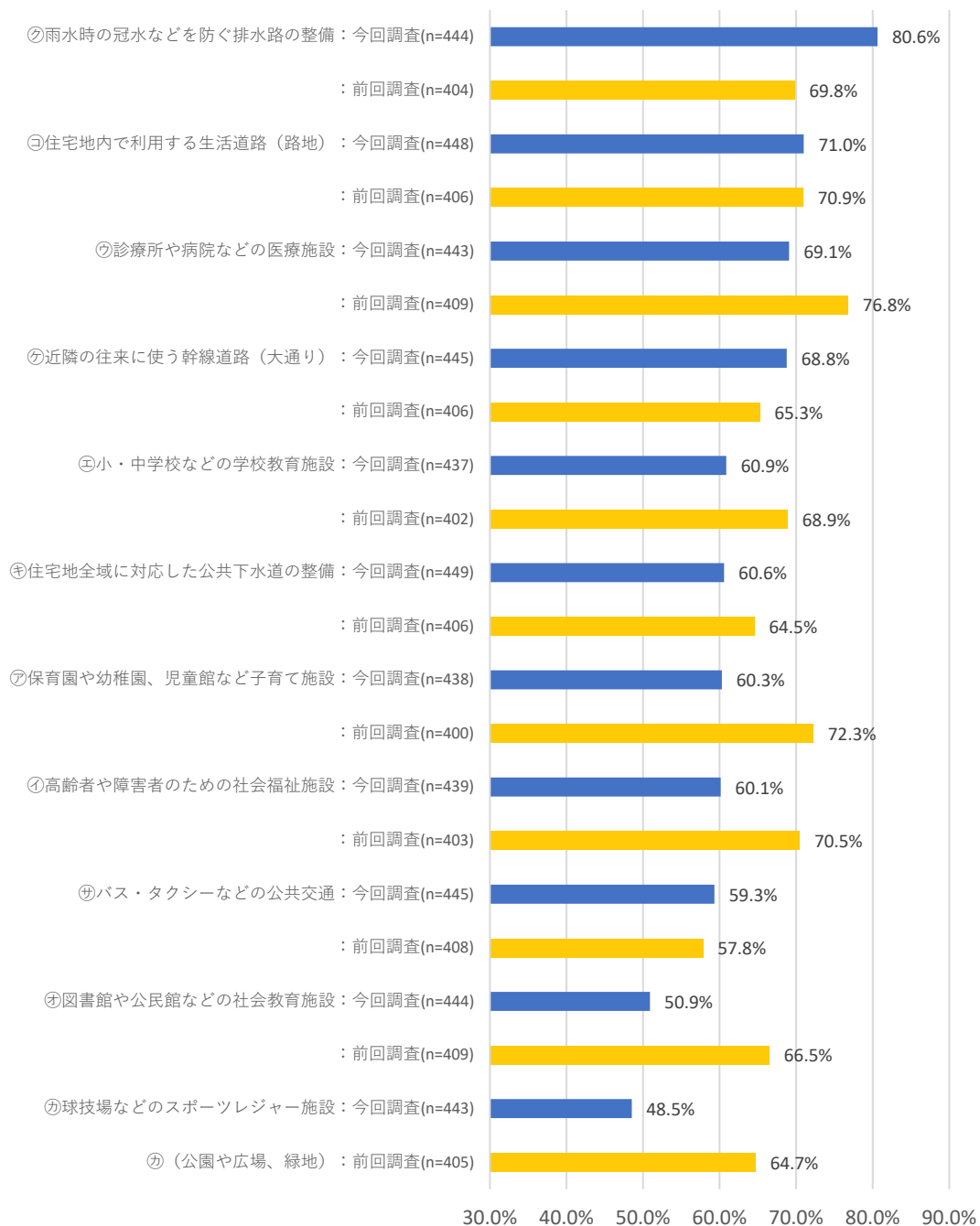


※「㉢スポーツレジャー施設」が、前回調査では「㉦公園や広場、緑地」としていた為、正確な比較対象とはならないが、ここでは参考として記します。(次頁同)

② 公共施設等について（重要度）

重要度の高い順でみると「㊟排水路の整備(80.6%)」が突出して高く、続いて㊿生活道路（路地）(71.0%)」、「㊵医療施設（69.1%）」、「㊿幹線道路(大通り)（68.8%）」となり、不満度との対応がみられるものの、特徴として、医療施設の重要度が高くなっています。

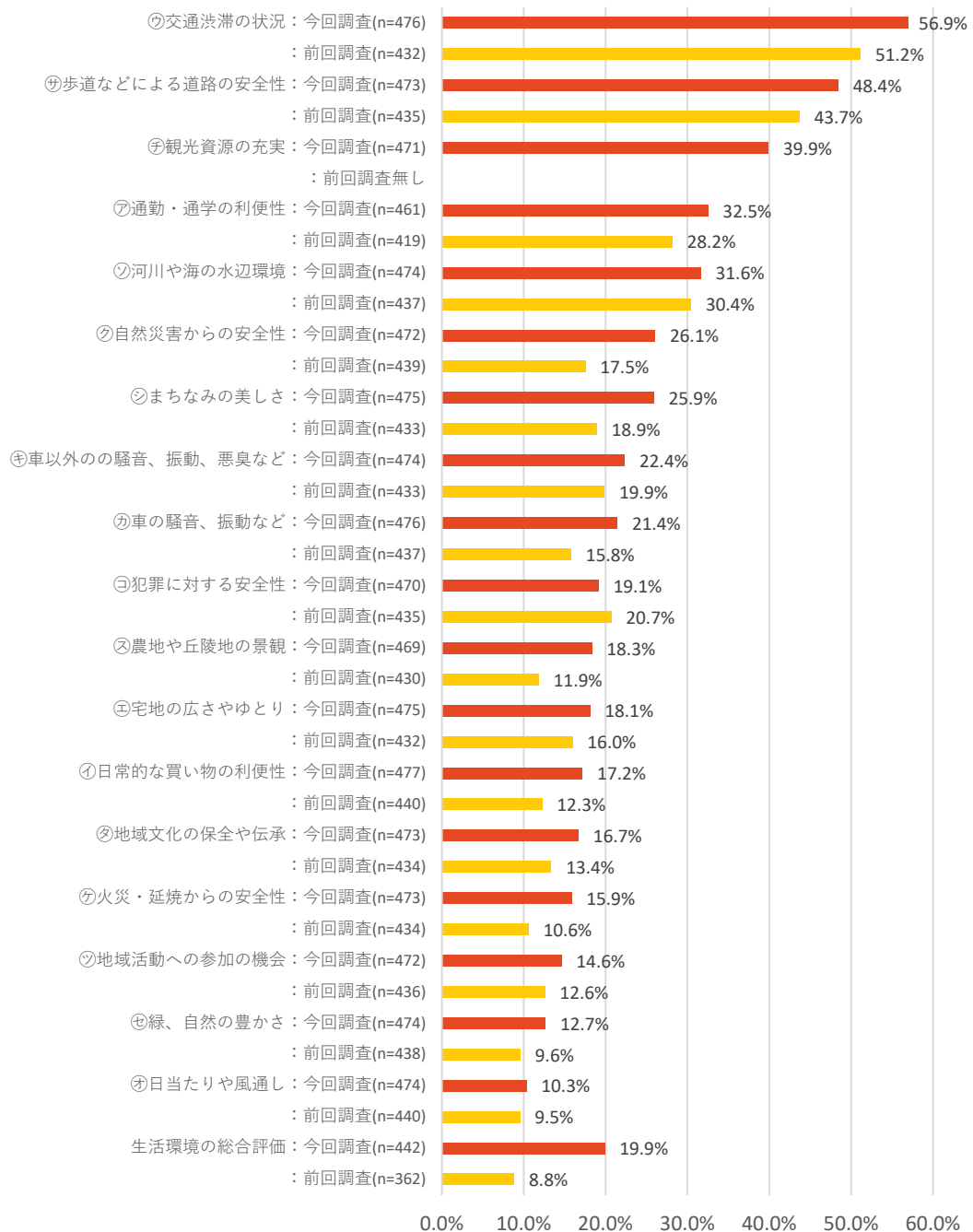
前回調査と比較すると、概ねの傾向は変わりませんが、「㊟排水路の整備（69.8→80.6%、10.8pt 増）」が高くなっているほか、道路や交通に関して重要度が高い状態が続いています。一方、教育施設や社会福祉施設などの施設関係は、軒並み重要度を下げており、この間、町民の要望に応える施設整備が進んだものと推察されます。



③ 生活環境について（不満度）

不満度の高い順でみると「㉔交通渋滞の状況（56.9%）」、「㉕歩道や安全施設などによる道路の安全（48.4%）」、「㉖観光資源の充実」（39.9%）」、「㉗通勤・通学の利便性（32.5%）」となり、道路・交通に関連する項目が高い結果となりました。

前回調査と比較すると、概ねの傾向は変わりませんが、「㉘自然災害の安全性（17.5→26.1%、8.6pt 増）」、「㉙まちなみの美しさ（18.9→25.9%、7pt 増）」が比較的顕著な変化といえます。

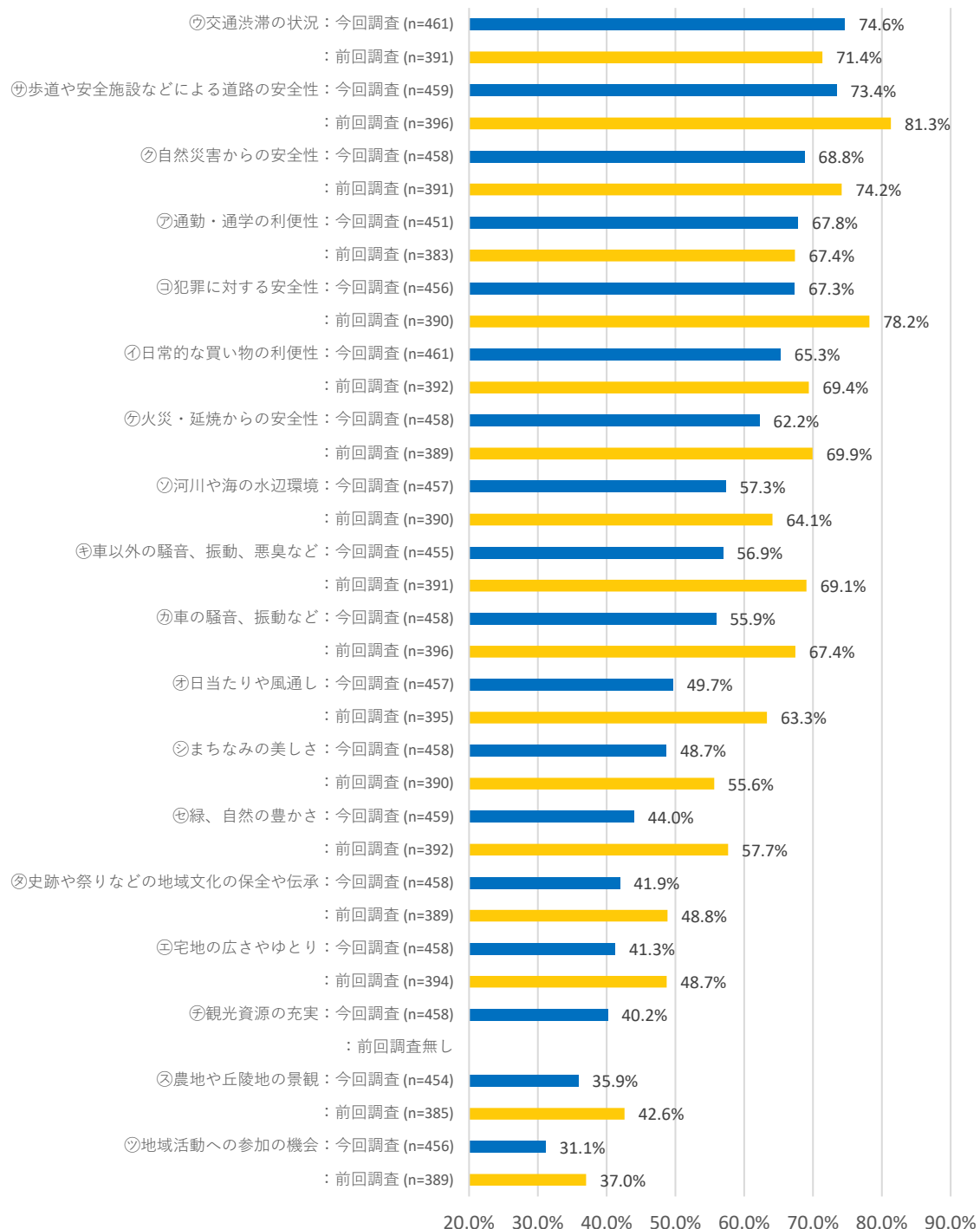


※「㉖観光資源の充実」は、前回調査では行っていない為、空白としています。
（次頁同）

④ 生活環境について（重要度）

重要度は、「㉔交通渋滞の状況（74.6%）」が最も高く、次いで「㉓道路の安全性（73.4%）」、「㉒自然災害からの安全性（68.8%）」、「㉑通勤通学の利便性（67.8%）」となっており、安全性と利便性に関する項目が高い結果となりました。

前回調査と比較すると、概ねの傾向は変わりませんが、全体的に重要度が下がる中で、「㉔交通渋滞の状況（71.4→74.6%、3.3pt 増）」、「㉑通勤通学の利便性（67.4→67.8%、0.4pt 増）」が上がる結果となりました。



（２）高校生・中学生アンケート調査

１）アンケート調査の目的

西原都市計画マスタープランの改定にあたり、20 年後の町で活躍する次世代を担う若い世代として、高校生・中学生を対象としたアンケート調査を行いました。

２）実施期間

令和 5（2023）年 2 月 1 日～28 日を調査期間としました。

３）調査対象

高校生アンケートは、町内在住者が多く在席する、西原高校、首里高校、知念高校を対象としました。なお、アンケート結果には町外在住者も含まれています。

中学生アンケートは、西原中学校、西原東中学校の生徒を対象としました。

４）実施方法

対象校に Web アンケートのリンク用 QR コードの配布し、Web アンケートフォームでの回収を行いました。

５）回収状況

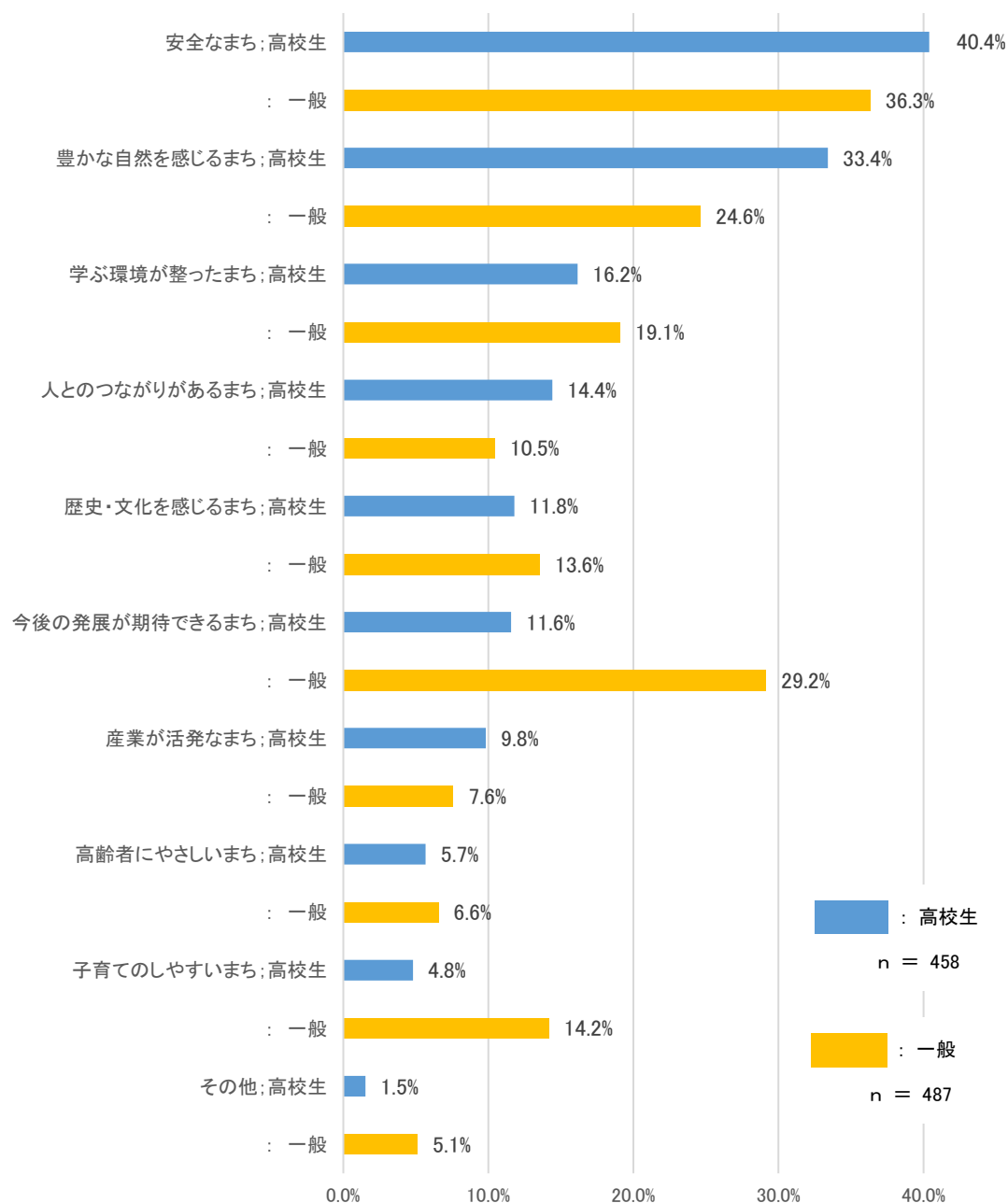
	対象者数（人）	回収数（件）	回収率（％）
高校生アンケート	3,083	458	14.9
中学生アンケート	1,089	287	26.4

6) 高校生アンケート結果（抜粋）

① 町の印象

高校生アンケートの結果でみると「安全なまち（40.4%）」が最も多く、次いで「豊かな自然を感じるまち（33.4%）」、「学ぶ環境が整ったまち（16.2%）」となりました。

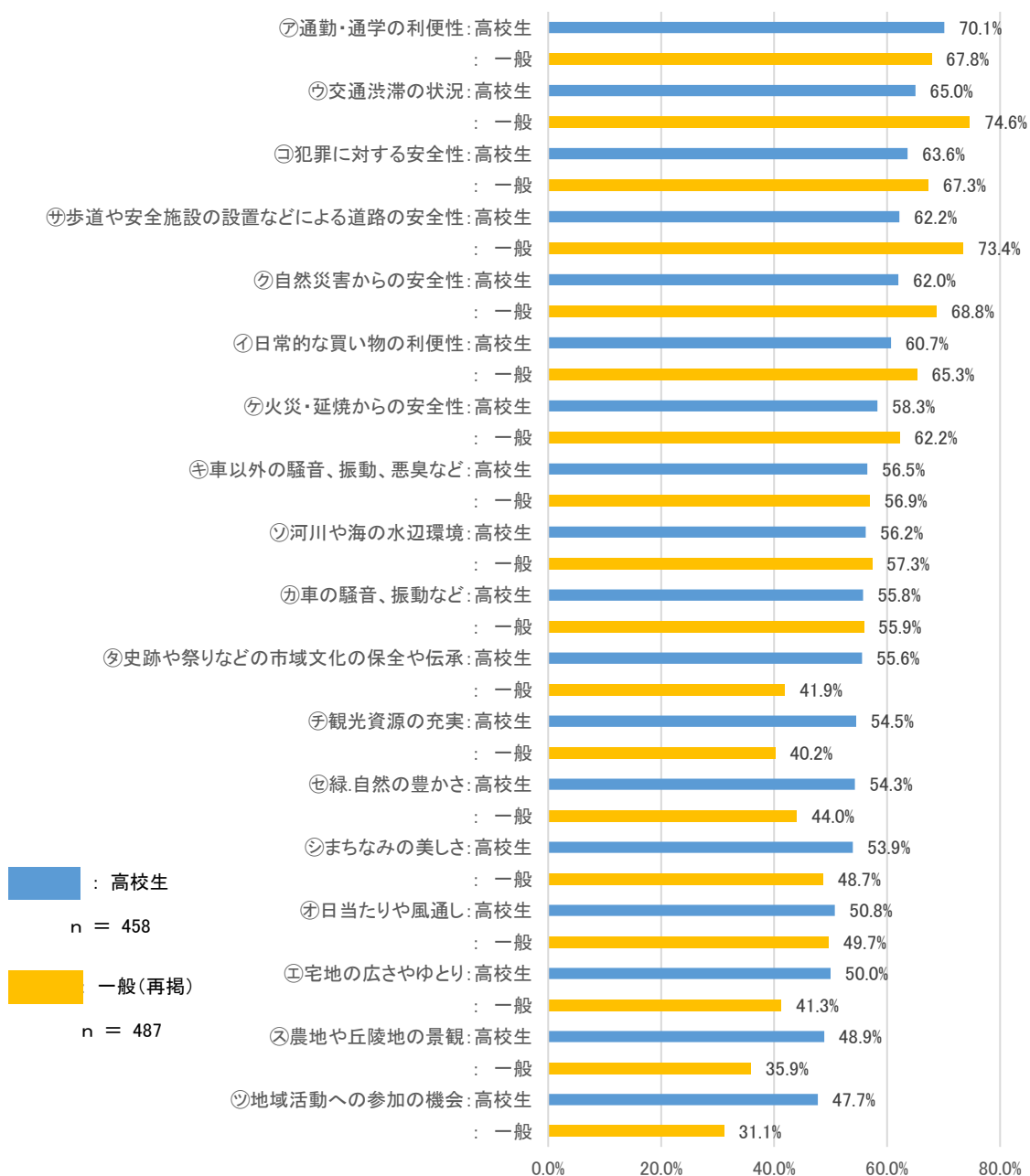
一般回答と比べると「今後の発展が期待できるまち（高校生 11.6%、一般 29.2%、17.6pt 低）」、「子育てのしやすいまち（高校生 4.8%、一般 14.2%、9.4pt 低）」の印象が低い結果となり、「豊かな自然を感じるまち（高校生 33.4%、一般：24.6%、8.8pt 高）」が印象の高い結果となりました。



② 生活環境について（重要度）

高校生アンケートの結果でみると「㉞通勤・通学の利便性（70.1%）」が最も多く、次いで「㉡交通渋滞（65.0%）」、「㉢犯罪に対する安全性（63.6%）」、「㉣道路の安全性（62.2%）」の順になっており、道路、交通に関する重要度が高い結果となりました。

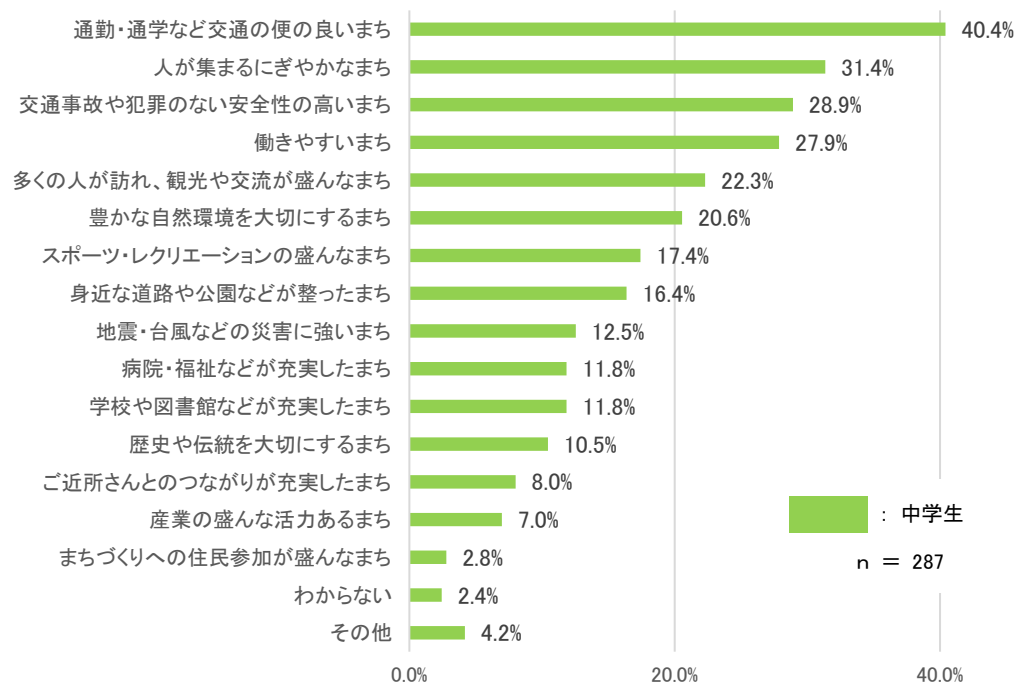
一般回答との比較では、大きな差異がみられないものの、「㉣道路の安全性（高校生 62.2%、一般 73.4%、11.2pt 低）」、「㉡交通渋滞（高校生 65.0%、一般 74.6%、9.6pt 低）」で低くなり、「㉠文化の保全・伝承（高校生 55.6%、一般 41.9%、13.7pt 高）」「㉦観光資源の充実（高校生 54.5%、一般 40.2%、14.3pt 高）」、「㉥自然の豊かさ（高校生 54.3%、一般 44.0%、10.3pt 高）」、「㉧農地や丘陵地の景観（高校生 48.9%、一般 35.9%、13.0pt 高）」で高くなっています。



7) 中学生アンケート結果（抜粋）

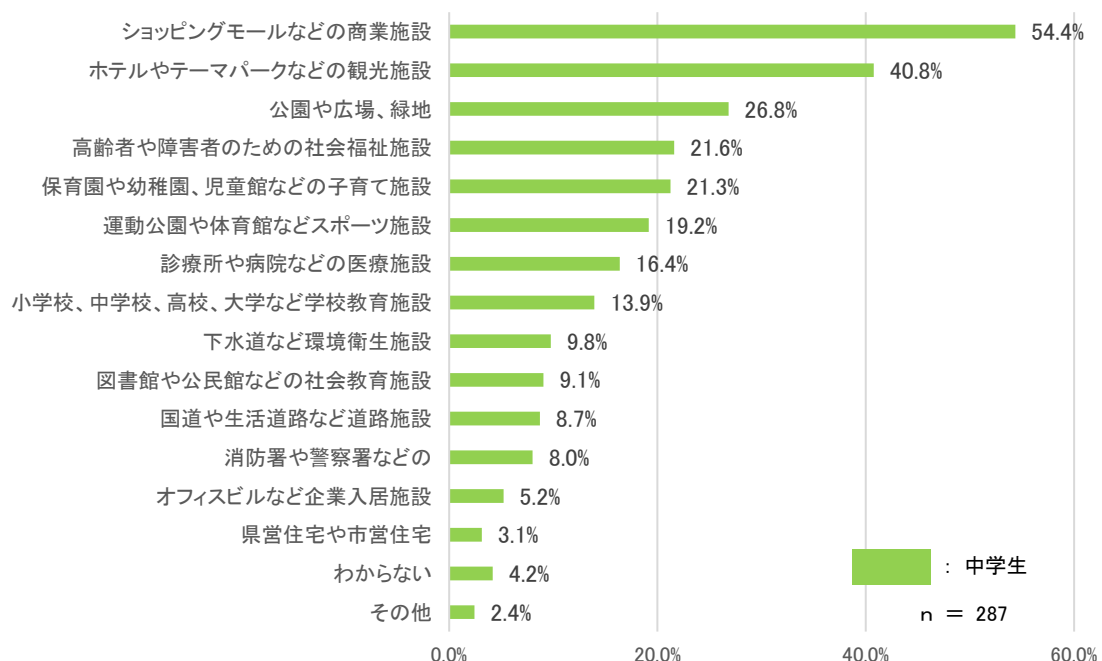
① 将来の西原町（複数選択可）

望まれる将来の西原町は、「通勤・通学など交通の便の良いまち（40.4%）」が最も多く、次いで「人が集まるにぎやかなまち（31.4%）」となりました。



② 将来の西原町に必要な施設（複数選択可）

必要な施設に関しては、「ショッピングモールなどの商業施設（54.4%）」が最も多く、次いで「ホテルやテーマパークなどの観光施設（40.8%）」となりました。



5. 都市づくりの課題

(1) 基本的課題

1) 住み続けたいまちづくり

全国的な人口の減少傾向にもかかわらず、西原本町の人口は増加の一途にあります。将来的には、西原本町の人口も平成 42 (2030) 年をピークに減少へ転じると予想されます。

また、琉球大学をはじめ高等教育機関が充実しており 15～24 歳の年齢層が多い状況にあります。今後一層の少子高齢化の進行が予想される中で学生数の維持が課題となることから、大学等と連携しつつその維持に努めることが必要となります。

そのため、次代を担う子ども達や若者達が愛着を持つまちづくりや、快適に暮らせるまちづくりを進め、誰もが“住み続けたい”、“戻ってきたい”と思う快適なまちを形成し、持続的に発展し続ける自立都市を実現していくことが、今後の西原本町のまちづくりにおいて大きなテーマとなります。

2) 良好なストックの活用・形成に向けた方針の充実

少子高齢社会や厳しい財政状況、地方分権の一層の進行が見られる中、今後の超高齢社会に備え豊かで快適な暮らしを享受していくためには、水辺や斜面緑地等の自然環境や歴史文化資源、既存の都市施設といった良好なストックを有効に活用するとともに、これまで着目されてこなかった新たな資源を発掘し、町の個性を伸ばしていくことが必要です。また、移動制約者のモビリティ確保に配慮したユニバーサルデザインの都市空間の整備など、良好なストックを形成し、町全体や市街地の質の向上を図ることが重要となります。

よって、本計画の策定にあたっては、既存ストックの活用と持続可能な地域社会の形成に資する良好なストックの創出を進める方向性を示す必要があります。

3) 良好なストックの活用・形成に向けた方針の充実

社会経済の変化スピードは著しいことから、10 年 20 年のスパンでまちづくりを計画しても、すぐ整合できなくなってしまう可能性があります。

このため、都市全体の骨格部分（スケルトン）に主眼をおき、細かく規制しすぎない自由度を残したまちづくり計画の策定が必要となります。

(2) 分野別の課題

	現 状 認 識 (●現況データ等より、■…意識調査より、 ◆…関連計画等より)	課 題
人 口	● 人口は増加基調であるが、少子高齢化が進んでいます。 ● 町全体では少子高齢化の進行と人口減少が進むことが予測され、周辺市町村も含め、全域的に人口密度の低下が予測されます。 ● 自然動態では自然増であるものの、その傾向は減少しており、社会動態は近年、社会減が続いています。 ■ 「現在の地域に住み続けたい」または「町内の他の場所に住みたい」と考えている町民は7割を超えています。	○人口の維持 ・子育て世帯や若い世代の定住に向けた支援 ○少子・超高齢化社会への対応 ・誰もが安心して暮らしやすいインクルーシブなまちづくり ・多世代交流の促進や高齢者の活躍できる環境の形成
土 地 利 用	● 東側の沿岸部低地と西側の台地、およびこれらの間に位置する斜面地が存在します。 ◆ 土地区画整理事業（西原西地区）、市街化区域編入などが実施、予定されています。 ◆ マリントウンプロジェクトが位置づけされており、今後の進捗が期待されます。 ■ 農地に関する土地利用は、ある程度の開発は容認するが、「基本的に農地は保全する」と「農地が減少する事を認める」の意見がほぼ同数でわかれています。	○計画的な都市的土地利用の推進 ○歩いて暮らせる利便性の高い住環境形成 ・生活便利施設の維持 ・地域特性に応じた魅力ある居住環境の形成 ○公共施設集約化や新たな拠点の形成 ○MICEの着実な推進
道 路 交 通	■ 「交通渋滞の解消」、「公共交通の充実化」に取り組むべきだと考えている町民は3割を超えています。 ■ 「道路の安全性」について不満を感じている町民が2割を超え、「歩道や交通安全施設の整備」を望む意見は約6割を超えています。 ● 町内の幹線道路は、沖縄自動車道、国道329号、那覇北中城線、浦添西原線などが位置しており、沖縄自動車道をのぞき、それぞれ拡幅整備やBP整備が行われています。 ● 道路・橋梁の維持管理の重要性が高まっています。	○公共交通への利用転換 ・公共交通の拡充と利便性向上 ・多様な交通手段の確保 ・交通弱者への対応 ○広域道路整備の着実な進捗 ○良好な道路環境の整備 ・安心して快適な道路空間の創出 ・良好な道路環境及び道路景観の形成 ○安全安心で快適な歩行空間の確保 ・バリアフリー対応等 ○多様な交通手段の確保 ・自転車、自動運転など

観光	■ 「MICE 施設との連携」に取り組むべきだと考えています。 ■ 「宿泊施設」「観光（商業施設）」の誘致を望む声を合わせると 3 割近くあがっています。	○観光の多様性や継続性の確保 ・アフターコロナへの対応 ・バリアフリー観光や多言語対応 ・エンターテインメントなどコンテンツの充実 ○コロナ後の入域観光客への対応 ・交通インフラ充実と、公共交通充実など円滑な移動の確保
水とみどり	■ 「町内に残る良好なみどりの保全」を望む声は過半数を超えています。 ■ 「街路樹や花壇の設置」による道路緑化に取り組むべきという町民は 4 割を超えています。 ■ コロナ禍における生活の変化として「自宅周辺で過ごすことが増えた」という回答が最も多く、身近な公園などの重要性が高まっていると予想されます。	○都市における憩い・うるおいの創出 ・都市公園の機能充実・再編 ・河川や海岸における親水性の確保 ○残された自然環境の保全とネットワーク化 ・みどりの保全と河川や海岸とのネットワーク化
歴史・景観	■ 「建物の景観ルール」や「屋外広告物の規制」を望む声は合わせると 3 割を超えています。 ● 内間御殿など、歴史文化資源が点在しています。	○市街地における良好な景観の形成 ○歴史文化資源を活用したまちづくり ○町民における歴史的資源の魅力の認知度向上
防災	■ 「斜面地の崩壊防止や水害対策」や「防災機能を備えた公園の整備」に対する取り組みを望む声があがっています。 ● 東側の沿岸部においては広い範囲で津波災害警戒区域に指定されています。 ● 東側は傾斜地が多く、土砂災害の危険性の高いエリアが存在しています。 ● 小波津川は、河川氾濫による浸水が頻発するエリアです。	○各種災害への備え ・沿岸部における津波リスクへの対応 ・市東部丘陵地における土砂災害リスクへの対応 ・大規模災害等に対応した社会インフラの防災減災対策 ○地域の防災力の向上 ・密集市街地改善など市街地防災力向上 ・自助・共助・公助の仕組みづくり ・観光客等の防災対策
公共施設	■ 「公共施設の整備状況やその利便性」対し何かしらの不満を感じている町民は 3 割を超え、特に「排水路の整備状況」に関しては過半数の町民が不満を感じています。 ◆ 公共施設総合管理計画を策定し、これに基づき公共施設において個別計画を策定し対応を図ってきました。	○戦略的な都市経営と公共施設管理 ・民間活力・官民連携（PPP／PFI）等による施設管理 ・公共施設長寿命化の促進

第 2 章

全体構想

1. まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念を以下のとおり設定します。

■ 多様な都市機能が相互に連携する機能的で活力のあるまち

本町は、これまで「西原町都市計画マスタープラン（H24.3 策定 H29.12 部分改定）」に基づき、着実に都市構造を形成してきており、現在は第四段階の都市形成過程に入っています。マリントウンのインフラ整備がほぼ完成し、大型 MICE 施設の建設も決定したことなどから、今後は、それらを核とした観光・レクリエーション機能を高めていく必要があります。また、西原町庁舎等複合施設及び西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設（さわふじマルシェ）の整備が完了し、町の中心核が形成されつつあり、あわせて中心部等において、市街化が進行してきた地域の大幅な市街化区域編入がなされたことから、都市の一体性を形成しつつあります。

本町においては、着実に、第四段階へステップアップすることにより、町内にある多様な機能を相互に連携させ、賑わいと魅力あるまちを目指します。

■ 安全で環境にやさしいまち

本町においては、近い将来、老年人口比率が飛躍的に高まると見込まれ、また、学生層の比率は高いものの、出生率の低下等から年少人口の飛躍的な増加は見込めない状況にあります。そのため、今後のまちづくりにおいては、元気に健康で働き続ける環境づくりや、安全に安心して子育てができる環境づくり、学生層の定住や新しい居住者を迎える都市環境づくりが必要です。

また、本町の自然環境は、台地部と平地部の間に延びる傾斜緑地、河川や海等を特徴とするため、都市に潤いを与える風や水の道として保全する一方、自然災害の脅威をできる限り軽減する防災・減災のまちづくりが必要です。

さらに、歴史的環境やこれまで育んできたコミュニティ、人と人とのコミュニケーションを大切にしたいまちづくりが求められます。

よって、誰もが助け合い安全で環境にやさしいまちを目指します。

■ 町民、事業者、大学、行政等が協働で築くまち

まちづくりへの町民等の参画を促進することは、町民等の地域への愛着や誇りを醸成することにつながります。また、様々な人々の声をまちづくりに反映することにより、誰もが快適に過ごせる生活環境や多世代が交流するにぎわい空間の創出が期待されます。さらに、文教のまちといった地の利を活かし、大学との連携によるまちづくりを進めることで質の高いまちづくりが可能となります。

よって、町民、事業者、大学、行政等が協働で築く個性豊かなまちを目指します。

2. 将来都市像

本計画における将来都市像は、「まちづくり基本条例（平成 24 年 3 月策定）」に基づき、将来のまちの姿を「多様な交流を育み 賑わいと魅力あふれる 未来へつなぐ 文教のまち－西原」とします。そして、町民、事業者、行政等が協働しながら、地域特性を活かしつつ、安全・安心・快適さを実感でき住み続けたいとする都市の形成を目指します。

■ 西原町都市計画マスタープランの将来都市像

多様な交流を育み 賑わいと魅力あふれる 未来へつなぐ 文教のまち
－西原



●● 将来の都市のイメージ ●●

- 居住環境、文教、観光・交流・レクリエーション、産業の相互の連携と、これらを支援し有機的に結びつける中心核があり、人・物・情報が活発に育むまち
- 文教機能と地域とのつながりによって、付加価値の高い多様な産業の育成や生涯学習環境の充実を図り、人と地域が元気で健康で未来へつなぐまち
- 防災・防犯の安全性が確保され、誰もが安心して生きがいを持ち、暮らすことに誇りと喜びの持てるまち
- 地形的な変化に富み、森林、河川、海浜等の自然環境を活かし、同時に地域の歴史を継承し、地域らしさを享受できるまち
- 町民参加のもとで、ボトムアップ型でまちづくりを進めるまち
- 大型M I C E施設及び関連施設を中心として、国内・国際交流を推進するまち

3. まちづくりの目標

まちづくりの基本理念で示す方向性を基本としながら、将来都市像の実現を目指します。その実現に向けた基本目標は以下のとおりです。

■ 都市機能が適正に配置され、機能的に連携するまちづくり

庁舎等複合施設や小波津川（２級）の護岸整備とあわせて都市機能を誘導し、中心核を形成します。沖縄都市モノレールのでだこ浦西駅周辺及び沖縄自動車道幸地インターチェンジ周辺は、新たな交通の要衝として整備し、賑わいと活力ある都市拠点の形成を目指します。

文教機能は地域との連携・交流を深め、大学が有する知識や学生パワーを活かした元気な人・地域づくりを進めます。琉球大学医学部・附属病院の移転跡地については、文教のまちにふさわしい機能となるように調整を図ります。マリンタウン東崎は大型 MICE 施設の整備にあわせて、観光・レクリエーション機能を強化し、都市全体のポテンシャル向上へとつなげていきます。産業機能は、集約配置と大学等との連携による機能拡充に努めます。

■ 移動しやすく利便性の高いまちづくり

道路網については、既存の幹線道路の機能強化として整備促進し、災害発生時の避難路となり、かつ各都市拠点の利便性を高める道路網の充実を図ります。また、沖縄都市モノレールの延伸とでだこ浦西駅の開業及び沖縄自動車道幸地インターチェンジ整備の進捗等を踏まえ、新たな交通要衝としての優位性を活かした周辺整備や道路網の機能強化、公共交通の利便性の向上等を図り、日常生活や産業、観光などあらゆる面の移動を活発化します。

■ 安全・安心、快適で住み易いまちづくり

大規模災害や犯罪の多発に対応し、防災性や防犯性に優れた都市施設整備やまちづくりを進め、誰もが安心して暮らせるよう安全・安心に歩行できる空間の確保や避難路となる広幅員道路の充実、ユニバーサルデザインに配慮した公園など快適に過ごせるまちを目指します。また、既存市街地の改善や子育てし易い環境づくりにより、若者やファミリー層が魅力をひきつけ、多様な世代が交流するまちを形成します。

■ 環境に優しくうるおいあるまちづくり

水辺空間や傾斜緑地などの都市内の緑地を守り・育んでいくことにより、それらを活用し、うるおいと安らぎのある都市環境を形成します。また、サトウキビ畑等の農地は、西原らしい景観を構成する重要な要素として保全します。さらに、歴史的資源などを活かした景観づくりや観光振興などまちづくりへの活用を図ります。

■ 町民が主体となるまちづくり

町民等が町の将来像を共有し、まちづくりへ参加することで、町民の地域への愛着や誇りを育み、やがては町民一人ひとりが主役となるまちづくりを目指します。

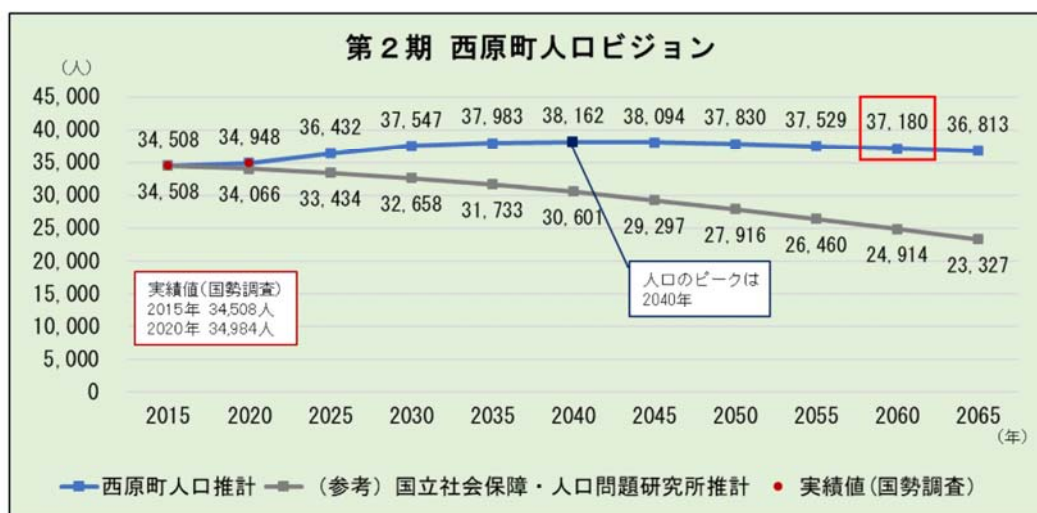
4. 人口フレームの設定

全国的に少子高齢化が見られる中、本町の人口は増加傾向にあるものの、近年は増加率の鈍化が見られます。

総人口の将来フレームは、このような人口動向を踏まえつつ、「第2期西原町人口ビジョン」との整合を図り、中間年次の令和17（2035）年に約38,000人、目標年次の令和27（2045）年に約38,000人と設定します。

表. 総人口の設定

予測年次	令和17（2035）年	令和27（2045）年
将来人口	約37,000人	約38,000人



〔出生の仮定〕

2020年から2035年にかけて西原町の合計特殊出生率（2019年時点1.62）が段階的に人口置換水準まで上昇

〔移動の仮定〕

令和2年国勢調査の男女別・年齢5歳階級別純移動率が2020年以降同水準で継続、かつ下記2つの影響を考慮

- ①西原西地区土地区画整理事業の影響が及ぶ可能性があることから、過去の分析値を参考に2045年まで段階的に一定率を加算
- ②市街化区域の編入の影響が及ぶ可能性があることから、過去の分析値を参考に一定数を加算

（出典：第2期西原町人口ビジョン令和5年3月）

※国立社会保障・人口問題研究所より、令和5年12月に公表された最新データをもとに人口フレームを設定中の為、今回は参考として西原町人口ビジョンの資料を掲載している

4. 将来都市構造

将来都市構造とは、町全域の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表わすことにより、将来の都市の姿を分かりやすく描いたものです。

本計画では、以下の基本的な考え方により、都市機能が集積する「都市拠点」とこれらを有機的に結ぶ「都市軸」等を設定し、将来都市構造を描きます。

(1) 都市形成過程と将来都市構成

本町においては、これまで「西原町都市計画マスタープラン（H24.3 策定 H29.12 部分改定）」に基づきマリンタウンプロジェクトの促進及び中心核の形成（庁舎等複合施設整備、大規模商業店舗の誘致など）を図り、第4段階までの整備を着実に実行してきました。

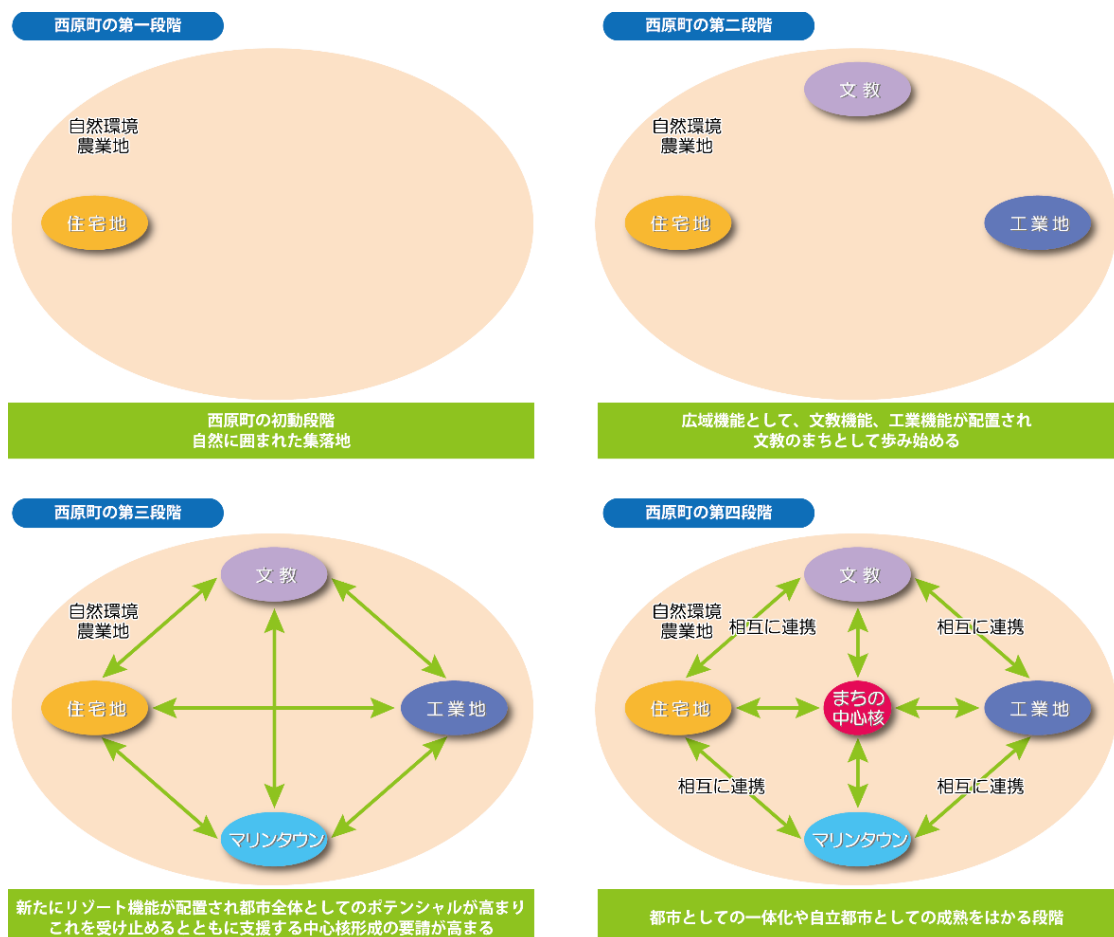
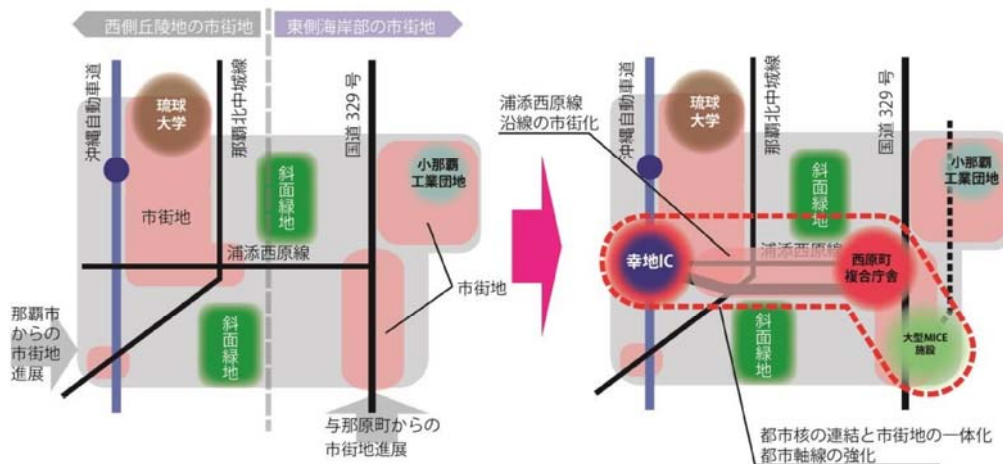


図. 都市の形成過程と将来都市構

第四段階の都市構造の実現にあたっては、町域はコンパクトではあるものの、東側市街地（中心核）と西側市街地（サブ核）に分断され、中心核とサブ核のネットワークも脆弱であり、都市としての一体性がないことと都市軸がないことが課題となっています。

令和 5 年 3 月の市街化区域編入により、これら東側と西側をつなぐ箇所が市街化を促進する地域とされたこと、さらに主要地方道浦添西原線が事業進捗することなどを踏まえ、主要地方道浦添西原線（旧道含む）を西原町の都市軸として位置づけ、都市の骨格（町土の背骨）として強化し、これを中心に将来都市構造を形成します。



（２）拠点と軸の配置

各地域の特性を活かしつつ都市としての一体性のあるまちづくりを推進し、「多様な交流を育み 賑わいと魅力あふれる 未来へつなぐ 文教のまちー西原」を実現するため、「都市拠点」、「主なエリア区分」、「都市軸」及び「交通体系」を設定します。

■ 都市拠点と主なエリア区分

特徴的な都市機能を有する地域で、「都市拠点」は、都市の一体性の確保や活力ある都市の形成に資するとともに、多様な生活の場の中心的空間となる地域を「都市拠点」として位置付けます。また、エリア区分は、以下の5つで構成します。

<都市拠点の配置>

都市拠点	配置方針と空間形成の考え方
中心核	○主要地方道浦添西原線（都市軸）と国道 329 号（生活軸）の交差点周辺を『中心核』に位置付け、行政・文化・商業施設等が集積する「まちの顔」としてふさわしい都市空間を整備します。
サブ核	○坂田交差点付近には、台地市街地の商業機能が集積しており、坂田交差点の北西側では西原西地区土地区画整理事業を推進中です。西原インターチェンジの南西側に沖縄都市モノレールのでだこ浦西駅が開業、沖縄自動車道幸地インターチェンジの整備が行われています。 ○このようなことから、交通結節点や本町の玄関口、台地市街地の商業中心地としての役割を有する坂田交差点周辺から浦添市の境界を『サブ核』に位置付け、中心核の商業機能を補完する都市機能を整備します。（交通結節点）
交流拠点	○大型MICE施設やきらきらビーチ等の集客施設が集積するマリンタウン地区には、国内外からの施設利用者が訪れ、また、周辺地域には宿泊・商業施設の立地を促進することで、新たな賑わいと交流が創出されます。このようなことから、町民や来訪者にとって、魅力的で利便性の高い「交流拠点」の形成を図ります。（交通結節点）

<主なエリア区分>

主な エリア区分	配置方針と空間形成の考え方
文教エリア	○琉球大学や沖縄キリスト教学院大学・短期大学の周辺地域を『文教エリア』に位置付けます。
マリンタウン エリア	○大型 MICE 施設が建設予定であり、商業機能や宿泊機能、ビーチや公園等のレクリエーション機能等が集積する本町の観光・レクリエーションの中心で、都市全体のポテンシャルを高める役割を担う地域として、中城湾沿いのマリンタウン東崎を『マリンタウンエリア』に位置付けます。
市街地エリア	○中心核とサブ核の周辺に発展した市街地を『市街地エリア』に位置付けます。
産業エリア	○小那覇工業団地の町道内間小那覇線から南側にスプロールした工場等や西原浄水場、西原浄化センター等の公共施設が立地する中城湾沿いの工業集積地及び東崎工場適地から内陸部に隣接する地域を『産業エリア』に位置付けます。
環境保全・ 生産緑地 エリア	○町中央部に広がる傾斜緑地及び隣接する優良農地、町南部の運玉森を『環境保全・生産緑地エリア』に位置付け、適正な保全・活用に配慮します。

■ 骨格軸と交通体系

都市拠点間や主なエリアを有機的に結ぶ道路、緑地等及び河川は、交通機能や防災機能、うるおいの空間など都市活動を支えるとともに、秩序ある都市形成と都市の個性を表現する「骨格軸」として位置付けます。また、「交通体系」は以下のとおりとします。

<骨格軸の配置>

骨格軸		配置方針と軸線整備の考え方
広域連携軸		○本島北部地域との広域連携や那覇空港へのアクセス性を高める沖縄自動車道を『広域連携軸』に位置付けます。
都市軸	南北都市軸	○坂田交差点付近に位置付ける「サブ核」と「文教エリア」を結ぶ主要地方道那覇北中城線を『南北都市軸』として位置付け、まちの顔となる空間として整備します。
	東西都市軸	○マリンタウン東崎を含む「交流拠点」と「中心核」、坂田交差点付近に位置付ける「サブ核」を結ぶ主要地方道浦添西原線を『東西都市軸』として位置付け、まちの顔となる空間として整備します。
産業軸		○「マリンタウンエリア」と「産業エリア」を結ぶ国道 329 号バイパスを『産業軸』に位置付け、円滑な交通流を確保します。
産学連携軸		○「文教エリア」と「産業エリア」を結ぶ県道宜野湾西原線を文教と産業の連携により地域経済の活性化に資する『産学連携軸』に位置付け、円滑な交通流を確保します。
生活軸		○沿道に商業集積が見られる国道 329 号を、地域社会に密着した『生活軸』に位置付け、魅力ある空間を整備します。
シンボルロード軸		○「マリンタウンエリア」から中心核、「文教エリア」を結ぶ町の文化軸を『シンボルロード軸』と位置づけ、潤いある空間を創出します。
水と緑の空間軸		○自然環境に包まれた都市を形成するため、多自然型川づくりを進める小波津川及び兼久川を『水と緑の空間軸』と位置付け、その保全・活用に配慮します。

<交通体系>

交通体系	配置方針と体系整備の考え方
公共交通	○町内から沖縄都市モノレールで <u>だこ浦西駅</u> への連絡性の向上を図るような道路施設整備を進めるとともに、交通結節点や町の玄関口としてふさわしい機能の強化や環境整備を図ります。
道路交通	○沖縄自動車道及び国道 329 号バイパス、主要地方道那覇北中城線、主要地方道浦添西原線、県道宜野湾西原線を骨格とし、他都市及び主なエリア間の密接な連携と交流を可能とする道路網を形成します。

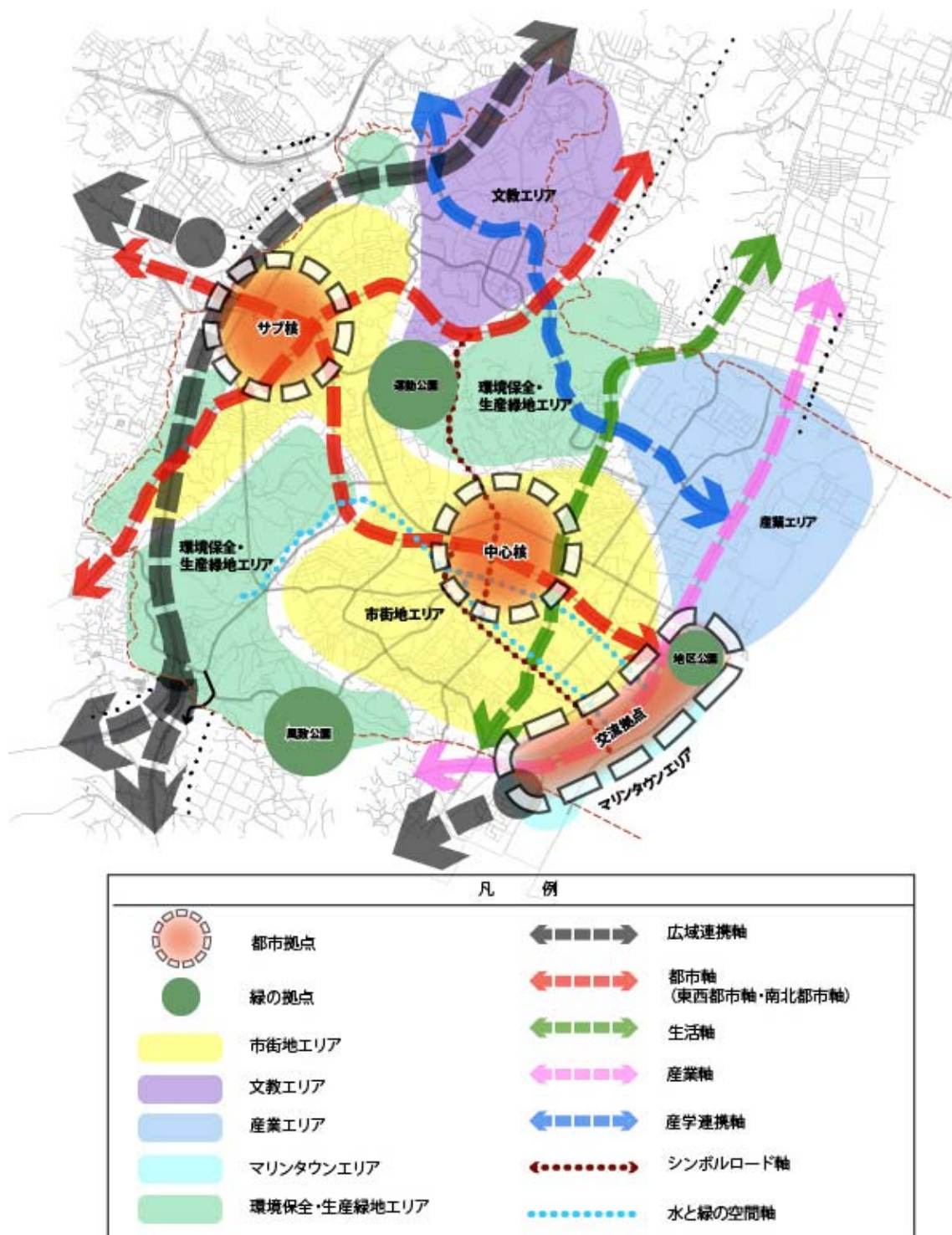


図. 将来都市構造図

第 3 章

分野別構想

1. 土地利用・市街地整備の方針

■ 土地利用・市街地整備に関する基本方針

○ 活力あふれ良質な市街地形成に資する土地利用を目指します

- ・都市拠点や今後整備される骨格軸をはじめとする都市機能の配置、既存の都市基盤、地形など、土地利用の枠組みとなるものを踏まえつつ、きめ細やかな土地利用の更新を重ねることにより、多様な機能が集約し、安全・安心・快適で良質な環境を有する市街地を形成します。

○ 都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ることを基調とします

- ・無秩序な市街化を抑制し、斜面緑地や農地と市街地の調和のとれた土地利用を推進します。

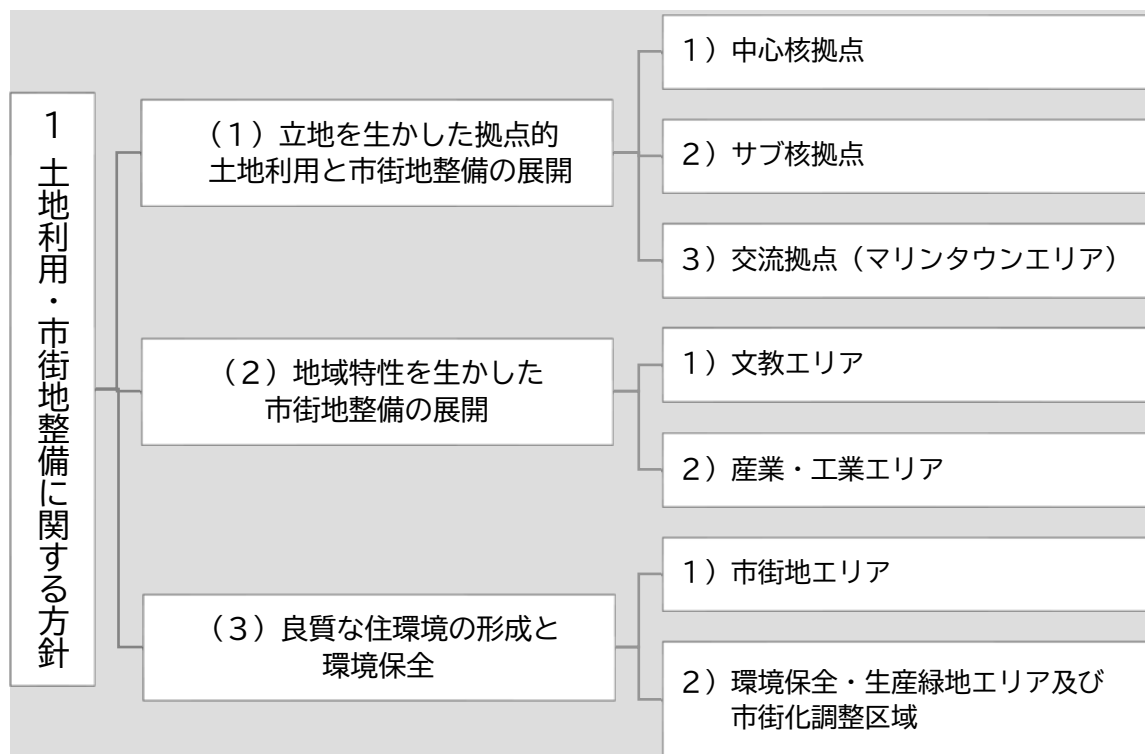
○ 市街化調整区域における開発については適切な運用に努めます

- ・市街化調整区域で行なう開発は、基本的に、都市活動に不可欠で、周辺における市街化を促進することがなく、かつ市街化区域内の計画的な土地利用の誘導に支障をきたさないよう配慮し、開発許可制度及び地区計画制度等によって適正に運用します。

○ 土地利用の用途が確定できない地区については土地利用検討地区として位置づけます

- ・市街化調整区域の開発等において、農用地であるところなどは農業者との調整が必要で土地利用の用途・範囲が現地点で確定することが困難であるため、方向性を示した上で土地利用検討地区として位置づけます。

■ 土地利用・市街地整備の方針体系図



（１）立地を生かした拠点的土地利用と市街地整備の展開

１）中心核拠点

主要地方道浦添西原線と国道 329 号、シンボルロードに囲まれ、庁舎等を含む地区は『中心核』として、行政機能や社会福祉機能、商業機能、文化・交流など高次な都市機能の集積を図ります。また、その周辺には優良な住宅地の配置を促進し、計画的で複合的な土地利用を誘導します。

○ 公共・公益施設地

- ・シンボルロードの沿道に、防災センター等の機能を備えた庁舎を中心に、町立図書館や社会福祉センターと一体となった「公共・公益施設地」を配置します。
- ・「公共・公益施設地」の拠点性や利便性を高めるため、近隣公園やシンボルロードなどの整備を進め魅力的な都市環境を形成します。

○ 中心商業地

- ・旧町庁舎用地とその南側に立地する既存の大型商業施設及び国道 329 号沿いの地区を「中心商業地」に位置づけ、まちの中心地として核的な商業機能の維持・拡充を図ります。
- ・文化や情報発信、娯楽の機能も備えた賑わいのある商業拠点として機能を維持・拡充し、大型 MICE 施設との連携を図りながら、町民の暮らしに利便性とうるおいを与え、かつ、観光商業・宿泊施設用地と連携した取り組みを強化し、町外からの来訪者に本町の魅力を伝える空間形成を目指します。
- ・商業店舗の立地にあたっては、周辺環境への配慮を求めるとともに、出店後も、賑わいや交流の場、地域コミュニティの形成、防犯や美化活動への参加など町民や商業者と連携したまちづくり活動を促進します。

○ 低・中層住宅地

- ・庁舎東側の中心核内にある住宅地は、小波津川沿いのうるおいと一体となったオープンスペースを活かしながら、利便性と快適性に富み、安心して暮らせる低・中層の住宅地とします。
- ・整備にあたっては、市街地整備事業や地区計画等を活用するとともに、民間活力を有効に活かし、良好な市街地環境の形成や都市基盤整備、都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。

○ 土地利用検討地区（西原南小学校周辺地区）

- ・中心核の西側の背後地から西原南小学校周辺地域については、児童・生徒数の均衡や社会・経済活動の現状及び将来見通しを勘案し、西原南小学校住区として検討、また、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、土地利用検討地区とし、適切な用途となるようにとなるよう検討を進めます。

2) サブ核拠点

沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺、幸地インターチェンジ周辺及び主要地方道浦添西原線の沿道地区を『サブ核』とし、本町の玄関口として、てだこ浦西駅を中心に交通結節点にふさわしい拠点を形成します。また、その周辺には、台地部の生活を支える商業機能や文化・交流・行政等の都市機能の集積をします。

沖縄都市モノレールのてだこ浦西駅は、バスや自動車から乗り換えのほか、幸地インターチェンジを利用した乗り換えなど、域内外の多くの人に利用される交通結節点とするため、駅前近辺に、パークアンドライドを含め多様な乗り換え需要に対応する駐車場や送迎空間の確保を促進します。

○ 近隣商業地

- ・沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺から～坂田交差点付近に「近隣商業地」を配置し、てだこ浦西駅と一体となった商業・業務地として、人々の溜まりや待ち合いの場、一般事務所や金融、ホテル等の情報・生活関連サービスを主体とする商業・業務ビル等の誘致を図ります。また引き続き、台地部の生活を支える商業地として「中心核」の商業地を補完するものとします。

○ 中・高層住宅地

- ・町のエントランス付近の高台に、沖縄都市モノレールてだこ浦西駅やその周辺の商業機能など利便性に富む中・高層を主体とする住宅地を配置します。

○ 土地利用検討地区（徳佐田地区・幸地地区）

- ・沖縄自動車道と沖縄都市モノレールが結節する幸地インターチェンジ周辺及び沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺地区については、人流・物流の要衝として、広域交通の高いポテンシャルを有していることから交通結節点として相応しい土地利用を検討します。また、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、土地利用検討地区とし、適切な用途と配置となるように検討を進めます。

3) 交流拠点（マリンタウンエリア）

中城湾沿いにあるマリンタウン地区を「マリンタウンエリア」とし、東海岸地域におけるスポーツコンベンション拠点の形成を推進するとともに商業機能や宿泊機能、レクリエーション機能等が集積する多様な交流拠点の形成を図ります。

○ 近隣商業地

- ・交流拠点となるマリンタウン地区及びその背後地を含む中心商業地までの沿道を近隣商業地と位置づけ、大型MICE施設やきらきらビーチなどの施設利用者を含む観光客や地域住民の消費活動を促進させる、賑わいと魅力ある商業機能の誘導を図ります。
- ・マリンタウン地区は町南側に隣接する与那原町にもわたることから、与那原町域との機

能分担を図りながら一体的に魅力を高めていきます。また、自動車やバス等の公共交通網や電動シェアサイクル等の新たな交通手段の充実によりアクセス性の向上や中心核及び周辺観光拠点との連携強化を図ることにより相乗的・持続的な発展を目指します。

○ レクリエーション・レジャー施設用地

- ・マリンタウン地区の海岸沿いは、今後も、ウォーターフロントにある立地条件や美しい海、海水浴場、公園・緑地等の資源を活かしながら、M I C E 来場者を含む観光客や地元住民にとって便益性の高いレクリエーション交流機能の魅力化を図り、近傍の商業・業務施設と一体となった複合的な都市機能を有する賑わいの形成を図ります。

○ 観光商業・宿泊施設用地

- ・マリンタウン地区の背後地にある国道 329 号与那原バイパス及び主要地方道浦添西原線の沿線は、M I C E 来場者の利便性を高める観光商業・宿泊施設等の立地を推進することで、国際性に富む「観光・商業ゾーン」の形成を促進させ、交流拠点の機能を補完し、同エリアと一体的な賑わいと多様な交流の創出を図ります。
- ・なお、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、土地利用検討地区とし、適切な用途と配置となるようとなるよう検討を進めます。

○ 低・中層住宅地

- ・マリンタウン地区の背後地には低層・中層の魅力的な住宅地を配置します。また、道路整備に伴う沿道用途変更及び地区計画等の検討を図ります。
- ・近傍には交通ターミナルの建設が予定されており、通勤や通学等における交通結節点となることから、利便性、快適性をあわせもつ住宅地として良好な環境を維持します。

(2) 地域特性を生かした市街地整備の展開

1) 文教エリア

町北部の琉球大学周辺地区を「文教エリア」とし、琉球大学を中心に、文教のまちとしてふさわしい文化的な環境と風格を有する地区の形成を図ります。

○ 教育施設用地

- ・町北部の琉球大学周辺地区は、大学や県立埋蔵文化財センター等が集積し、多くの情報や知識を活かした文化・交流の場として利用する「文教ゾーン」を配置し、大学等の施設を利用したシンポジウムやワークショップの開催、多様な人的交流の拠点として、環境整備を積極的に進めます。
- ・沖縄都市モノレールでだこ浦西駅との連絡性を高めることにより、文教ゾーンとして拠点機能の強化を図ります。また、地区計画の活用等により、市街地環境の改善や都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。

○ 近隣商業地

- ・ 県道宜野湾西原線と主要地方道那覇北中城線交差部にある既存の商業集積地は、大学や周辺住宅地をサービス対象とする近隣商業地とします。

○ 土地利用検討地区

- ・ 琉球大学医学部・付属病院移転跡地の活用については、「跡地利用推進協議会」において検討中であり、土地利用の方向性が定まっていないため、土地利用検討地区とし、文教のまちにふさわしい機能となるように検討を進めます。

2) 産業エリア

臨海地域北部の工業系市街地には、既存の工業集積を活かすとともに、既存市街地内に点在する工場等の集約を図りつつ、新たなものづくりや研究開発機能を中心とする「産業エリア」を形成します。

○ 港湾施設用地、公共・公益施設用地

- ・ 港湾施設については、良好な管理運営と有効利用を進めるとともに、実情に応じた建築物や構築物を立地誘導することにより、適切な土地利用を図ります。
- ・ 沖縄県西原浄化センター（みずクリン西原）は、西原町、与那原町、南城市（佐敷）、中城村の4市町村から下水を受け入れる重要な施設であることから、その機能が十分発揮できるように努めます。

○ 工業地

- ・ 当該工業地は、県都那覇市との近接性や空港へのアクセス的な優位性などを活かした既存産業の高度化・複合化を目指すとともに、文教地区との連携を図った研究開発機能等の集積、先端的な環境技術の移転などにより、国際貢献も視野に入れた産業集積を目指す地区として、段階的・計画的に必要な規模を確保します。
- ・ 良好な事業環境を支える基盤施設の整備を進め、活力ある臨海部を形成します。
- ・ 国道329号西原バイパス事業に伴う移転先地確保のため工業地拡充に取り組みます。
- ・ 事業所の緑化を促進するとともに、土地利用転換の機会をとらえた緑地やオープンスペースの創出を誘導し、中城湾やそれに注ぐ河川の水と緑を活かした環境づくり、防災性の向上等に努めます。
- ・ 大規模な土地利用転換が発生した場合は、既存産業の高度化や新産業の創出等をめざす施策との協調や緩衝緑地機能の向上、水と緑の環境創出、地域防災性の向上、周辺との調和といった観点から、計画的誘導を図ります。
- ・ 町内に点在する既存の工場等については、周辺環境への影響を考慮し、産業ゾーンへの積極的な移転・集約を図ることで、より高度な産業エリアの形成に努めます。
- ・ 物流倉庫等の物流関連企業用地や商業施設をはじめとした施設用地の需要が高まっており、これらのニーズに対応した農村集落環境や自然環境と調和のとれた土地利用を図りつつ、良好なまちづくりの前提となる下水道や都市公園の整備の推進などの都市基盤の

整備や停電しにくい環境づくりを含め経済基盤の強化を促進します。

- ・ 県内産業の更なる振興を図るうえで、県内製造業等の規模拡大・高度化の推進を図り、更なる競争力の強化や臨空・臨港型産業の集積のためには、産業用地の確保が課題となっていることから、他産業との土地利用の調整を図りながら、計画性のある産業用地の確保に向けた取組を支援していく必要があります。
- ・ なお、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができなため、土地利用検討地区とし、適切な用途と配置となるよう検討を進めます。

（３）良質な住環境の形成と環境保全

１）市街地エリア

○ 中心核を取り囲む平地部の既存住宅地（低・中層住宅地）

- ・ 中心核を取り囲む既存市街地には、低・中層を主体とする良好な居住環境を有する住宅地を配置します。
- ・ 住宅地に工場等が混在する地区では、工場の操業環境の維持・向上と居住環境の調和を目指すとともに、必要に応じて、工場等の建物更新時期等にあわせた再配置等を促進します。
- ・ 町民生活の質の向上や街並み景観の改善、防災性の向上などを図るため、老朽化した住宅の建て替え促進や狭あい道路の解消等を順次進めるとともに、町民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

○ 主要地方道那覇北中城線周辺の台地部の住宅地（低・中層住宅地）

- ・ 主要地方道那覇北中城線の沿道には、幹線道路を活かし、沿道利用型の土地利用を図り、その周辺地域には、低・中層を主体とする良好な居住環境を有する住宅地を配置します。

○ 本町西部の住宅地（中・高層住宅地）

- ・ 本町西部に立地している既存の高層住宅地は、那覇市内の団地との連続性や一体性を保ちながら、居住環境の維持・向上を図ります。

○ 計画的整備進行情地（低・中層住宅地）

- ・ 上原棚原地区や土地区画整理事業を進めている西原西地区においては、引き続き生活利便施設と優良な低・中層住宅地が複合した計画的な土地利用を促進し、良好な市街地環境や都市基盤の整備、美しい景観づくり等を目指します。

2) 環境保全・生産緑地エリア及び市街化調整区域

○ 地域資源に恵まれた町の特長を伸ばす土地利用を目指します

- ・ 自然環境や歴史的環境といった地域資源の適正保全と、都市にうるおいを与える緑空間の創出を図ります。また、斜面緑地と農地に恵まれた本町の特長を活かし、町の個性を伸ばす土地利用を目指します。
- ・ 良好な環境を有し、西原町らしさとなっている斜面緑地は極力保全するとともに、自然観察や散策等自然とのふれあいの場として活用を検討します。
- ・ 農地については、極力農地の保全に努めるとともに、先端農業技術の導入や熱帯果樹園等の整備、作物の流通方式の見直しなど農業の活性化とあわせた活用形態の転換を適宜進めることにより、限られた土地の有効活用を図ります。

○ 自然環境と調和した良好な集落地環境を維持します

- ・ 既存集落地については、斜面緑地や農地との調和に配慮しつつ、狭あい道路の解消等による生活環境の改善や集落地景観の保全を図ります。
- ・ 歴史的変遷の中で形成された集落地は、農地風景の中に点在するのどかなゆとりある住宅地として、基本的に、現況の形態を保持していくものとし、無秩序な宅地化は極力抑えていくものとします。
- ・ 既存集落の整備にあたっては、周辺の緑地や農地等の自然環境との調和を図りながら、狭あい道路の整備や角地等を活用した憩いの場の設置などにより居住環境の改善を促進します。

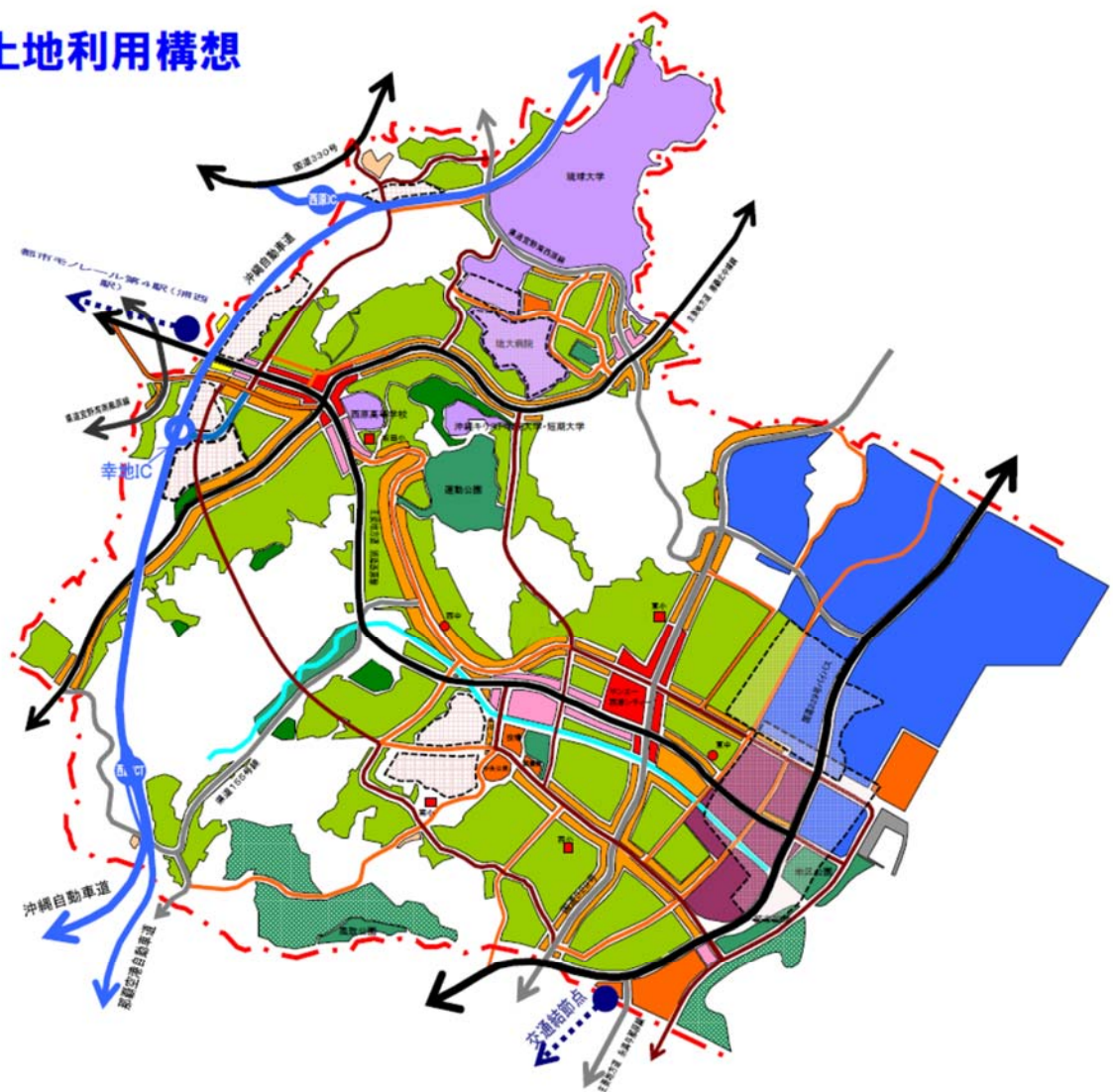
○ 市街地以外への都市機能配置等には、慎重かつ適正に対応します

- ・ 都市活動に必要であるが市街地内になじまない機能、主要プロジェクトの整備効果を享受していく上で必要不可欠な機能など都市機能の配置については、市街地内の土地利用誘導に支障をきたさないよう配慮しながら適正に対応します。
- ・ 市街化調整区域内は市街化の抑制を基本とし、幹線道路の沿道等で、建築が無秩序に進行する可能性がある地区については、健全な都市環境の維持及び形成を誘導していきます。

○ 市街化調整区域における地区計画制度の適用

- ・ 市街化調整区域における地区計画制度は、住民などにとっての良好な市街地環境の形成又は保持のための地区施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する一体的かつ総合的な計画であることから、社会・経済活動の現状及び将来の見通しを踏まえ地区を選定し誘導していきます。

土地利用構想



凡 例			
	低・中層専用住宅地		主要幹線道路
	中・高層専用住宅地		都市レベル幹線道路
	中心商業地		地区レベル幹線道路
	近隣商業地		補助幹線道路
	観光商業・宿泊施設用地		沖縄自動車道
	レクリエーション・レジャー施設用地		軌道系公共交通機関等及び駅
	沿道利用型施設用地		小・中学校
	工業地		公共公益施設
	公共公益施設用地		港湾施設用地
	教育施設用地		河 川
	農地・傾斜緑地		公 園
	土地利用検討地区		緑 地

2. 交通体系に関する方針

■ 交通体系に関する基本方針

○ 町の活力向上を図るため広域アクセス機能を維持・強化します

- ・町経済の持続的な発展に向けては、周辺都市等と多様な交流・連携を図ることが必要です。そのため、広域アクセス機能の維持・強化に努めます。

○ 地域連携型の都市形成に資する交通体系を形成します

- ・都市拠点（中心核、サブ核）と文教、観光、産業、自然、居住地等の有機的に連携する交通体系を整備し、まとまりある都市を形成します。

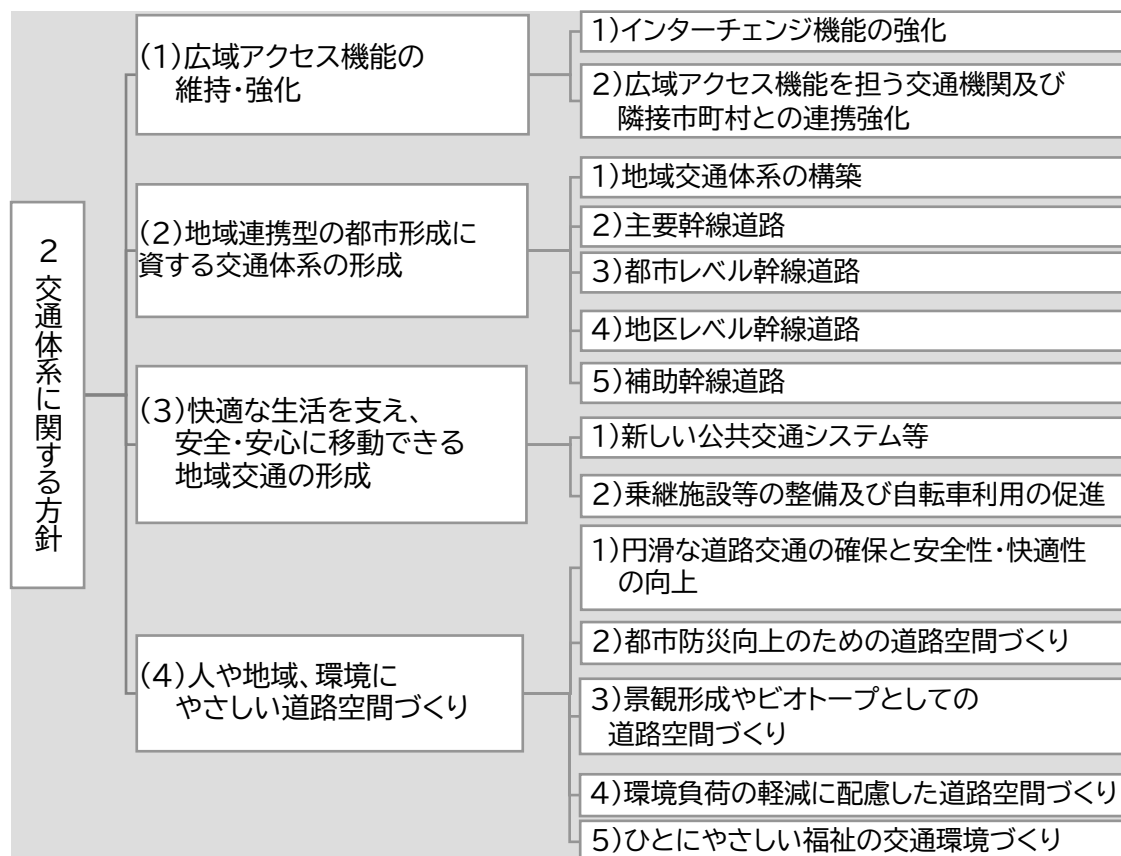
○ 快適な生活を支え、安全・安心に移動できる地域交通の形成を目指します

- ・高齢化への対応や地球環境問題への対応、渋滞の解消など、様々な利点がある公共交通を軸とした新たな交通体系を確立します。実現に向けては、沖縄県総合交通体系計画の取り組み動向を注視し、交通事業者等との協力を得ながら、「地域公共交通計画」の策定を検討します。

○ 人や地域、環境にやさしい道路空間をつくります

- ・高齢者に配慮した歩行空間の確保や本町らしい景観づくり、オープンスペースの確保、災害に強いまちづくりなど、人や地域、環境にやさしい道路空間を創出します。

■ 交通体系に関する基本方針体系図



（１）広域アクセス機能の維持・強化

１）インターチェンジ機能の強化

町西部に沖縄自動車道が縦貫し沖縄市や名護市と本町を結んでいるほか、町南西部の西原ジャンクションで那覇空港自動車道と分岐し、那覇空港へ連絡しています。

また今後は、てだこ浦西駅の開業に伴って、那覇市との近接性はさらに高まり、観光客の増大など様々な効果がもたらされることが期待されています。

- ・幸地インターチェンジの周辺道路の機能向上を図り、高速道路網と一般道路との結節機能を強化します。また、沖縄都市モノレールをはじめ各種の公共交通機関との連絡性向上を図ります。
- ・特に、てだこ浦西駅に隣接するパークアンドライドの整備により、今後は本島北部からのアクセス増加が見込まれることから、幸地インターチェンジ～てだこ浦西駅を結ぶアクセス道の整備を促進します。

２）広域アクセス機能を担う交通機関及び隣接市町村との連携強化

- ・国や県、周辺市町村などと連携しながら、那覇空港や沖縄都市モノレール、沖縄自動車道、主要幹線道路など広域アクセス機能を担う交通機関等を利用しやすい環境とすることを検討します。
- ・国道 329 号バイパス及び主要地方道那覇北中城線、主要地方道浦添西原線の機能を充実させ隣接市町村との連絡強化を図ります。
- ・周辺市町村と連携した体系的な幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、大型 M I C E 施設の開業に伴う将来交通量の増大に対応した広域道路交通体系の構築を推進します。
- ・都市拠点や各エリア間の移動を支援するため、沖縄都市モノレールの更なる延伸や既存バス路線などを含めたフィーダー交通ネットワークの構築などを検討し、誰もが利用しやすい交通環境の形成を図ります。

（２）地域連携型の都市形成に資する交通体系の形成

１）地域交通体系の構築

- ・国道 329 号及び主要地方道浦添西原線、主要地方道那覇北中城線、県道宜野湾西原線のネットワークにより本町の「内環状道路ネットワーク」を形成し、都市の内側で発生集中する交通を円滑に処理するとともに、中心核及びサブ核、文教ゾーンといった主要な拠点間のアクセス向上を図ります。
- ・国道 329 号バイパス、県道宜野湾西原線、地区レベル幹線道路等のネットワークにより本町の「外環状道路ネットワーク」を形成し、サブ核及び文教エリア、産業エリア、マリンタウンエリアといった主要な拠点や各集落を結ぶ交通体系とするとともに、中心核

など市街地で発生集中する交通の分散を図ります。

表. 西原町の交通体系（道路のネットワーク）

区 分	対 象	ネットワークの機能と役割
内環状道路 ネットワーク	・ 国道 329 号 ・ 主要地方道浦添西原線 ・ 主要地方道那覇北中城線 ・ 県道宜野湾西原線	・ 都市内側で発生集中する交通を円滑に処理する道路 ・ 2つの核と2つの主なエリアを連絡 ・ エリア間の連携とアクセス性向上
外環状道路 ネットワーク	・ 国道 329 号バイパス ・ 県道宜野湾西原線 ・ 地区レベル幹線道路の一部（都計道路浦西停車場線、県道 155 号、町道翁長徳佐田線、町道森川翁長線、その他町道） ・ 町道内間・小那覇線	・ 市街地から発生・集中する交通を分散 ・ サブ核及び文教エリア、産業エリア、マリンタウンエリアといった都市拠点間の連携強化 ・ 都市拠点と周辺集落の連絡強化、地区間連携・交流の促進

2) 主要幹線道路

- ・ 国道 329 号バイパス、主要地方道那覇北中城線、主要地方道浦添西原線は、都市の骨格となる「主要幹線道路」に位置付けます。
- ・ マリンタウン地区や工業団地を通る産業軸及び町の骨格をなす国道 329 号バイパスの、さらなる機能強化の検討を進めます。
- ・ 沿道の土地区画整理事業等によって交通量のさらなる増加が見込まれる主要地方道那覇北中城線については、需要が増加する時期を見極めながら機能強化を促進します。
- ・ 県道 38 号線は、市街地の開発状況や地域の交通混雑状況などを勘案し、主要地方道浦添西原線の整備を促進します。当該路線は、平地部・臨海部と台地部を結ぶ避難路となることから、町民が安心して暮らせるまちづくりを実現する上でも重要です。また、この道路は、中心核やサブ核周辺の整備と関連が大きいことから、その面的整備時期も勘案しながら、早期の整備を求めています。

3) 都市レベル幹線道路

- ・ 国道 329 号及び県道宜野湾西原線、県道糸満与那原線、県道 155 号線、町道内間・小那覇線、池田・大名線は、主要幹線道路を補完する「都市レベル幹線道路」に位置付けます。
- ・ 国道 329 号は、国道 329 号バイパス整備により通過交通等は減少すると考えられることから、車や歩行者の交通量や沿道利用状況等を勘案し、使いやすい幅員構成に見直すなど、必要に応じた改修整備を促進します。
- ・ 県道糸満与那原線は、建設計画がある交通ターミナルに隣接することから、公共交通等による周辺市町村とのアクセスを担う道路として適正な維持・管理を促進します。

4) 地区レベル幹線道路

・各地区に下記の機能を享受する上で、特に重要となる道路を「地区レベル幹線道路」と位置付け、機能の強化を図ります。

- ① 地区間連携を促進する環状ネットワークを構成する道路
- ② 地区内交通を円滑に都市レベル幹線道路に誘導する道路
- ③ 地区内から、都市拠点や主要交通結節点（幸地インターチェンジ、てだこ浦西駅等）へのアクセス性を高める道路
- ④ 地区から、避難路等となる広幅員道路や避難地へのアクセス性を高める道路

・町道翁長徳佐田線は、西原西地区の中央軸として早期整備を進めるとともに、幸地インターチェンジへのアクセス道路として機能を高めるため、町道森川翁長線の整備を推進します。

・都計道路棚原東線は、文教エリアからてだこ浦西駅方面のアクセス性を高める道路として機能の維持を図ります。また、県道宜野湾西原線と町道森川翁長線を結ぶ町道森川3号線、産業エリアから国道329号を東西に結ぶ町道内間・小那覇線は、産業エリアや文教エリアから西原インターチェンジ方面へのアクセス性を高める道路として機能整備を図ります。

・シンボルロードにかかる都計道路呉屋安室線（新設）、都計道路兼久安室線（拡幅）の交差点である安室交差点は安全性の確保と円滑な交通確保のため、ラウンドアバウト化を図ります。

・町道小那覇マリンタウン線（県道38号線の一部）は、中心核周辺に広がる市街地エリアの北部住宅地を横断し、マリンタウン地区や避難路となる国道329号等へのアクセスを担う道路として整備済みであるため、機能の維持に努めます。

・臨港道路1号線は、マリンタウン地区内を縦貫し与那原町へ至る縦軸として機能の維持・増進を図ります。また、町道東崎線は、シンボルロード及び町道小那覇マリンタウン線（県道38号線の一部）とともに、マリンタウン内をラダー状に結ぶ横軸として整備済みであることから適正な維持・管理を図ります。

・その他の環状ネットワークを構成する主な町道は、地区間の連携や交流を促進する道路として機能の増進を図ります。

5) 補助幹線道路

・住区の骨格を形成する主な町道を「補助幹線道路」に位置付け、機能の維持・増進を進めることで、区画道路からの交通を効率よく安全に幹線道路へ誘導します。また、幹線道路からの交通を区画道路へ分散します。

・バスなど公共交通の利用促進を図るとともに、植樹や辻広場を利用した緑地の配置等により、アメニティ性の高い都市空間を創出します。

表. 道路区分別の機能と整備方針と配慮すべき機能

区分	対 象	交通機能	整備方針・配慮事項等
広域幹線	・ 沖縄自動車道	・ 自動車の広域交通を大量かつ高速に処理する	・ 沖縄自動車道からモノレールへの転換を促進し那覇都市圏の渋滞緩和（ハシゴ道路ネットワークの構築）
主要幹線道路	・ 国道 329 号バイパス ・ 都計道路幸地インター線 ・ 主要地方道浦添西原線 ・ 主要地方道那覇北中城線	・ 都市圏内の道路網の基幹部分を形成する道路 ・ 周辺市町村や町内の都市核・拠点間を連絡し、各地区の交通を集約して処理する道路	・ 国道 329 号バイパスの産業道路機能の付加（産業ゾーンの縦断） ・ まちづくりと関連する路線として整備の早期実現 ・ 主要地方道那覇北中城線の早期整備の実現 ・ 沿道人口の増加に対応と局所的・一時的な混雑区間の解消 ・ 歩行者等が安全・快適に通行できるよう歩道空間の確保とバリアフリー化 ・ 道路緑化や景観形成のための環境空間の形成に配慮 ・ 防災空間の形成に配慮 ・ 災害発生時の避難・誘導に資する道路として整備促進
都市レベル幹線道路	・ 国道 329 号 ・ 県道宜野湾西原線 ・ 県道糸満与那原線 ・ 県道 155 号線 ・ 町道内間・小那覇線 ・ 町道池田・大名線	・ 主要幹線道路を補完する都市内の骨格道路	・ 沿道人口の増加に対応と局所的・一時的な混雑区間の解消 ・ 歩行者等が安全・快適に通行できるよう歩道空間の確保とバリアフリー化 ・ 道路緑化や歴史を感じる空間づくりなど、景観形成のための環境空間の形成に配慮 ・ 防災空間の形成に配慮
地区レベル幹線道路	・ シンボルロード（都計道路東崎兼久線、都計道路兼久安室線、都計道路呉屋安室線、仮称町道与那城小橋川線） ・ 都計道路棚原東線 ・ 町道翁長徳佐田線 ・ 町道森川翁長線 ・ 町道森川 1 号線 ・ 町道小那覇マリンタウン線（県道 38 号線の一部含む） ・ 臨港道路 1 号線 ・ 町道東崎線 ・ 外環状道路ネットワークを構成する町道	・ 地区に下記機能を享受する上で特に重要な道路 ①地区間の連携促進 ②地区内交通の円滑誘導 ③都市拠点や交通結節点（西原 IC、新駅等）へのアクセス促進 ④避難路等となる広幅員道路や避難地へのアクセス性を高める道路	・ シンボルロードは町の文化軸として道路緑化によりうるおいある空間を創出 ・ 都計道路兼久安室線、都計道路呉屋安室線）の安室交差点のラウンドアバウト化を推進 ・ 各地区から、西原インターチェンジやてだこ浦西駅へのアクセス、中心核、マリンタウン地区等へ向かう交通を円滑に誘導するため、交通量に即した機能整備、沿道の環境整備等を推進 ・ 外環状道路ネットワークを構成する町道は、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮
補助幹線道路	・ 県道 38 号線の現道区間 ・ 住区の骨格を形成する主な町道 ・ 兼久・小那覇間の骨格を形成する道路	・ 各地区から発生集中する交通を円滑に幹線道路へ誘導する道路 ・ アクセス機能、バス利用促進機能、アメニティ機能等を有する道路	・ 既存道路の有効活用と機能の維持・増進 ・ 歩行者や自転車が安全・快適に通行できる空間整備 ・ 緑地の配置等によるアメニティ性の向上 ・ 住宅、工業及び商業が接する町道については、緩衝、修景機能に配慮
区画道路	・ 街区内の交通を集散させるとともに宅地への出入交通を処理する日常生活に密着した道路		・ 歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう、路面標示等の安全施設の設置や歩車分離

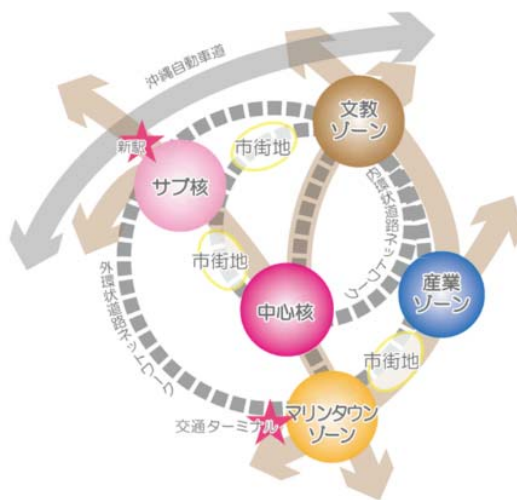
（３）快適な生活を支え、安全・安心に移動できる地域交通の形成

高齢化が進展する中、町民の生活を支える身近な交通手段として公共交通の利便性向上が求められています。そのため、誰もが安心して移動できる環境として公共交通を安定的に維持していく必要があることから、バス需要が多い地域へのルート延伸、便数の調整などによる利便性の向上、沖縄都市モノレールやバス間の乗継機能の強化により、公共交通の質的充実に取り組みます。

また、沖縄の気候風土に配慮し、緑陰を創出する街路樹を積極的に配置することで、歩行環境を快適なものにして公共交通の利用を促進します。

１）新たな公共交通システム等

- ・ マリントウンエリアにおいて宿泊機能等を含めた交通ターミナルの建設計画があることから、その早期実現を促進します。
- ・ 中心核の形成、マリントウンエリアの商業機能や観光・レクリエーション機能の充実、市街地整備の進展や交通需要の変化等に対応しながら、内環状道路ネットワーク、外環状道路ネットワークを活かしたきめ細やかなサービス水準を確保し、誰もが快適に移動できる新たな公共交通システムの導入に向け検討します。
- ・ 必要に応じて、基幹バスに加え、町内等を循環するバス（ミニバス等）を導入の検討を図り、車に依存しなくても暮し生活できる快適な生活環境を提供します。
- ・ また、交通システムとして情報技術等のＩＣＴを活用した先進的な取り組みやＭＩＣＥエリアにおける快適な域内交通（自動運転等）の検討を県と協力して進めていきます。



２）乗継施設等の整備及び自転車利用の促進

- ・ 公共交通ネットワークが十分に機能するためには、自動車からモノレール、バスからモノレールなど、各交通相互の乗継を円滑化することが不可欠です。
- ・ そのため、てだこ浦西駅やバス停、交通結節点においては、バリアフリー化を進めます。
- ・ 沖縄自動車道からモノレールへの乗り換え需要を考慮し、幸地インターチェンジ～てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場間のアクセス性向上の促進を図ります。
- ・ 自転車利用の促進（電動自転車シェア・自転車道整備・自転車歩行者道網整備・駐輪場整備）

(4) 人や地域、環境にやさしい道路空間づくり

1) 円滑な道路交通の確保と安全性・快適性の向上

- ・ 町民の生活や経済活動を支える人や物、情報の交流・連携を促進することにより、都市の活力を高め、持続可能な社会を実現する必要があります。そのため、道路の混雑緩和を図り、円滑性を高める道路交通の確保を図ります。
- ・ 高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して暮らせる生活環境の形成や、安全・快適に移動できる道路環境を形成するため、生活道路や歩道空間などの安全性・快適性を高める道路空間整備を進めます。
- ・ 角地等を利用したポケットパーク（辻広場）やベンチの設置等により歩きやすい環境整備を進めます。

2) 都市防災向上のための道路空間づくり

- ・ 災害発生時の救援・復旧活動を迅速に実施し、被害を最小限にとどめ都市活動の早期回復を図ることができるよう、避難路や延焼遮断帯となる広幅員道路の整備、街路樹の設置など、都市防災機能を高める道路空間の整備を進めます。
- ・ 災害時における救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員及び物資等の輸送を確実に実施するための緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくため、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、必要な整備を推進します。（町道内間・小那覇線、町道小那覇1号線、町道呉屋安室線、町道上原～千原線）
- ・ さらに、地域の防災力を超える災害発生を想定し、台地部への円滑な避難路の確保など、減災機能を高める道路の整備を進めます。
- ・ また、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進を図ります。

3) 景観形成やビオトープとしての道路空間づくり

- ・ 道路は、町を訪れる人に、第一印象として本町の雰囲気伝える重要な空間となるとともに、道路緑化による緑のネットワークは、小動物の生息範囲をつなげる回廊となり生物多様性の維持に重要な空間となります。町民が快適に日常生活を送るため、環境と調和した良好な道路景観づくりや都市環境に配慮した道路空間の形成を図ります。
- ・ 街路樹の設置や沿道へのプランター設置、サガリバナ（サワフジ）など本町らしい樹木の植樹とともに、地域のまちづくりと連携した管理のあり方等について検討するなど、無理なく西原町らしい景観を形成する方向を検討します。
- ・ 町内には、首里城と中城城を結ぶ「歴史の道」が通っていたことから、歴史の道を感じさせる道路空間づくりを検討します。
- ・ 中心核やシンボルロード等のシンボル性の高い道路区間においては、緑の配置や無電柱化（電線類の地中化、裏配線等）、色彩やサインの統一、ストリートファニチャーの設置等により、高質な空間づくりを検討します。

- ・美しい道路景観の維持・創出に資する地区計画や協定の導入等について検討します。

4) 環境負荷の軽減に配慮した道路空間づくり

- ・温暖化など地球規模で環境問題が深刻化する中で、自動車交通による環境負荷やエネルギーの消費を軽減する必要性が高まっています。そのため、自動車の走行性に配慮した道路空間づくりを進めます。
- ・また、沿道への公害防止の観点から街路樹の設置を積極的に進めます。

5) 人にやさしい福祉の交通環境づくり

- ・活力にあふれた住みよいまちづくりを実現するためには、都市基盤整備の充実を図るとともに、高齢者や障害者など誰もが安全・安心に利用できる施設整備や社会システムを構築する必要があります。そのため、その障害となる物理的・制度的な改善・整備を進めます。
- ・日常的な活動空間となる道路や公共交通機関、公共公益施設等においては、年齢や運動能力の違いによらず、誰もが安心して利用できる環境を形成します。
- ・車いすのすれ違い等に配慮した広幅員歩道の確保、段差の解消、無電柱化
- ・歩道空間の利用に関する指導やルールづくり（車や自転車による閉塞の解消など）
- ・公共交通機関や学校、病院、商業施設など公共性の高い施設周辺における歩行支援施設の整備
- ・建物のセットバックスペースなどを活かした緑陰や休憩ベンチ等の設置
- ・「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、大規模建築物におけるバリアフリー化の指導
- ・分かりやすい情報案内施設や誘導ブロック、スロープ等の設置



図 将来道路網図

3. みどりと水に関する方針

■ みどりと水に関する基本方針

○ 特色あるみどりのまちづくりを展開します

- ・本町中央の斜面緑地等に『環境保全軸』、小波津川沿いに『都市のみどり軸』、海浜地に『水辺軸』及びまちの顔となる地区を配置し、斜面緑地や河川など自然環境と公園・緑地が連携した特色あるみどりのまちづくりを展開します。

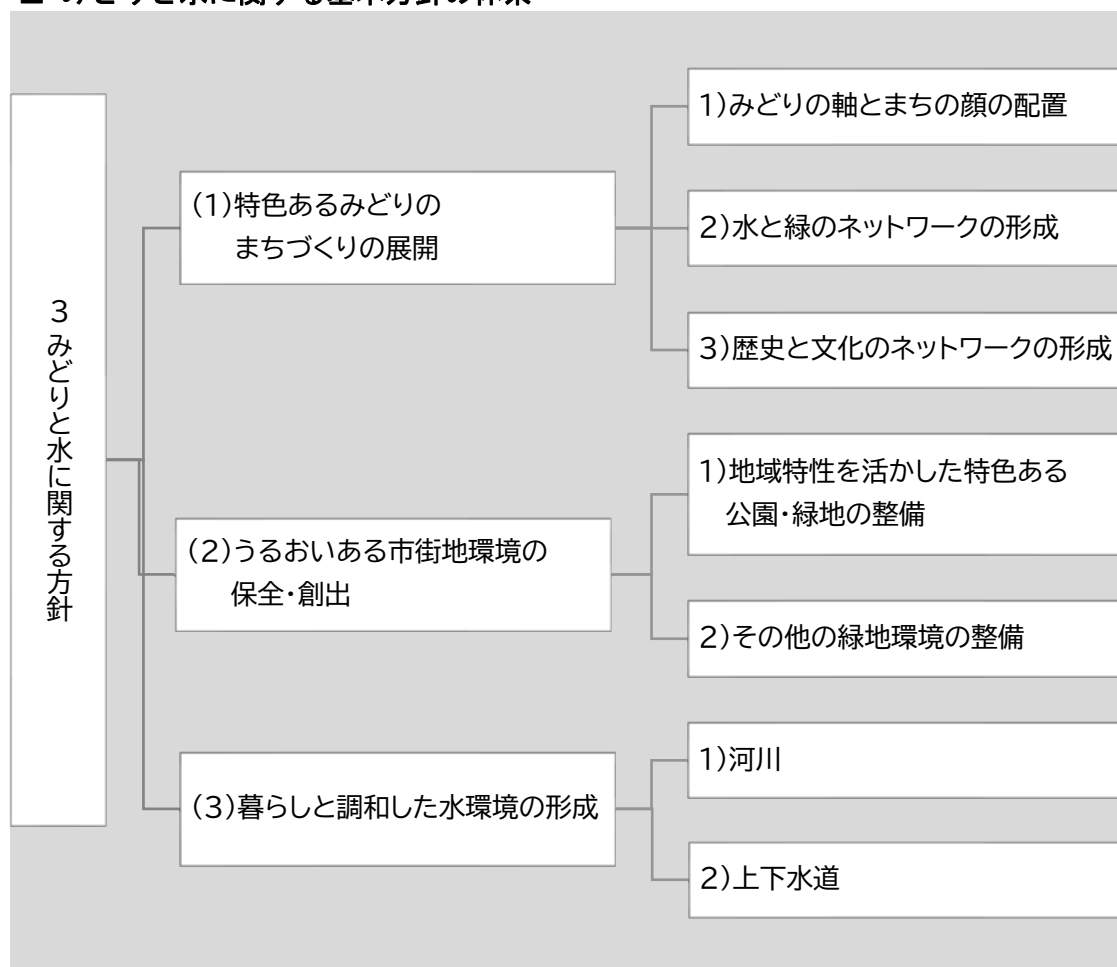
○ うるおいある市街地環境を保全・創出します

- ・市街地においては、公園・緑地をはじめ民地内の緑化等によって身近な緑を増やすことにより、緑豊かな街並み形成や緑のネットワーク化を進めます。また、市街地内の緑や周辺の農地等は、身近なみどり空間として保全し次代へ継承します。

○ 暮らしと調和した水環境の形成を図ります

- ・総合的な治水対策を進めるとともに、動植物の生息空間や温度調節機能、防災機能、親水性によるレクリエーション機能など、河川が持つ多面的機能を活かし、質の高い市街地環境を形成します。

■ みどりと水に関する基本方針の体系



(1) 特色あるみどりのまちづくりの展開

1) みどりの軸及びまちの顔の配置

○ 連続性を持つ斜面緑地の保全・活用（『環境保全軸』の形成）

- ・斜面緑地を『環境保全軸』に位置づけ、修景の保存やエコロジカルネットワークとしての機能保全、自然観察等の学習の場等としての活用を図ります。
- ・保全にあたっては、保全の優先順位を見極め、地権者の協力を得ながら、緑地保全地域や市民緑地制度を導入するなど、県の協力を得て、効果的な保全策に結び付けていきます。
- ・開発が行われる場合は、事業者や地権者に対し、緑地の保全・創出への協力を求めます。

○ 海浜地域～中心核～斜面緑地をつなぐ緑の配置（『都市のみどり軸』の形成）

- ・小波津川（2級）や兼久川（準用）で形成する「水と緑の空間軸」、主要地方道浦添西原線やシンボルロード等のうるおいある道路空間を基軸として、海浜地域と町の中心核、西原運動公園方面をつなぐ『都市のみどり軸』を配置します。
- ・良好な植生や水辺環境を活かした公園・緑地の整備を進めることで、自然とのふれあいの場を創出します。また、河川や道路等の線的な緑、公園や施設内緑地、民地緑地などの点的な緑を有機的につなぐことで、うるおいある都市間環境を形成します。
- ・小波津川河岸整備においては、多自然川づくりや親水空間の確保、海浜資源を活用した空間づくり等に配慮し、自然との共生を図った環境形成を進めます。

○ 沖縄らしい海と緑が融合する空間の創出（『水辺軸』の形成）

- ・海浜地域に、海岸線や白浜、東崎公園や都市緑地を中心とする『水辺軸』を配置します。
- ・この海浜地域は、観光機能やレクリエーション機能の高い水と緑の空間として、また、多様な生物の生息空間として保全・活用を図るとともに、安らぎや賑わいを感じる修景整備を進めます。
- ・大型MICE施設及び宿泊・商業施設周辺の水辺空間は、市街地等の下水道普及等努めることで、水質の改善と良好な親水空間を形成します。

○ 表情豊かなまちの顔づくり

- ・中心核やサブ核など“まちの顔”やゲートとして役割を担う地区については、地区計画等のまちづくりルールを活用しながら、斜面緑地や小波津川等の自然環境、周辺の公園・緑地等と調和を図りつつ、魅力ある都市環境や景観の形成に努め、表情豊かな西原町らしい顔づくりを進めます。

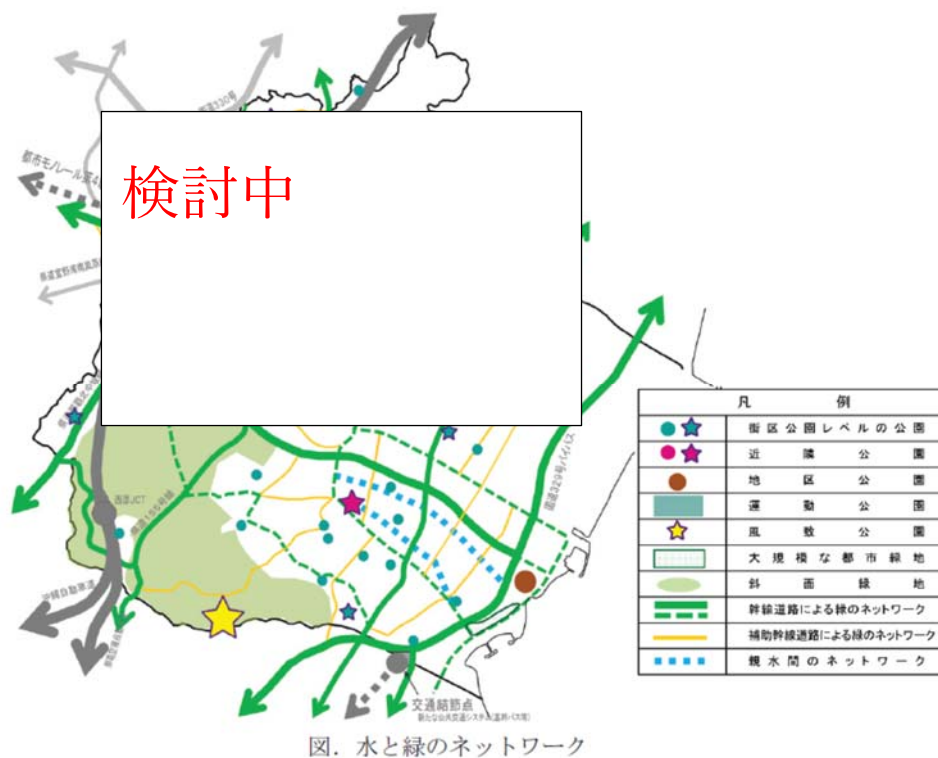
2) 水と緑のネットワークの形成

- ・公園・緑地は、都市環境の保全や景観形成機能、交通公害の防止や緩和等の都市環境保全機能、延焼遮断帯や災害時の避難場所としての防災機能、地区住民の憩いの場、小動物の生息の場、レクリエーション機能など多様な機能を有しています。これらの機能が十分に発揮されるためには、緑化された道路や公園・緑地等の施設を有機的に結ぶこと

が必要です。

本計画では、西原運動公園や東崎公園等の大規模公園等を核としながら、斜面緑地や小波津川、公共施設内や民地の緑等、史跡や文化財周辺の緑等を、街路樹や街角の花壇、オープンスペースを活用した緑地、河川・水路等につなぐことにより、水と緑のネットワークを形成します。

- ・大規模な土地利用転換等にあたっては、緑地の創出や公園の整備等を誘導します。
- ・広幅員道路については、道路緑化を進めるなど沿道の街並み景観づくりに配慮します。また、景観の向上・改善や緑化に取り組む町民等の活動を支援します。
- ・公共施設の緑化に努めるとともに、町民や企業、大学等の協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化など民地の緑化を促進します。特に、沖縄キリスト教学院大学・短期大学の周辺等の緑地や、内間御殿をはじめとする文化史跡周辺の緑地など、風致的に優れた緑地や伝統的・文化的な意義のある緑地については、特別緑地保全地区や風致地区の指定を検討し適正に保全します。



3) 歴史と文化のネットワークの形成

- ・本町には金丸（のちの尚円王）の旧宅跡地であり、国史跡に指定された内間御殿をはじめ、グスクや拝所など多くの文化財や、歴史的な場所、伝承が残る場所が点在します。これらは先人が永い歴史の中で築いてきたかけがえのない歴史文化遺産です。これらを保存・活用していくことは「文教のまち」の具現化の一方策として、また本町を理解し、郷土の新しい地域文化を創造し町民文化の高揚を図る上で極めて重要と言えます。
 - ・そのため、現存する文化財や歴史的、伝承が残る場所については保存・活用を図るとともに、「歴史の道」が通っていたと推測される箇所については、現在整備中の主要地方道那覇北中城線や主要地方道浦添西原線などルートが重なるため、両道路の歩道等において歴史の道を演出するような舗装やサイン計画等を進めるなど、点在する文化財や歴史的、伝承が残る場所を回遊できる歩行空間づくりを進めます。
- また、点在する歴史・文化財や県立埋蔵文化財センターも含めて、有機的なネットワークを形成します。

(2) うるおいある市街地環境の保全・創出

1) 地域特性を活かした特色ある公園・緑地の整備

○ 公園・緑地種別の整備方針

【運動公園】

- ・西原運動公園は、斜面緑地を活用したスポーツやレクリエーション拠点となっており、今後も必要な改築等を行いながら活用の促進を図ります。

【地区公園】

- ・東崎公園は、きらきらビーチや商業施設、大型MICE関連施設等と一体となったレクリエーションの拠点として、利用の促進と管理の充実を図ります。また、必要に応じた再生整備を図ります。

【近隣公園】

- ・上原高台公園は、近隣住民の憩いの場として活用するとともに、好眺望点として魅力の向上と利用促進、管理の充実を図ります。また、必要に応じた再生整備を図ります。
- ・庁舎等複合施設を配置する公共施設ゾーン内に、近隣の公共施設や商業店舗等の利用者や就業者、近隣住民が集う新たな近隣公園を配置し、小波津川等の親水性を活かしつつ、市街地内にうるおいを与える空間とします。
- ・公園不足地区となっている坂田交差点南西側に近隣住民の憩いの場となる新たな近隣公園の配置を検討します。
- ・庁舎等複合施設東側に新たに配置する近隣公園は、災害発生時に、防災拠点として機能させるための防災設備（防災パーゴラやかまどベンチ等）を備えた多機能な公園とします。

【街区公園】

- ・街区公園や民間開発等において移管された公園については、少子高齢化等を背景に利用属性やニーズの変化に応じて、今後の利用形態の動向等を勘案しながら、必要に応じたリニューアルを進め利用しやすい公園づくりを進めます。
- ・西原西地区土地区画整理事業区域内に、周辺住民の憩いの場となる街区公園4箇所を整備します。
- ・公園が不足している森川地区、嘉手苅地区、幸地地区及び我謝地区については、面的な整備や道路整備等と合わせた新たな公園配置を進めます。

【風致公園】

- ・「西原富士」と称される運玉森の周辺は、野鳥や植物等の自然と触れ合う場として、また、地域環境の拠点として「風致公園」の配置を検討します。
- ・運玉森は町の象徴的な存在であり、運玉義留（ウンタマギルー）の伝説や沖縄戦にまつわる歴史など、町民生活にゆかりの深い地です。また、その頂上は集落や中城湾に浮かぶ島々等を見渡す風光明媚な眺望点となっていることから、適正な保全と活用により、自然の豊かさや歴史等を次代へ伝える拠点とします。

【都市緑地】

- ・内間地区の掛保久後間毛都市緑地、東崎地区の東崎都市緑地は、都市内にうるおいを与える緑地として管理の充実を図ります。

○ 安全・安心・快適な生活に資する公園づくり

- ・公園の利用者属性や利用者ニーズの変化等を捉えながら、使いやすく安全・快適な施設環境づくりを進めます。また、町民等と協働しながら、遊具の安全確認や美化など管理の充実を図ります。
- ・公園は災害発生時に延焼遮断帯として機能するほか、近隣公園等の生活に身近な公園は避難場所や食料等の配給拠点、地域情報の提供の場として、大規模な公園は駐車場や広場、生活復旧支援の場として機能するなど重要な役割を果たします。そのため、公園整備やリニューアルにあたっては、防災機能の確保に配慮します。

○ 民間活力を活かし、幅広い利用を促す公園づくり

- ・民間活力を活かし、Park-PFI（公募設置管理制度）を活用するなど、公園の幅広い利用を展開する公園づくりに取り組んでいきます。

2) その他の緑地環境整備

- ・本町は墓地開発圧力が強く、多くの墓地が散在しています。そのため、「西原町墓地基本計画」（平成22年3月）に基づき対応方向を整理した上で、必要に応じて、墓園の設置を検討します。
- ・平成23年2月に国史跡に指定された内間御殿は石造遺構等の修復・復旧・復元整備のほか修景整備を行うなど、地域の歴史、文化、教育、観光資源として活用を図ります。
- ・樹齢400年以上といわれている「内間御殿のサワフジ（サガリバナ）」（町指定天然記念

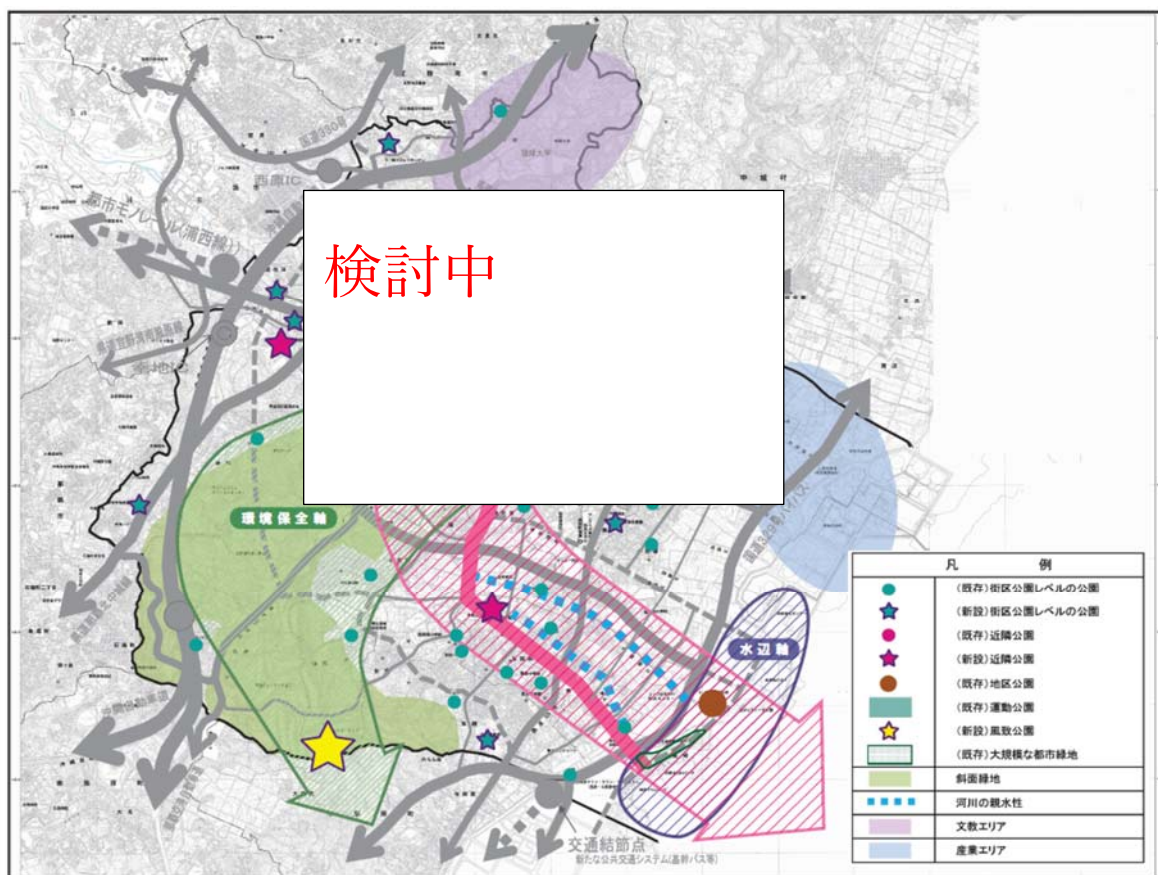
物)は、保護とあわせて将来への継承について検討します。

- ・「内間御殿」や「内間御殿のサワフジ」などの歴史・文化的資源を活用した景観づくりを推進します。
- ・小波津川上流にある県道 155 号線北側の緑地は、良好な植生や水辺空間を有する緑地として保全するとともに、福祉や環境に配慮し誰もが安全に散策等ができる「エコロジーパーク」として整備を検討します。

表. 都市公園の配置方針

	実績値				追加する公園・緑地			
	市街地		行政区域		市街地		行政区域	
	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
街区公園レベル	+8	+約 2.0	+8	+約 2.0				
近隣公園	+2	+約 4.0	+2	+約 4.0				
地区公園								
総合公園								
運動公園								
都市緑地								
風致公園							+1	適宜
合計（風致公園除く）	23	12.51	33	31.63	+10	+約 6.0	+10	+約 6.0

※市街化区域界にまたがる公園は、5割が市街化区域内に含まれるものと見なした。



（３）暮らしと調和した水環境の形成

河川や排水路については、計画的に整備が進められてきたものの、豪雨時には中・下流において局地的に氾濫が起こり、生活域及び農用地で浸水被害を引き起こしてきました。そのため、現在、小波津川の護岸整備が県により進められています。

今後は、市街化の進展に合わせた河川や排水路の整備を進めるとともに、沿川市街地と一体となった親水空間の整備など、河川の環境特性を活かした都市基盤整備を進めるものとします。

また、市街化の進展や需要の増大に合わせた適正な下水道処理に努めること等により、水環境と調和する安全・安心で快適な暮らしを提供していきます。

1) 河川

○総合的な治水対策の実施

- ・河川流域の保水・遊水機能の確保に配慮しながら、下水道整備と一体となった総合的な治水対策を目指します。

○快適な環境づくりに寄与する河川の整備

- ・河川は、治水機能に加え、動植物の生息空間や都市内にうるおいや安らぎ、涼しい空気を与える水や風の道、延焼遮断帯等の防災機能など、良好な都市環境形成において多様な役割を有しています。そのため、治水安全度の向上とともに、都市環境形成に配慮するなど、バランスのとれた河川整備を目指します。
- ・治水上の問題がある小波津川において、河岸整備は、安心でうるおいある町民生活を確保する上で急務であることから、着実かつ早急な整備を促進していきます。
- ・中心核の公共サービス地区内を流れる小波津川や兼久川は、貴重な環境資源として「水と緑の空間軸」に位置づけ、町民等が楽しみ集える親水空間を創出するとともに、町民やNPO、県などの協力を得ながら質の高い空間形成を目指します。

2) 上下水道

○快適な環境づくりに資する下水道の整備

- ・浸水防止や水洗化による生活環境の向上や公共用水域の水質保全等を目的に、引き続き公共下水道の普及率及び接続率向上を図ります。
- ・都市活動に不可欠で計画的な市街地拡大は、時期等を勘案しながら、必要に応じ公共下水道区域の見直しを行います。
- ・下水道施設の維持管理を計画的に行います。

○良質で安定した上水道の供給

- ・上水道は、計画的な整備によって、ほぼ本町の市街地全域への供給が可能な状況となっています。今後も、市街地拡大による人口増加に対応し、水需要量の増加が予想されるため、長期的視点に立った上水道施設の整備拡充を図ります。また、上水道施設の維持管理を計画的に進め、良質で安定した供給を図ります。

4. 都市環境形成に関する方針

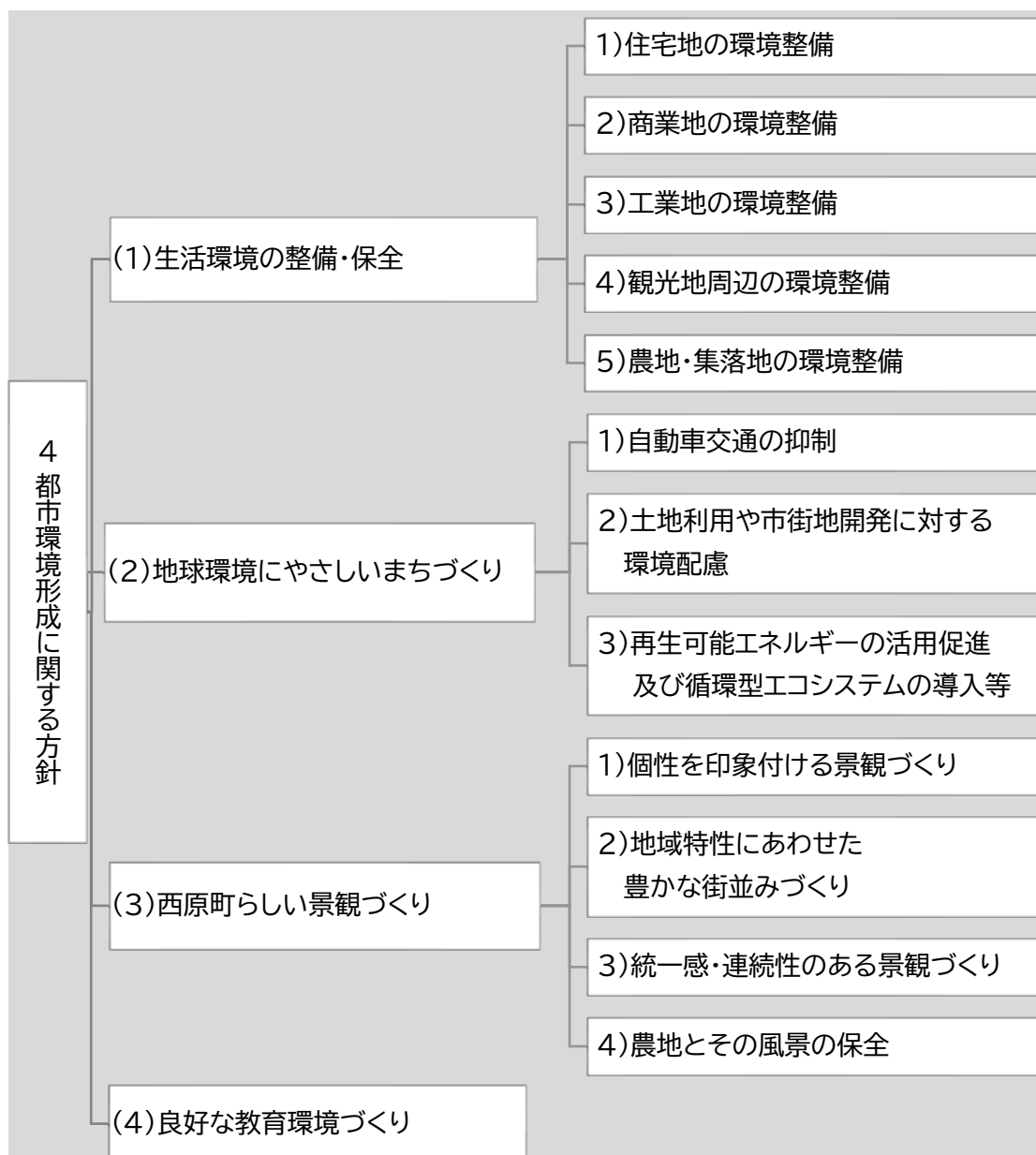
■ 都市環境形成に関する基本方針

自然環境と調和し、安全・安心・快適で、うるおいに満ちた生活環境を持続的に確保していくため、人や地域、環境に優しいまちづくりを進めることを基本方針とします。

環境への影響や環境負荷の軽減等に配慮した都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備等を進めることにより、地球環境にやさしく、持続的に発展するまちを目指します。

水と緑等の自然環境や歴史文化的な資源などを活かして、西原町らしい景観づくりを進めます。

■ 都市環境形成に関する方針の体系



（１）生活環境の整備・保全

１）住宅地の環境整備

住宅地については、安全性や快適性を高めるため、必要な施設整備やまちづくりルールづくりを進めます。

- ・十分な幅員が確保された地先道路の整備
- ・狭あい道路や行き止まり道路の解消
- ・通過交通を排除する道路配置や交通規制の導入
- ・身近な憩いの場となる街区公園やポケットパークの整備、たまり空間の創出
- ・学校や病院などの主要施設、バス停留所や身近な商店等への快適な歩行空間の整備
- ・ごみステーションの設置や門・塀・家屋等の外構の統一、プランター設置や植栽などによる美しい街並みの創出
- ・污水处理施設の未普及箇所の整備促進
- ・雨水排水施設等の整備 等

２）商業地の環境整備

商業地は、町全体や各地区の中心として人々が集まる場となることから、ゆとりのある空間整備や質が高く個性的な景観の演出等を図ります。

- ・無電柱化による広がりのある空間整備
- ・沖縄の気候風土に対応し緑陰が配置された空間整備
- ・市街地にうるおいを与える水辺空間の創出と水の演出
- ・琉球文化を感じさせる建築物や基盤の整備（赤瓦や琉球石灰岩の利用、グスク）
- ・立体的な緑化によるうるおい景観の形成、店舗等の協力による楽しい雰囲気づくり
- ・建物の意匠や周囲の環境と調和した看板や広告のコントロール
- ・祭りやイベントに対応できる広場の創出
- ・高齢化の進展に対応した人にやさしい基盤整備（バリアフリーの推進）
- ・情報発信拠点となる情報基盤の整備
- ・商業者や町民、事業者、大学等と連携した周辺まちづくりの推進（にぎわいや交流の場、地域コミュニティの形成、防犯や美化活動への参加等） 等

３）工業地の環境整備

工業地は、機能の追求のみならず安全性やうるおいある環境づくり、美しい景観づくりなど快適な就業環境の維持・形成に資する環境づくりを誘導します。

- ・敷地内緑化の誘導、道路緑化の推進
- ・交通需要に対応した道路整備（車道・歩道）
- ・就業者の憩いの場となる公園等の整備
- ・周辺地区との緩衝帯となる緑地の設置
- ・大学や他企業との多様な交流機会の拡大 等

4) 観光地周辺の環境整備

マリンタウンエリアをはじめとする観光地の周辺においては、アクセス性の向上や情報提供の充実など、魅力や集客性を高める環境整備を進めます。

- ・観光地やアクセス道路沿いにおける修景整備
- ・自動車や公共交通でのアクセス利便性の向上
- ・観光地間の連絡性や回遊性の向上
- ・レジャー施設の使い易さや快適性の向上（トイレや駐車場の充実など）
- ・写真スポットの設置
- ・本町らしく分かりやすい案内板（サイン）の充実
- ・パンフレットや電子媒体による情報提供の充実
- ・町民、企業等との協働による美化活動や施設管理、指定管理者制度の導入 等

5) 農地、集落地の環境整備

集落地においては、生垣の整備や屋敷林の保存・育成に努めるとともに、集落地内の道路や排水施設の機能向上、営農環境の維持等による農地の保全、修景整備等を促進し、個性的な集落地環境を創出します。

(2) 地球環境にやさしいまちづくり

環境への影響や環境負荷の軽減等に配慮した都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備等を進めることにより、地球環境にやさしく、持続的に発展するまちを目指します。

また、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を促進して、温室効果ガス排出削減に取り組むことで、カーボンニュートラル（脱炭素）への移行を図り、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します

1) 自動車交通の抑制

- ・公共交通の充実などにより自動車利用の抑制、さらに自動車の排気ガスの軽減や低公害車の普及などを推進し、自動車公害の防止に努めます。

2) 土地利用や市街地開発に対する環境配慮

- ・産業公害や都市生活型公害の防止のため、用途地域等の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・市街地開発事業等の実施にあたっては、周辺との調和を図るとともに、緑地や生態系への配慮、雨水流出や水質汚濁の防止、通風に配慮した街区形成など環境への影響に配慮します。

3) 再生可能エネルギーの活用促進及び循環型のエコシステムの導入等

- ・エネルギーの効率的な利用や再利用・再生利用など、環境負荷が少ない循環型の社会システムの構築を目指した都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備等を進めます。

- ・公共施設においては、省エネルギー化に取り組むとともに、脱炭素社会に向けた取組の普及のため、風力及び太陽光等の再生可能エネルギーを活用した自家消費型の施設整備を推進します。

(3) 西原町らしい景観づくり

1) 個性を印象づける景観づくり

- ・景観資源の保全・活用により本町らしい都市景観を形成するとともに、都市の“顔”となる拠点や骨格となる“軸”を明確に位置付けてそれぞれの個性を活かした景観づくりを進めることで、個性的でメリハリのある景観が形成されます。沖縄特有の空や海の青、街並みの白色、光と影のコントラスト、沖縄古来のシーサーや赤瓦等との調和を基本テーマとしながら、豊かな水と緑、文教のまちとしての風格、歴史性など地域資源と融合する西原町らしい景観づくりを進めます。

2) 地域特性にあわせた豊かな街並みづくり

- ・マリンタウンエリアの周辺は、大型MICE運営事業者や民間企業等と協力しながら、ウォーターフロントやMICEイベントを活かした賑わいある空間づくりと、秩序と調和ある美しい街並みの形成を進め、魅力向上によってまちの価値を高めます。
- ・新たな西原町らしさを発見し次代へ継承していくため、町民等の発意による景観づくり活動を支援します。また、公共空間は緑豊かな景観づくりのモデルとなるよう配慮します。

3) 統一感・連続性のある景観づくり

- ・町の歴史性と関係するサガリバナ（サワフジ）、町の花であるブーゲンビリア等を道路沿いや公共施設等、歴史的文化的施設等に植栽すること等により、西原町らしい美しい街並み景観を創出します。
- ・「景観まちづくり計画」に基づき、建物を一定の色彩に統一、敷地内の緑地の確保等を図ることにより、連続性のある街並み形成の誘導に取り組んでいます。また、市街化区域が拡大したことや運用から一定の時間が経過したことにより、計画の変更についても検討します。

4) 農地とその風景の保全

- ・市街地周辺に広がるサトウキビ等の農地は、沖縄らしい景観要素であり、また、斜面緑地等の自然環境を補完する重要な緑地資源と言えます。また、生物多様性の保全や雨水等の保水、地下水の涵養など多様な機能を有することから、営農環境の維持・改善等により農地の保全に努めます。

（４）良好な教育環境づくり

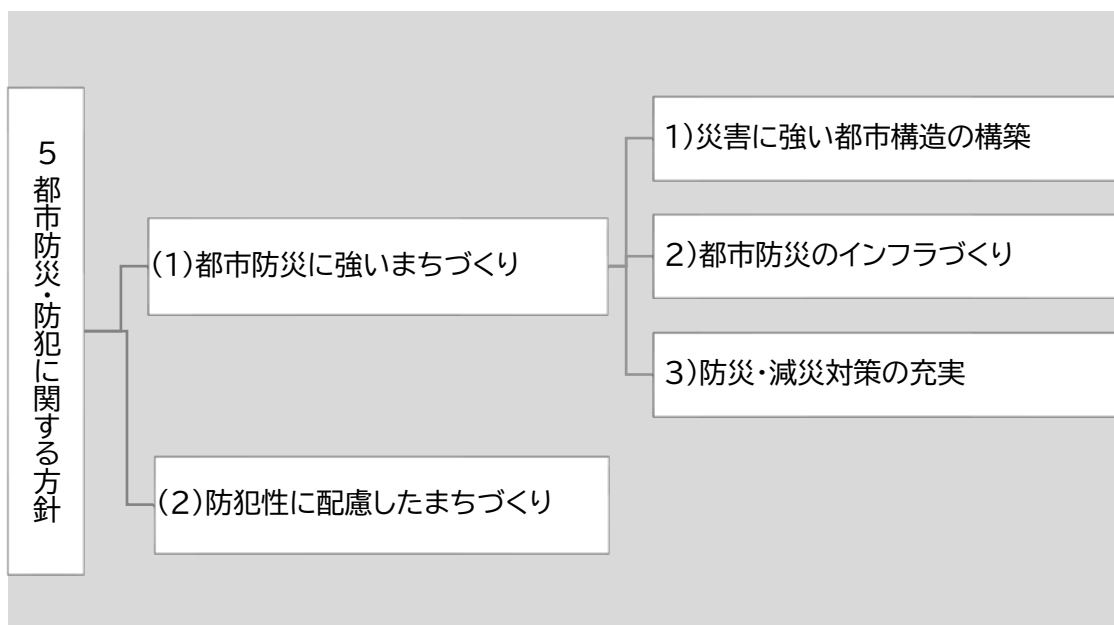
- ・小学校・中学校は、児童や生徒が１日の大半を過ごす生活の場であると同時に、地域住民等の緊急避難場所として役割を果たします。そのため、教育施設の整備にあたっては、将来人口の推移や将来の想定住区構成等を勘案し、安全・安心でより良い環境のなかで学び、生活できる教育環境の整備を目指します。
- ・教育施設は、児童・生徒のみならず、地域住民にとっても身近な公共施設であることから、地域のコミュニティ活動の支援や文化交流の促進など、地域との連携により地域に開かれた学校づくりを進めます。

5. 都市防災・防犯に関する方針

■ 都市防災・防犯に関する基本方針

台風や地震、津波といった大規模災害の多発、犯罪の多発や凶悪化、高齢者社会の到来などを背景として、町民の安全・安心に対するニーズは高まっています。そのため、防災性や防犯性に優れ、災害発生時等の避難や生活復旧、安心・安全の確保等に資する都市施設整備やまちづくりを進めます。防災については、「西原町地域防災計画」に基づき、まちづくりを進めます。

■ 都市防災・防犯に関する方針の体系



(1) 都市防災に強いまちづくり

1) 災害に強い都市構造の構築

○住宅建設制限区域の検討

○耐震化・不燃化の推進

長期間に渡り建物更新が進んでいない老朽住宅や木造住宅が密集するエリアでは、沿道不燃化や耐震化による適切な建物更新を促進する方策を検討するとともに、消火栓の設置等により防災機能強化を図ります。さらに、空き家による火災防止の観点から、空き家の所有者による適切な維持管理が図られるよう意識啓発を進めます。

○避難箇所の適切配置

2) 都市防災のインフラづくり

○ライフラインの維持・強化

災害に強い都市づくりを推進するため、上下水道管の耐震化などライフラインの強化を図り、配水管の更新と合わせて消防水利の維持強化に努めます。

○ 災害に強い道路施設整備

道路は、交通処理のみでなく、災害発生時の避難路や延焼遮断帯、日常生活に必要な上下水道や電気、ガス、電話など供給処理施設を収容する空間としても機能しています。そのため、道路整備にあたっては、災害時における避難・誘導、ライフラインの確保などに備えた、災害に強い道路づくりを目指します。

- ・道路の広幅員化（緊急車両の通行円滑化、延焼防止、被害拡大の防止等）
- ・無電柱化（消防活動空間の確保、電柱倒壊や電線切断など二次災害の防止等）
- ・道路の緑化（延焼防止、倒壊建物による道路の閉塞の防止等） 等

○ 都市防災に寄与する公園・緑地の整備

公園・緑地等のオープンスペースは、公害や災害の防止に寄与するとともに、災害発生時に延焼遮断帯や避難場所、食料等の配給拠点、地域情報の提供の場、生活復旧支援に必要な駐車場や広場、移転居住地等として重要な役割を果たします。また、河川空間は、延焼防止機能や貯水機能など都市防災上で有効な機能を有しています。

そのため、公園・緑地や河川など都市内のオープンスペースを活用した防災機能の向上を図ります。

- ・公園・緑地の有機的な配置と計画的な整備
- ・公園と河川が一带となった空間の整備
- ・新たな公園整備や既存の公園の再整備にあたっては防災機能の確保について検討
- ・公共サービス地区には、災害対策拠点となる庁舎等や小波津川と一体となった近隣公園を配置し、防災設備機能を持つ設備（防災パーゴラやかまどベンチ等）を整備

3) 防災・減災対策の充実

深刻な津波被害をもたらした東日本大震災を教訓とし、想定外の大規模な地震や津波・高潮等を念頭においた防災・減災対策について検討します。

- ・防災水準を高める施設整備などハード面の対策
（緑化等による斜面安定化、消波施設の整備促進、河川護岸整備のさらなる充実 等）
- ・津波や高波等が発生した際に避難・誘導の主動線となる避難道路等、防災機能の充実
（マリンタウンエリアと内陸部を結ぶ主要地方道浦添西原線、町道小那覇マリンタウン線、シンボルロード（都計道路東崎兼久線、都計道路兼久安室線、都計道路呉屋安室線、仮称町道与那城小橋川線）等）
- ・危険性を周知し、安全かつ円滑な対応を促すためのハザードマップの見直し 等

（２） 防犯性に配慮したまちづくり

空き地や空き家等の排除、美しい街並みづくり、死角や見通しを妨げるものの排除等により、人の目が行き届いているといった監視性を高めることは防犯まちづくりに役立ちます。道路・公園等の公共施設整備や住戸配置等においては、防犯性に強いまちづくりに配慮します。

- ・道路空間に多くの目が届くような宅地や建物の配置を促進
- ・地域のコミュニティの育成、花壇づくりなど野外で行なう町民活動の促進
- ・住宅地内への通過交通や走行速度を減らすことで部外者の侵入を抑制
- ・違法駐車等の排除、街路樹や植栽帯の繁茂など見通しを妨げるものの排除
- ・親しまれる公園づくり、公園や道路空間における防犯性に配慮した照明の設置
- ・心に安らぎを与える緑地等の設置 等

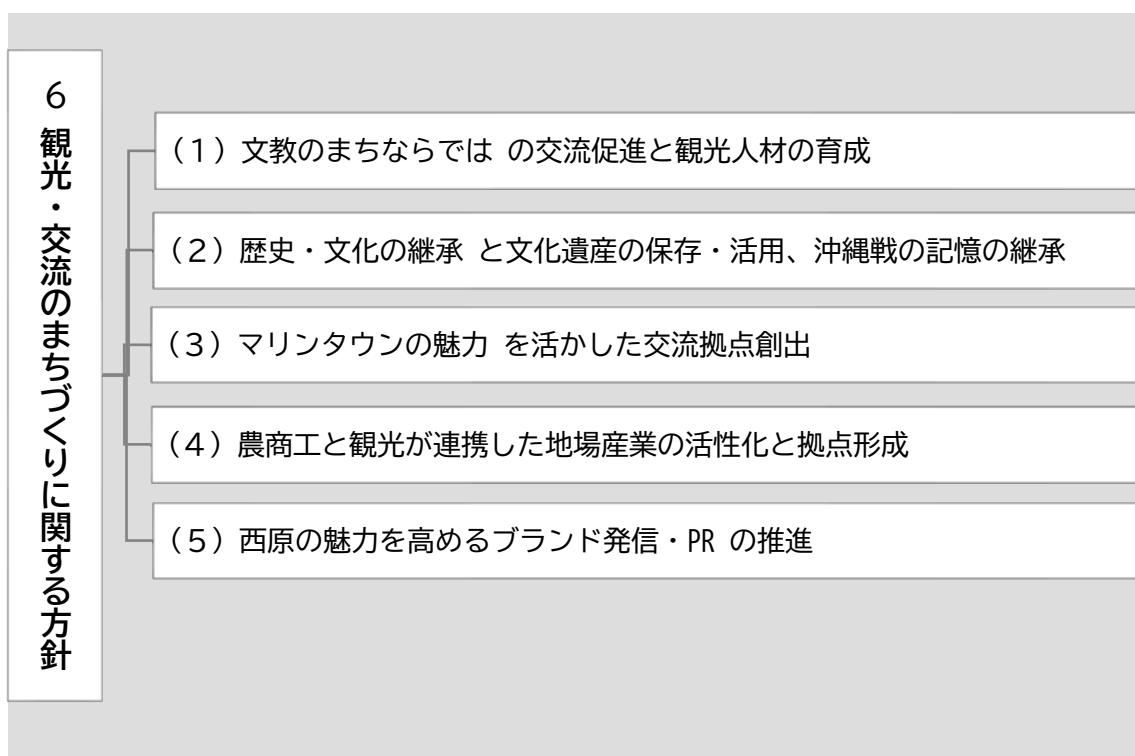
6. 観光・交流のまちづくり方針

■観光・交流のまちづくりに関する基本方針

本町の観光及び交流を促進するために、「西原町観光振興計画」に基づき、観光・交流のまちづくりを推進します。

- ・町内外での交流により、本町の有する魅力や価値が再認識され、上手く発信されるまちづくりを目指します。
- ・観光振興を通じた地域産業の活性化や人材育成を促進するまちづくりを目指します。
- ・町民が主役として、地域らしさや生きがいを実感しながら、観光振興に取り組むまちづくりを目指します。

■観光・交流のまちづくりに関する方針の体系



(1) 文教のまちならではの交流促進と観光人材の育成

- ・多様な人々・文化との交流促進
- ・観光関連の取組に向けた人材育成・組織化
- ・観光客増加による災害時のリスクへの 対応強化（避難誘導 等）

(2) 歴史・文化の継承 と文化遺産の保存・活用、沖縄戦の記憶の継承

- ・文化遺産の魅力発信と回遊性の向上
- ・沖縄戦激戦の地としての平和関連の取組 の充実
- ・歴史・案内ガイドの連携体制構築・メニュー開発

(3) マリントウンの魅力 を活かした交流拠点創出

- ・大型 MICE 施設整備と連携した開発
- ・マリントウンエリアと中心核商業系ゾーンとの連携による魅力ある交流拠点の形成
- ・交流人口の増加に向けた新規事業者等の誘致
- ・周辺地域との連携による魅力ある拠点の形成

(4) 農商工と観光が連携した地場産業の活性化と拠点形成

- ・農水産物流通・加工・観光拠点施設（さわふじマルシェ）の有効活用
- ・町内事業者・団体の連携
- ・ものづくりの町としての発展と魅力の向上

(5) 西原の魅力を高めるブランド発信・PR の推進

- ・地域ブランドの確立
- ・「文教のまち」の先進的な取組の PR
- ・観光キャラクター「さわりん」の活用